

令和5年2月9日

まちづくり委員会資料

令和5年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第3号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

- | | |
|--------|--|
| 資料 1 | 川崎市手数料条例の一部を改正する条例 改正概要 |
| 資料 2 | 川崎市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表 |
| 参考資料 1 | 建築基準法 新旧対照表 |
| 参考資料 2 | 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準 新旧対照表 |
| 参考資料 3 | 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 新旧対照表 |

まちづくり局

川崎市手数料条例の一部を改正する条例 概要

1 条例の趣旨

「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（以下、「脱炭素関連改正法」という。）」による「建築基準法」の一部改正（令和4年6月17日公布）、「建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（以下、「低炭素化誘導基準」という。）」の一部改正（令和4年8月16日公布、令和4年10月1日施行、令和4年11月7日公布、同日施行）及び「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下、「基準省令」という。）」の一部改正（令和4年8月16日公布、令和4年10月1日施行、令和4年11月7日公布、同日施行）による手続の変更等に伴い、当該手続きに関する手数料の新設及び所要の整備等が必要となった。

2 川崎市手数料条例の改正に係る上記法令の改正内容

（1）建築基準法の改正内容

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、建築物分野における取組が急務となっていることから、建築物の省エネ性能の一層の向上を図る対策の抜本的な強化等のため、脱炭素関連改正法が公布された。

この改正法に対応した省エネ性能の高い建築物は、建築基準法における建築物の容積率、建蔽率及び高さの制限を満たすことが困難となる場合がある。そのため、今回の建築基準法の改正では、省エネ性能の向上のために上記制限を満たすことが困難であり、その構造上やむを得ないと認められる建築物の改修等について、容積率、建蔽率、高さの限度及び高度地区に関する特例許可等の制度が創設された。

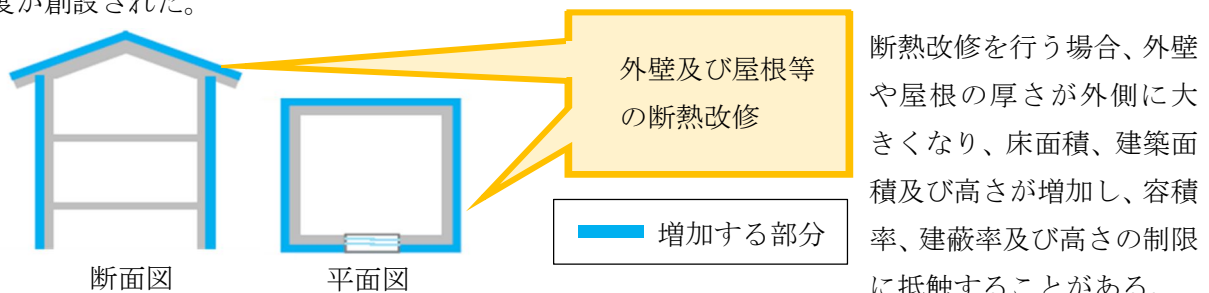


図1 構造上やむを得ない建築物の例

（2）都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく評価方法の改正内容

「都市の低炭素化の促進に関する法律（以下、「エコまち法」という。）」に基づく認定の評価方法を、低炭素化誘導基準で定めている。

低炭素化誘導基準において、ZEH・ZEB*の取組を推進する観点から、再生可能エネルギーを利用するための設備の建築物への導入が要件化される。このことから、ZEH・ZEBの取組と評価方法を整合させるため、共同住宅の誘導設計一次エネルギー消費量の算定方法について、住戸部分と共用部分のエネルギー消費量の合計で算定するものに限ることとする改正が行われた。

また、低炭素化誘導基準では、低炭素建築物新築等計画の認定に必要な基準を定めているが、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下、「省エネ法」という。）」との評価方法の統一を図るため、省エネ法に由来する基準省令の内容を引用する改正が行われた。

※：ZEH・ZEBとは、Net Zero Energy House（住宅）とNet Zero Energy Building（非住宅）の略称であり、外壁等の高断熱化や高効率な設備システム等の導入により、快適な室内環境を実現しながら大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、建物で消費する年間の一次エネルギー消費量の収支を実質ゼロにすることを目指した建築物である。

表1 評価方法の新旧

	再生可能エネルギー利用設備の設置義務	誘導設計一次エネルギー消費量の算定方法
改正前	<u>なし</u>	○ <u>住戸部分のみで算定</u> ○住戸部分＋共用部分の合計で算定
改正後	<u>あり</u>	<u>(削除)</u> ○住戸部分＋共用部分の合計で算定

(3) 省エネ法及びエコまち法に基づく誘導基準の改正内容

省エネ法及びエコまち法では、それぞれ建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進等について誘導基準を定めている。

省エネ法に基づく誘導基準及びエコまち法に基づく誘導基準において求める省エネ性能の水準を、省エネ法に定める基準省令の基準に統一化する改正が行われた。

この基準省令において、求める省エネ性能の水準がZEH・ZEB水準に引き上げられるとともに、特に着工件数の多い住宅について、申請及び審査の簡素合理化を図るため、省エネ計算によらずに適合確認が可能となる仕様基準（以下、「誘導仕様基準」という。）が新設された。

表2 省エネ法及びエコまち法に基づく誘導基準の新旧

		改正前	改正後
省エネ法	基準	<u>省エネ法で定める</u> 省エネ性能 (外皮性能＋一次エネルギー消費量)	<u>ZEH・ZEB水準の</u> 省エネ性能 (外皮性能＋一次エネルギー消費量)
	確認方法	○省エネ計算によって確認	○省エネ計算によって確認 又は <u>○仕様に適合しているか確認 (新設)</u>
エコまち法	基準	<u>エコまち法で定める</u> 省エネ性能 (外皮性能＋一次エネルギー消費量)	<u>ZEH・ZEB水準の</u> 省エネ性能 (外皮性能＋一次エネルギー消費量)
	確認方法	○省エネ計算によって確認	○省エネ計算によって確認 又は <u>○仕様に適合しているか確認 (新設)</u>

3 川崎市手数料条例の改正内容

(1) 建築基準法の改正に伴う改正内容

建築基準法の一部改正により、省エネ性能の高い建築物の容積率、建蔽率及び高さの制限について、新たな許認可の制度が創設されたことから、その手続きに必要な審査手数料の新設及び改正法に対応した所要の整備を行う。また、今回の建築基準法改正では、従前の建築基準法にはなかった高度地区に関する高さの許可も創設されたことから、これに関連して都市計画に定めた規定に基づいて行っていた、高度地区に関する高さの許可についても手数料を新設する。

表3 建築基準法の改正に伴う手数料条例の改正概要

手数料条例	分類	手数料	許可、認定の内容
第2条(212)の2	新設	27,000円	容積率の認定
第2条(213)の2	新設	33,000円	建蔽率の許可
第2条(216)の2	新設	160,000円	高さの許可
第2条(217)	項ずれ	160,000円 (変更なし)	高さの許可
第2条(219)の2	新設	160,000円	高度地区の許可
第2条(248)の2	新設	160,000円	高度地区の許可

(2) 低炭素化誘導基準の改正に伴う改正内容

低炭素化誘導基準の一部改正に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定を受ける際に、共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量の計算が必須となったため、計算されていない場合の手数料の削除及び所要の整備を行う。

また、低炭素化誘導基準に、基準省令が引用されるようになったため、用語の定義を基準省令に合わせる改正を行う。

表4 低炭素化誘導基準の改正に伴う手数料条例の改正概要【第2条(264)イ(イ)】

改正前	改正後
b(a) 共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量の <u>計算あり</u>	b 共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量の <u>計算あり</u> (手数料の変更なし)
b(b) 共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量の <u>計算なし</u>	<u>(削除)</u>

(3) 基準省令の改正に伴う改正内容

基準省令の一部改正に伴い、「誘導仕様基準」による認定申請が可能となったため、省エネ法及びエコまち法について、「誘導仕様基準」による認定申請手数料を新設する。

表5 新設する認定申請手数料(抜粋)【第2条(264)ウ、(270)ウ共通】

一戸建ての住宅の場合		共同住宅の住戸の場合	
区分(床面積)	手数料	区分(戸数)	手数料
200㎡未満	17,000円	1戸	17,000円
		2戸以上5戸以下	33,000円
		6戸以上10戸以下	47,000円
		11戸以上25戸以下	68,000円
200㎡以上	19,000円	26戸以上50戸以下	102,000円
		51戸以上100戸以下	155,000円
		101戸以上200戸以下	221,000円
		201戸以上300戸以下	285,000円
		301戸以上	325,000円

4 施行期日

公布の日から施行する。ただし、建築基準法の一部改正に基づく条例の改正（第2条212号の2、213号の2、217号及び219号の2）については、令和5年4月1日から施行する。

改正後	改正前
<p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。ただし、第279号の手数料については、月ごとに徴収することができる。</p> <p>(1)～(196) (略)</p> <p>(197) 建築基準法第7条第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第16項の規定に基づく通知に係る完了検査（当該完了検査の対象に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画又は当該計画の変更に係る建築物（以下この号において「判定建築物」という。）が含まれる場合に限る。）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 増築又は改築に係る完了検査 1件につき 前2号に規定する額に次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額を加えた額</p> <p>(ア) 増築又は改築に係る部分についてのみ建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。<u>第264号、第266号、第268号</u>、第270号及び第274号において「基準省令」という。）第1条第1項第1号イ又はロに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 次に掲げる判定建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円</p> <p>b 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 27,000円</p> <p>c 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 38,000円</p> <p>d 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 95,000円</p> <p>e 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 140,000円</p> <p>f 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 180,000円</p> <p>g 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のも 220,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の場合 1件につき アに規定する額</p> <p>(198)～(211) (略)</p> <p>(212) 建築基準法第51条ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円</p> <p><u>(212)の2 建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例に係る認定の申請に対する審査 1件につき27,000円</u></p> <p>(213) 建築基準法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円</p> <p><u>(213)の2 建築基準法第53条第5項第4号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき33,000円</u></p> <p>(214) 建築基準法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 1件につき 33,000円</p> <p>(215) (略)</p> <p>(216) 建築基準法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査 1件につき 27,000円</p> <p><u>(216)の2 建築基準法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円</u></p> <p>(217) 建築基準法第55条<u>第4項各号</u>の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円</p> <p>(218) (略)</p> <p>(219) 建築基準法第57条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 1件につき 27,000円</p> <p><u>(219)の2 建築基準法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円</u></p> <p>(220) 建築基準法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円</p> <p>(221)～(247) (略)</p> <p>(248) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の3第1項</p>	<p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。ただし、第279号の手数料については、月ごとに徴収することができる。</p> <p>(1)～(196) (略)</p> <p>(197) 建築基準法第7条第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第16項の規定に基づく通知に係る完了検査（当該完了検査の対象に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画又は当該計画の変更に係る建築物（以下この号において「判定建築物」という。）が含まれる場合に限る。）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 増築又は改築に係る完了検査 1件につき 前2号に規定する額に次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額を加えた額</p> <p>(ア) 増築又は改築に係る部分についてのみ建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。<u>第268号</u>、第270号及び第274号において「基準省令」という。）第1条第1項第1号イ又はロに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 次に掲げる判定建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円</p> <p>b 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 27,000円</p> <p>c 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 38,000円</p> <p>d 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 95,000円</p> <p>e 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 140,000円</p> <p>f 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 180,000円</p> <p>g 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のも 220,000円</p> <p>(イ) (ア)以外の場合 1件につき アに規定する額</p> <p>(198)～(211) (略)</p> <p>(212) 建築基準法第51条ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(213) 建築基準法第52条第10項、第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(214) 建築基準法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査 1件につき 33,000円</p> <p>(215) (略)</p> <p>(216) 建築基準法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査 1件につき 27,000円</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(217) 建築基準法第55条<u>第3項各号</u>の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円</p> <p>(218) (略)</p> <p>(219) 建築基準法第57条第1項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査 1件につき 27,000円</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(220) 建築基準法第59条第1項第3号の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円</p> <p>(221)～(247) (略)</p> <p>(248) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の3第1項</p>

改正後	改正前
<p>第1号から第6号までに掲げる書類（以下「建築計画概要書等」という。）の写しの交付 1件につき 300円</p> <p>1の建築計画概要書等ごとに1件とする。ただし、建築基準法施行規則第11条の3第1項第5号に掲げる処分等概要書の写しと当該処分等概要書に係る同項第1号又は第2号に掲げる建築計画概要書又は築造計画概要書の写しの交付の申請が同時に行われる場合は、1件とみなす。</p> <p><u>(248)の2 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第3号に掲げる高度地区に関する都市計画に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円</u></p> <p>(249) 都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査 ア～ウ（略）</p> <p>(250)～(263)の2（略）</p> <p>(264) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（以下この号及び次号において「認定申請」という。）に対する審査</p> <p>ア 認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を建築物省エネ法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅品質確保法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（第266号、第270号、第272号及び第274号において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」という。）が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この号、第266号、第270号、第272号及び第274号において同じ。） 1件につき 4,900円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分（<u>建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分のうち住戸の部分</u>をいう。以下この号、<u>第270号及び第274号</u>において同じ。） 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 4,900円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 9,600円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 16,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 27,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 45,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 81,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 130,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 160,000円</p> <p>(i) 301戸以上 170,000円</p> <p>b 共用部分（<u>建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分のうち住戸の部分を除いた部分</u>をいう。以下この号、<u>第270号及び第274号</u>において同じ。） 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</p> <p>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 17,000円</p> <p>(c) 共用部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</p> <p>(d) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</p> <p>(e) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</p> <p>(f) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>(g) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</p> <p>c 非住宅部分（<u>建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分</u>をいう。以下この号、<u>第270号及び第274号</u>において同じ。） 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</p> <p>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 17,000円</p> <p>(c) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</p>	<p>第1号から第6号までに掲げる書類（以下「建築計画概要書等」という。）の写しの交付 1件につき 300円</p> <p>1の建築計画概要書等ごとに1件とする。ただし、建築基準法施行規則第11条の3第1項第5号に掲げる処分等概要書の写しと当該処分等概要書に係る同項第1号又は第2号に掲げる建築計画概要書又は築造計画概要書の写しの交付の申請が同時に行われる場合は、1件とみなす。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(249) 都市計画法（<u>昭和43年法律第100号</u>）第29条第1項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査 ア～ウ（略）</p> <p>(250)～(263)の2（略）</p> <p>(264) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（以下この号及び次号において「認定申請」という。）に対する審査</p> <p>ア 認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を建築物省エネ法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅品質確保法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（第266号、第270号、第272号及び第274号において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」という。）が証する書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この号、第266号、第270号、第272号及び第274号において同じ。） 1件につき 4,900円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分（<u>人の居住の用に供する建築物の部分のうち住戸の部分</u>をいう。以下この号において同じ。） 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 4,900円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 9,600円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 16,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 27,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 45,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 81,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 130,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 160,000円</p> <p>(i) 301戸以上 170,000円</p> <p>b 共用部分（<u>人の居住の用に供する建築物の部分のうち住宅部分を除いた部分</u>をいう。以下この号において同じ。） 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</p> <p>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 17,000円</p> <p>(c) 共用部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</p> <p>(d) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</p> <p>(e) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</p> <p>(f) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>(g) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</p> <p>c 非住宅部分（<u>住宅部分及び共用部分以外の建築物の部分</u>をいう。以下この号において同じ。） 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</p> <p>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 17,000円</p> <p>(c) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</p>

改正後	改正前
<p>(d) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</p> <p>(e) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</p> <p>(f) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>(g) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</p>	<p>(d) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</p> <p>(e) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</p> <p>(f) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>(g) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</p>
<p>イ 認定申請に係る建築物又は建築物の部分に係る住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に定める断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級に係る評価が行われているものに限る。第266号、第270号及び第272号において「特定設計住宅性能評価書」という。）が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p>	<p>イ 認定申請に係る建築物又は建築物の部分に係る住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に定める断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級に係る評価が行われているものに限る。第266号、第270号及び第272号において「特定設計住宅性能評価書」という。）が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p>
<p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 8,800円</p>	<p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 8,800円</p>
<p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p>	<p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p>
<p>a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 8,800円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 23,000円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 30,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 43,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 64,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 100,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 150,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 190,000円</p> <p>(i) 301戸以上 200,000円</p>	<p>a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 8,800円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 23,000円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 30,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 43,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 64,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 100,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 150,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 190,000円</p> <p>(i) 301戸以上 200,000円</p>
<p><u>b 共用部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</u></p>	<p><u>b 共用部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</u></p>
<p>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 110,000円</p> <p>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 140,000円</p> <p>(c) 共用部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 180,000円</p> <p>(d) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 280,000円</p> <p>(e) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 360,000円</p> <p>(f) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 430,000円</p> <p>(g) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 500,000円</p>	<p>(a) 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）で定める方法により共用部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>i 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 110,000円</p> <p>ii 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 140,000円</p> <p>iii 共用部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 180,000円</p> <p>iv 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 280,000円</p> <p>v 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 360,000円</p> <p>vi 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 430,000円</p> <p>vii 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 500,000円</p>
<p>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 140,000円</p>	<p>(b) (a)以外の場合 ア(イ) bに掲げる建築物の区分に応じア(イ) bに規定する額</p>
<p>(c) 共用部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 180,000円</p>	
<p>(d) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 280,000円</p>	
<p>(e) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 360,000円</p>	
<p>(f) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 430,000円</p>	
<p>(g) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 500,000円</p>	
<p>c 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</p>	<p>c 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</p>
<p>(a) 基準省令第10条第1号ロ(1)に規定する非住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p>	<p>(a) 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準で定める基準が適用される場合又は特別な調査若しくは研究の結果に基づき当該基準と同等以上の基準であるとして市長が認めるものが適用される場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p>
<p>i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 240,000円</p>	<p>i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 240,000円</p>
<p>ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 300,000円</p>	<p>ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 300,000円</p>

改正後	改正前
<p>iii 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 380,000円</p> <p>iv 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 550,000円</p> <p>v 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 670,000円</p> <p>vi 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 790,000円</p> <p>vii 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 900,000円</p> <p>(b) (a) 以外の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 97,000円</p> <p>ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 120,000円</p> <p>iii 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>iv 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 260,000円</p> <p>v 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 330,000円</p> <p>vi 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 390,000円</p> <p>vii 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 470,000円</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p><u>a 基準省令第10条第2号イ(1)又はロ(1)に規定する基準が適用される場合 次に掲げる当該認定申請に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</u></p> <p><u>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円</u></p> <p><u>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円</u></p> <p><u>b 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)の基準が適用される場合 次に掲げる当該認定申請に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</u></p> <p><u>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円</u></p> <p><u>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円</u></p> <p>(イ) (ア) 以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p><u>a 住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</u></p> <p><u>(a) 基準省令第10条第2号イ(1)又はロ(1)に規定する基準が適用される場合 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</u></p> <p><u>i 1戸 34,000円</u></p> <p><u>ii 2戸以上5戸以下 69,000円</u></p> <p><u>iii 6戸以上10戸以下 97,000円</u></p> <p><u>iv 11戸以上25戸以下 140,000円</u></p> <p><u>v 26戸以上50戸以下 200,000円</u></p> <p><u>vi 51戸以上100戸以下 280,000円</u></p> <p><u>vii 101戸以上200戸以下 380,000円</u></p> <p><u>viii 201戸以上300戸以下 500,000円</u></p> <p><u>ix 301戸以上 590,000円</u></p> <p><u>(b) 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)の基準が適用される場合 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</u></p> <p><u>i 1戸 17,000円</u></p> <p><u>ii 2戸以上5戸以下 33,000円</u></p> <p><u>iii 6戸以上10戸以下 47,000円</u></p> <p><u>iv 11戸以上25戸以下 68,000円</u></p> <p><u>v 26戸以上50戸以下 102,000円</u></p> <p><u>vi 51戸以上100戸以下 155,000円</u></p>	<p>iii 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 380,000円</p> <p>iv 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 550,000円</p> <p>v 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 670,000円</p> <p>vi 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 790,000円</p> <p>vii 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 900,000円</p> <p>(b) (a) 以外の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 97,000円</p> <p>ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 120,000円</p> <p>iii 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>iv 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 260,000円</p> <p>v 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 330,000円</p> <p>vi 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 390,000円</p> <p>vii 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 470,000円</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる <u>当該認定申請に係る一戸建ての住宅</u>の区分に応じ次に規定する額</p> <p><u>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円</u></p> <p><u>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円</u></p> <p>(イ) (ア) 以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p><u>a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</u></p> <p><u>(a) 1戸 34,000円</u></p> <p><u>(b) 2戸以上5戸以下 69,000円</u></p> <p><u>(c) 6戸以上10戸以下 97,000円</u></p> <p><u>(d) 11戸以上25戸以下 140,000円</u></p> <p><u>(e) 26戸以上50戸以下 200,000円</u></p> <p><u>(f) 51戸以上100戸以下 280,000円</u></p> <p><u>(g) 101戸以上200戸以下 380,000円</u></p> <p><u>(h) 201戸以上300戸以下 500,000円</u></p> <p><u>(i) 301戸以上 590,000円</u></p>

改正後	改正前
<p><u>vi 101戸以上200戸以下 221,000円</u> <u>vii 201戸以上300戸以下 285,000円</u> <u>ix 301戸以上 325,000円</u></p> <p>b 共用部分 イ(イ) bに掲げる<u>建築物</u>の区分に応じイ(イ) bに規定する額</p> <p>c 非住宅部分 イ(イ) cに掲げる場合の区分に応じイ(イ) cに規定する額</p> <p>(265) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における同法第53条第1項の規定に基づく認定申請に対する審査</p> <p>1件につき 前号の規定により算定した額に第194号に規定する額(確認申請書に係る建築物の計画に昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては、同号に規定する額に第199号に規定する額を加えた額。第267号において同じ。)又は第199号に規定する額を加えた額</p> <p>(266) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更(工事の着手予定時期又は完了予定時期に係る変更を除く。)の認定の申請(以下この号及び次号において「変更認定申請」という。)に対する審査</p> <p>ア 変更認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 2,450円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定を受けた低炭素建築物新築等計画(以下この号において「認定済計画」という。)に係る建築物の部分について第264号ア(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第264号ア(イ)の規定により算定した額</p> <p>イ 変更認定申請に係る建築物及び建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 4,400円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の部分について第264号イ(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第264号イ(イ)の規定により算定した額</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる<u>場合</u>の区分に応じ次に規定する額</p> <p><u>a 基準省令第10条第2号イ(1)又はロ(1)に規定する基準が適用される場合 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</u></p> <p><u>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円</u> <u>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円</u></p> <p><u>b 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)の基準が適用される場合 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</u></p> <p><u>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 8,500円</u> <u>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 9,500円</u></p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の部分について第264号ウ(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第264号ウ(イ)の規定により算定した額</p> <p>(267)～(269) (略)</p> <p>(270) 建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(以下この号及び次号において「認定申請」という。)に対する審査</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書類が認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 4,900円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p>	<p>b 共用部分 イ(イ) bに掲げる<u>場合</u>の区分に応じイ(イ) bに規定する額</p> <p>c 非住宅部分 イ(イ) cに掲げる場合の区分に応じイ(イ) cに規定する額</p> <p>(265) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における同法第53条第1項の規定に基づく認定申請に対する審査</p> <p>1件につき 前号の規定により算定した額に第194号に規定する額(確認申請書に係る建築物の計画に昇降機に係る部分が含まれる場合にあっては、同号に規定する額に第199号に規定する額を加えた額。第267号において同じ。)又は第199号に規定する額を加えた額</p> <p>(266) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更(工事の着手予定時期又は完了予定時期に係る変更を除く。)の認定の申請(以下この号及び次号において「変更認定申請」という。)に対する審査</p> <p>ア 変更認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書類が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 2,450円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の認定を受けた低炭素建築物新築等計画(以下この号において「認定済計画」という。)に係る建築物の部分について第264号ア(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第264号ア(イ)の規定により算定した額</p> <p>イ 変更認定申請に係る建築物及び建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が当該変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 4,400円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の部分について第264号イ(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第264号イ(イ)の規定により算定した額</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる<u>一戸建ての住宅</u>の区分に応じ次に規定する額</p> <p><u>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円</u> <u>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円</u></p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額</p> <p>a 認定済計画に係る建築物の部分について第264号ウ(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について第264号ウ(イ)の規定により算定した額</p> <p>(267)～(269) (略)</p> <p>(270) 建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(以下この号及び次号において「認定申請」という。)に対する審査</p> <p>ア 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書類が認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 4,900円</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分 <u>(建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分のうち住戸の部分</u>をいう。以下この号及び第274号において同じ。)</p>

改正後	改正前
<p>(a) 1戸 4,900円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 9,600円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 16,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 27,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 45,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 81,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 130,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 160,000円</p> <p>(i) 301戸以上 170,000円</p> <p>b 共用部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</p> <p>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 17,000円</p> <p>(c) 共用部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</p> <p>(d) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</p> <p>(e) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</p> <p>(f) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>(g) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</p> <p>c 非住宅部分 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</p> <p>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 17,000円</p> <p>(c) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</p> <p>(d) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</p> <p>(e) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</p> <p>(f) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>(g) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物又は建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき ア(ア)に規定する額</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分 ア(イ) aに掲げる住戸の総数の区分に応じア(イ) aに規定する額</p> <p>b 共用部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 基準省令第13条第3項第1号に規定する共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>i 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 110,000円</p> <p>ii 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 140,000円</p> <p>iii 共用部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 180,000円</p> <p>iv 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 280,000円</p> <p>v 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方</p>	<p>次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 1戸 4,900円</p> <p>(b) 2戸以上5戸以下 9,600円</p> <p>(c) 6戸以上10戸以下 16,000円</p> <p>(d) 11戸以上25戸以下 27,000円</p> <p>(e) 26戸以上50戸以下 45,000円</p> <p>(f) 51戸以上100戸以下 81,000円</p> <p>(g) 101戸以上200戸以下 130,000円</p> <p>(h) 201戸以上300戸以下 160,000円</p> <p>(i) 301戸以上 170,000円</p> <p>b 共用部分 (建築物省エネ法第11条第1項に規定する住宅部分のうち住戸の部分を除いた部分をいう。以下この号及び第274号において同じ。) 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</p> <p>(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 17,000円</p> <p>(c) 共用部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</p> <p>(d) 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</p> <p>(e) 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</p> <p>(f) 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>(g) 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</p> <p>c 非住宅部分 (建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この号及び第274号において同じ。) 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円</p> <p>(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 17,000円</p> <p>(c) 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円</p> <p>(d) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円</p> <p>(e) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円</p> <p>(f) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円</p> <p>(g) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物又は建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき ア(ア)に規定する額</p> <p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分 ア(イ) aに掲げる住戸の総数の区分に応じア(イ) aに規定する額</p> <p>b 共用部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 基準省令第4条第3項第1号に規定する共用部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>i 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 110,000円</p> <p>ii 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 140,000円</p> <p>iii 共用部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 180,000円</p> <p>iv 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 280,000円</p> <p>v 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方</p>

改正後	改正前
<p>方メートル未満のもの 360,000円</p> <p>vi 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 430,000円</p> <p>vii 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 500,000円</p> <p>(b) (a) 以外の場合 ア(イ) bに掲げる建築物の区分に応じア(イ) bに規定する額</p> <p>c 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 基準省令第10条第1号ロ(1)に規定する非住宅部分の<u>誘導設計一次エネルギー消費量</u>が計算されている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 230,000円</p> <p>ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 290,000円</p> <p>iii 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 370,000円</p> <p>iv 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 530,000円</p> <p>v 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 650,000円</p> <p>vi 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 770,000円</p> <p>vii 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 870,000円</p> <p>(b) (a) 以外の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる<u>場合</u>の区分に応じ次に規定する額</p> <p><u>a 基準省令第10条第2号イ(1)又はロ(1)に規定する基準が適用される場合 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</u></p> <p><u>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円</u></p> <p><u>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円</u></p> <p><u>b 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)の基準が適用される場合 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</u></p> <p><u>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円</u></p> <p><u>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円</u></p> <p>(イ) (ア) 以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p><u>a 住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</u></p> <p><u>(a) 基準省令第10条第2号イ(1)又はロ(1)に規定する基準が適用される場合 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</u></p> <p><u>i 1戸 34,000円</u></p> <p><u>ii 2戸以上5戸以下 69,000円</u></p> <p><u>iii 6戸以上10戸以下 97,000円</u></p> <p><u>iv 11戸以上25戸以下 140,000円</u></p> <p><u>v 26戸以上50戸以下 200,000円</u></p> <p><u>vi 51戸以上100戸以下 280,000円</u></p> <p><u>vii 101戸以上200戸以下 380,000円</u></p> <p><u>viii 201戸以上300戸以下 500,000円</u></p> <p><u>ix 301戸以上 590,000円</u></p> <p><u>(b) 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)の基準が適用される場合 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</u></p> <p><u>i 1戸 17,000円</u></p> <p><u>ii 2戸以上5戸以下 33,000円</u></p> <p><u>iii 6戸以上10戸以下 47,000円</u></p> <p><u>iv 11戸以上25戸以下 68,000円</u></p>	<p>方メートル未満のもの 360,000円</p> <p>vi 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 430,000円</p> <p>vii 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 500,000円</p> <p>(b) (a) 以外の場合 ア(イ) bに掲げる建築物の区分に応じア(イ) bに規定する額</p> <p>c 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 基準省令第1条第1項第1号イに規定する非住宅部分の<u>設計一次エネルギー消費量</u>が計算されている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 230,000円</p> <p>ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 290,000円</p> <p>iii 非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 370,000円</p> <p>iv 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 530,000円</p> <p>v 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 650,000円</p> <p>vi 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 770,000円</p> <p>vii 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 870,000円</p> <p>(b) (a) 以外の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる<u>当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅</u>の区分に応じ次に規定する額</p> <p><u>a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円</u></p> <p><u>b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円</u></p> <p>(イ) (ア) 以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p><u>a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</u></p> <p><u>(a) 1戸 34,000円</u></p> <p><u>(b) 2戸以上5戸以下 69,000円</u></p> <p><u>(c) 6戸以上10戸以下 97,000円</u></p> <p><u>(d) 11戸以上25戸以下 140,000円</u></p> <p><u>(e) 26戸以上50戸以下 200,000円</u></p> <p><u>(f) 51戸以上100戸以下 280,000円</u></p> <p><u>(g) 101戸以上200戸以下 380,000円</u></p> <p><u>(h) 201戸以上300戸以下 500,000円</u></p> <p><u>(i) 301戸以上 590,000円</u></p>

改正後	改正前
<p>v 26戸以上50戸以下 102,000円 vi 51戸以上100戸以下 155,000円 vii 101戸以上200戸以下 221,000円 viii 201戸以上300戸以下 285,000円 ix 301戸以上 325,000円</p>	
<p>b 共用部分 イ(イ) bに掲げる場合の区分に応じイ(イ) bに規定する額 c 非住宅部分 イ(イ) cに掲げる場合の区分に応じイ(イ) cに規定する額</p>	<p>b 共用部分 イ(イ) bに掲げる場合の区分に応じイ(イ) bに規定する額 c 非住宅部分 イ(イ) cに掲げる場合の区分に応じイ(イ) cに規定する額</p>
<p>(271) 建築物省エネ法第35条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく認定申請に対する審査</p>	<p>(271) 建築物省エネ法第35条第2項後段の規定に基づく確認申請書の提出が行われた場合における建築物省エネ法第34条第1項の規定に基づく認定申請に対する審査</p>
<p>1件につき 前号の規定により算定した額に第194号に規定する額(確認申請書に係る建築物の計画に昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、同号に規定する額に第199号に規定する額を加えた額。第273号において同じ。)又は第199号に規定する額を加えた額</p>	<p>1件につき 前号の規定により算定した額に第194号に規定する額(確認申請書に係る建築物の計画に昇降機に係る部分が含まれる場合にあつては、同号に規定する額に第199号に規定する額を加えた額。第273号において同じ。)又は第199号に規定する額を加えた額</p>
<p>(272) 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(工事の着手予定時期又は完了予定時期に係る変更を除く。)の認定の申請(以下この号及び次号において「変更認定申請」という。)に対する審査</p>	<p>(272) 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(工事の着手予定時期又は完了予定時期に係る変更を除く。)の認定の申請(以下この号及び次号において「変更認定申請」という。)に対する審査</p>
<p>ア 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書類が変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p>	<p>ア 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第35条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が証する書類が変更認定申請に係る申請書に添付されている場合</p>
<p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額 a 建築物省エネ法第35条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この号において「認定済計画」という。)に係るもの 2,450円 b 認定済計画に新たに追加されたもの 4,900円</p>	<p>(ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額 a 建築物省エネ法第35条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この号において「認定済計画」という。)に係るもの 2,450円 b 認定済計画に新たに追加されたもの 4,900円</p>
<p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額 a 認定済計画に係る建築物の部分について第270号ア(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額 b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分又は認定済計画に新たに追加された建築物の部分について第270号ア(イ)の規定により算定した額</p>	<p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額 a 認定済計画に係る建築物の部分について第270号ア(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額 b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分又は認定済計画に新たに追加された建築物の部分について第270号ア(イ)の規定により算定した額</p>
<p>イ 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物又は建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が変更認定申請に係る申請書に添付されている場合 (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じア(ア)に規定する額 (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額 a 認定済計画に係る建築物の部分について第270号イ(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額 b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分又は認定済計画に新たに追加された建築物の部分について第270号イ(イ)の規定により算定した額</p>	<p>イ 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物又は建築物の部分に係る特定設計住宅性能評価書が変更認定申請に係る申請書に添付されている場合 (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じア(ア)に規定する額 (イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額 a 認定済計画に係る建築物の部分について第270号イ(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額 b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分又は認定済計画に新たに追加された建築物の部分について第270号イ(イ)の規定により算定した額</p>
<p>ウ ア又はイ以外の場合 (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額 a 認定済計画に係るもの <u>第270号ウ(ア)に掲げる場合</u>の区分に応じ<u>同号ウ(ア)</u>に規定する額に2分の1を乗じて得た額 b 認定済計画に新たに追加されたもの <u>第270号ウ(ア)に掲げる場合</u>の区分に応じ<u>同号ウ(ア)</u>に規定する額</p>	<p>ウ ア又はイ以外の場合 (ア) 一戸建ての住宅 1件につき 次に掲げる当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額 a 認定済計画に係るもの <u>当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅</u>の区分に応じ<u>第270号ウ(ア)</u>に規定する額に2分の1を乗じて得た額 b 認定済計画に新たに追加されたもの <u>当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一戸建ての住宅</u>の区分に応じ<u>第270号ウ(ア)</u>に規定する額</p>
<p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額 a 認定済計画に係る建築物の部分について第270号ウ(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額 b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分又は認定済計画に新たに追加された建築物の部分について第270号ウ(イ)の規定により算定した額</p>	<p>(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる額を合算した額 a 認定済計画に係る建築物の部分について第270号ウ(イ)の規定により算定した額に2分の1を乗じて得た額 b 認定済計画に係る建築物に新たに追加された部分又は認定済計画に新たに追加された建築物の部分について第270号ウ(イ)の規定により算定した額</p>
<p>一の建築物ごとに1件とする。</p>	<p>一の建築物ごとに1件とする。</p>
<p>(273) (略)</p>	<p>(273) (略)</p>
<p>(274) 建築物省エネ法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準(建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下同じ。)に適合している旨の認定の申請(以下この号において「認定申請」という。)に対する審査</p>	<p>(274) 建築物省エネ法第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準(建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。以下同じ。)に適合している旨の認定の申請(以下この号において「認定申請」という。)に対する審査</p>
<p>ア 認定申請に係る建築物(以下この号において「申請建築物」という。)が建築物エネルギー消費性能基準に適合する旨を登録建築物エ</p>	<p>ア 認定申請に係る建築物(以下この号において「申請建築物」という。)が建築物エネルギー消費性能基準に適合する旨を登録建築物エ</p>

改正後	改正前
<p>エネルギー消費性能判定機関等が証する書類、建築物省エネ法施行規則第25条第2項に規定する通知書、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項に規定する通知書その他市長が別に定める書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>1 件につき 当該申請建築物の区分に応じ第270号アに規定する額</p> <p>イ 申請建築物に係る住宅品質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に定める断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級に係る評価が行われているものに限る。）が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>1 件につき 当該申請建築物の区分に応じ第270号イに規定する額</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1 件につき 次に掲げる当該認定申請に係る一戸建ての場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)に規定する住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 <u>第270号ウ(ア) a</u> に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ <u>同号ウ(ア) a</u> に規定する額</p> <p>b a 以外の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円</p> <p>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円</p> <p>(イ) (ア) 以外の建築物 1 件につき 次に掲げる当該申請建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)に規定する住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 <u>第270号ウ(イ) a (a)</u> に掲げる住戸の総数の区分に応じ <u>同号ウ(イ) a (a)</u> に規定する額</p> <p>(b) (a) 以外の場合 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>i 1戸 17,000円</p> <p>ii 2戸以上5戸以下 33,000円</p> <p>iii 6戸以上10戸以下 48,000円</p> <p>iv 11戸以上25戸以下 71,000円</p> <p>v 26戸以上50戸以下 110,000円</p> <p>vi 51戸以上100戸以下 160,000円</p> <p>vii 101戸以上200戸以下 230,000円</p> <p>viii 201戸以上300戸以下 290,000円</p> <p>ix 301戸以上 340,000円</p> <p>b 共用部分 第270号ウ(イ) b に規定する額</p> <p>c 非住宅部分 第270号ウ(イ) c に規定する額</p> <p>(275)～(295) (略)</p>	<p>エネルギー消費性能判定機関等が証する書類、建築物省エネ法施行規則第25条第2項に規定する通知書、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項に規定する通知書その他市長が別に定める書類が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>1 件につき 当該申請建築物の区分に応じ第270号アに規定する額</p> <p>イ 申請建築物に係る住宅品質確保法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に定める断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級に係る評価が行われているものに限る。）が当該認定申請に係る申請書に添付されている場合</p> <p>1 件につき 当該申請建築物の区分に応じ第270号イに規定する額</p> <p>ウ ア又はイ以外の場合</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 1 件につき 次に掲げる当該認定申請に係る一戸建ての場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)に規定する住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 <u>第270号ウ(ア)</u> に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ <u>同号ウ(ア)</u> に規定する額</p> <p>b a 以外の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円</p> <p>(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円</p> <p>(イ) (ア) 以外の建築物 1 件につき 次に掲げる当該申請建築物の部分の区分に応じ次に規定する額</p> <p>a 住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額</p> <p>(a) 基準省令第1条第1項第2号ロ(1)に規定する住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 <u>第270号ウ(イ) a</u> に掲げる住戸の総数の区分に応じ <u>同号ウ(イ) a</u> に規定する額</p> <p>(b) (a) 以外の場合 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額</p> <p>i 1戸 17,000円</p> <p>ii 2戸以上5戸以下 33,000円</p> <p>iii 6戸以上10戸以下 48,000円</p> <p>iv 11戸以上25戸以下 71,000円</p> <p>v 26戸以上50戸以下 110,000円</p> <p>vi 51戸以上100戸以下 160,000円</p> <p>vii 101戸以上200戸以下 230,000円</p> <p>viii 201戸以上300戸以下 290,000円</p> <p>ix 301戸以上 340,000円</p> <p>b 共用部分 第270号ウ(イ) b に規定する額</p> <p>c 非住宅部分 第270号ウ(イ) c に規定する額</p> <p>(275)～(295) (略)</p>

建築基準法の一部改正 新旧対照表 (改正部分抜粋)
(令和4年6月17日法律第69号)

新	旧
<p>(居室の採光及び換気)</p> <p>第二十八条 住宅、学校、病院、診療所、寄宿舍、下宿その他これらに類する建築物で政令で定めるものの居室(居住のための居室、学校の教室、病院の病室その他これらに類するものとして政令で定めるものに限る。)には、採光のための窓その他の開口部を設け、その採光に有効な部分の面積は、その居室の床面積に対して、<u>(削除)</u>五分の一から十分の一までの間に<u>において居室の種類に応じ</u>政令で定める割合以上としなければならない。ただし、地階若しくは地下工作物内に設ける居室その他これらに類する居室又は温湿度調整を必要とする作業を行う作業室その他用途上やむを得ない居室については、この限りでない。</p>	<p>(居室の採光及び換気)</p> <p>第二十八条 住宅、学校、病院、診療所、寄宿舍、下宿その他これらに類する建築物で政令で定めるものの居室(居住のための居室、学校の教室、病院の病室その他これらに類するものとして政令で定めるものに限る。)には、採光のための窓その他の開口部を設け、その採光に有効な部分の面積は、その居室の床面積に対して、<u>住宅にあつては七分の一以上、その他の建築物にあつては五分の一から十分の一までの間に</u>において政令で定める割合以上としなければならない。ただし、地階若しくは地下工作物内に設ける居室その他これらに類する居室又は温湿度調整を必要とする作業を行う作業室その他用途上やむを得ない居室については、この限りでない。</p>
<p>2～4 (略)</p> <p>(容積率)</p>	<p>2～4 (略)</p> <p>(容積率)</p>
<p>第五十二条 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合(以下「容積率」という。)は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数値以下でなければならない。ただし、当該建築物が第五号に掲げる建築物である場合において、第三項の規定により建築物の延べ面積の算定に当たりその床面積が当該建築物の延べ面積に算入されない部分を有するときは、当該部分の床面積を含む当該建築物の容積率は、当該建築物がある第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域に関する都市計画において定められた第二号に定める数値の一・五倍以下でなければならない。</p> <p>一～八 (略)</p>	<p>第五十二条 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合(以下「容積率」という。)は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数値以下でなければならない。ただし、当該建築物が第五号に掲げる建築物である場合において、第三項の規定により建築物の延べ面積の算定に当たりその床面積が当該建築物の延べ面積に算入されない部分を有するときは、当該部分の床面積を含む当該建築物の容積率は、当該建築物がある第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域に関する都市計画において定められた第二号に定める数値の一・五倍以下でなければならない。</p> <p>一～八 (略)</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 第一項(ただし書を除く。)、前項、第七項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五(第二号イを除く。第六項において同じ。)、第六十八条の五の二(第二号イを除く。第六項において同じ。)、第六十八条の五の三第一項(第一号ロを除く。第六項において同じ。)、第六十八条の五の四(ただし書及び第一号ロを除く。)、第六十八条の五の五第一項第一号ロ、第六十八条の八、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率(第五十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十八条の九第一項に規定するものについては、建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。第六項において同じ。)の算定の基礎となる延べ面積には、建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ一メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(以下この項並びに第六項第二号及び第三号において「老人ホーム等」という。)の用途に供する部分(第六項各号に掲げる建築物の部分を除く。以下この項において同じ。)の床面積(当該床面積が当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の三分の一を超える場合においては、当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の三分の一)は、算入しないものとする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 第一項(ただし書を除く。)、前項、第七項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五(第二号イを除く。第六項において同じ。)、第六十八条の五の二(第二号イを除く。第六項において同じ。)、第六十八条の五の三第一項(第一号ロを除く。第六項において同じ。)、第六十八条の五の四(ただし書及び第一号ロを除く。)、第六十八条の五の五第一項第一号ロ、第六十八条の八、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率(第五十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十八条の九第一項に規定するものについては、建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。第六項において同じ。)の算定の基礎となる延べ面積には、建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ一メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(以下この項及び第六項において「老人ホーム等」という。)の用途に供する部分(第六項の政令で定める昇降機の昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。以下この項において同じ。)の床面積(当該床面積が当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の三分の一を超える場合においては、当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の三分の一)は、算入しないものとする。</p>
<p>4～5 (略)</p>	<p>4～5 (略)</p>

新	旧
<p>6 第一項、第二項、次項、第十二項及び第十四項、第五十七条の第二第三項第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五、第六十八条の五の二、第六十八条の五の三第一項、第六十八条の五の四（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の五第一項第一号ロ、第六十八条の八、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、<u>次に掲げる建築物の部分</u>の床面積は、算入しないものとする。</p> <p><u>二 政令で定める昇降機の昇降路の部分</u></p> <p><u>二 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下又は階段の用に供する部分</u></p> <p><u>三 住宅又は老人ホーム等に設ける機械室その他これに類する建築物の部分(給湯設備その他の国土交通省令で定める建築設備を設置するためのものであつて、市街地の環境を害するおそれがないものとして国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。)</u>で、<u>特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの</u></p>	<p>6 第一項、第二項、次項、第十二項及び第十四項、第五十七条の第二第三項第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五、第六十八条の五の二、第六十八条の五の三第一項、第六十八条の五の四（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の五第一項第一号ロ、第六十八条の八、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、<u>政令で定める昇降機の昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分</u>の床面積は、算入しないものとする。</p>
7～13 (略)	7～13 (略)
<p>14 次の各号のいずれかに該当する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの容積率は、第一項から第九項までの規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとすることができる。</p> <p>一 同一敷地内の建築物の機械室その他これに類する部分の床面積の合計の建築物の延べ面積に対する割合が著しく大きい場合におけるその敷地内の建築物</p> <p>二 その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物</p> <p><u>三 建築物のエネルギー消費性能(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第二条第一項第二号に規定するエネルギー消費性能をいう。次条第五項第四号において同じ。)の向上のため必要な外壁に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるもの</u></p>	<p>14 次の各号のいずれかに該当する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの容積率は、第一項から第九項までの規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとすることができる。</p> <p>一 同一敷地内の建築物の機械室その他これに類する部分の床面積の合計の建築物の延べ面積に対する割合が著しく大きい場合におけるその敷地内の建築物</p> <p>二 その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物</p> <p><u>(新設)</u></p>
15 (略) (建蔽率)	15 (略) (建蔽率)
<p>第五十三条 建築物の建築面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計)の敷地面積に対する割合(以下「建蔽率」という。)は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数値を超えてはならない。</p> <p>一～六 (略)</p>	<p>第五十三条 建築物の建築面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計)の敷地面積に対する割合(以下「建蔽率」という。)は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数値を超えてはならない。</p> <p>一～六 (略)</p>
2～4 (略)	2～4 (略)
<p>5 次の各号のいずれかに該当する建築物で、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの建蔽率は、第一項から第三項までの規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとすることができる。</p> <p>一 特定行政庁が街区における避難上及び消火上必要な機能の確保を図るため必要と認めて前面道路の境界線から後退して壁面線を指定した場合における、当該壁面線を越えない建築物</p>	<p>5 次の各号のいずれかに該当する建築物で、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの建蔽率は、第一項から第三項までの規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとすることができる。</p> <p>一 特定行政庁が街区における避難上及び消火上必要な機能の確保を図るため必要と認めて前面道路の境界線から後退して壁面線を指定した場合における、当該壁面線を越えない建築物</p>

新	旧
<p>二 特定防災街区整備地区に関する都市計画において特定防災機能（密集市街地整備法第二条第三号に規定する特定防災機能をいう。次号において同じ。）の確保を図るため必要な壁面の位置の制限（道路に面する建築物の壁又はこれに代わる柱の位置及び道路に面する高さ二メートルを超える門又は塀の位置を制限するものに限る。同号において同じ。）が定められた場合における、当該壁面の位置の制限として定められた限度の線を越えない建築物</p>	<p>二 特定防災街区整備地区に関する都市計画において特定防災機能（密集市街地整備法第二条第三号に規定する特定防災機能をいう。次号において同じ。）の確保を図るため必要な壁面の位置の制限（道路に面する建築物の壁又はこれに代わる柱の位置及び道路に面する高さ二メートルを超える門又は塀の位置を制限するものに限る。同号において同じ。）が定められた場合における、当該壁面の位置の制限として定められた限度の線を越えない建築物</p>
<p>三 第六十八条の二第一項の規定に基づく条例において防災街区整備地区計画の区域（特定建築物地区整備計画又は防災街区整備地区整備計画が定められている区域に限る。）における特定防災機能の確保を図るため必要な壁面の位置の制限が定められた場合における、当該壁面の位置の制限として定められた限度の線を越えない建築物</p>	<p>三 第六十八条の二第一項の規定に基づく条例において防災街区整備地区計画の区域（特定建築物地区整備計画又は防災街区整備地区整備計画が定められている区域に限る。）における特定防災機能の確保を図るため必要な壁面の位置の制限が定められた場合における、当該壁面の位置の制限として定められた限度の線を越えない建築物</p>
<p><u>四 建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるもの</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>6～9 (略)</p> <p>(第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの限度)</p>	<p>6～9 (略)</p> <p>(第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの限度)</p>
<p>第五十五条 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内においては、建築物の高さは、十メートル又は十二メートルのうち当該地域に関する都市計画において定められた建築物の高さの限度を超えてはならない。</p>	<p>第五十五条 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内においては、建築物の高さは、十メートル又は十二メートルのうち当該地域に関する都市計画において定められた建築物の高さの限度を超えてはならない。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p><u>3 再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。第五十八条第二項において同じ。）の利用に資する設備の設置のため必要な屋根に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるものであつて、特定行政庁が低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて許可したものの高さは、前二項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>4 第一項及び第二項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</u></p> <p>一 その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物であつて、低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて特定行政庁が許可したもの</p> <p>二 学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて特定行政庁が許可したもの</p>	<p><u>3 前二項の規定は、次の各号の一に該当する建築物については、適用しない。</u></p> <p>一 その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物であつて、低層住宅に係る良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて特定行政庁が許可したもの</p> <p>二 学校その他の建築物であつて、その用途によつてやむを得ないと認めて特定行政庁が許可したもの</p>
<p><u>5 第四十四条第二項の規定は、第三項又は前項各号の規定による許可をする場合について準用する。</u></p> <p>(高度地区)</p>	<p><u>4 第四十四条第二項の規定は、前項各号の規定による許可をする場合に準用する。</u></p> <p>(高度地区)</p>
<p>第五十八条 高度地区内においては、建築物の高さは、高度地区に関する都市計画において定められた内容に適合するものでなければならない。</p>	<p>第五十八条 高度地区内においては、建築物の高さは、高度地区に関する都市計画において定められた内容に適合するものでなければならない。</p>
<p><u>2 前項の都市計画において建築物の高さの最高限度が定められた高度地区内においては、再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置のため必要な屋根に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるものであつて、特定行政庁が市街地の環境を害するおそれがないと認めて許可したものの高さは、同項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、当該最高限度を超えるものとするこ</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>とができる。</u></p> <p><u>3 第四十四条第二項の規定は、前項の規定による許可をする場合に</u> <u>いて準用する。</u></p> <p>(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)</p> <p>第八十六条 建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で二以上のものが一団地を形成している場合において、当該一団地（その内に第八項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。以下この項、第六項及び第七項において同じ。）内において<u>建築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条及び第八十六条の四において「建築等」という。）をする</u>一又は二以上の構えを成す建築物（二以上の構えを成すものにあつては、総合的設計によつて<u>建築等をするもの</u>に限る。以下この項及び第三項において「一又は二以上の建築物」という。）<u>について</u>、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁が当該一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと<u>認めるときは、当該一又は二以上の建築物</u>に対する第二十三条、第四十三条、第五十二条第一項から第十四項まで、第五十三条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項、第五十五条第二項、第五十六条第一項から第四項まで、第六項若しくは第七項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十七条の二、第五十七条の三第一項から第四項まで、第五十九条第一項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項、第六十条の二の二第一項、第六十条の三第一項、第六十一条又は第六十八条の三第一項から第三項までの規定（次項から第四項までにおいて「特例対象規定」という。）の適用については、当該一団地を当該一又は二以上の建築物の一の敷地とみなす。</p> <p>2 一定の一団の土地の区域（その内に第八項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。以下この項及び第六項において同じ。）内に現に存する建築物の位置及び構造を前提として、安全上、防火上及び衛生上必要な国土交通省令で定める基準に従い総合的見地からした設計によつて当該区域内に<u>おいて建築物の建築等をする</u>場合において、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁がその位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める<u>ときは、当該区域内における</u>各建築物に対する特例対象規定の適用については、当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の一の敷地とみなす。</p> <p>3 建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で二以上のものが、政令で定める空地を有し、かつ、面積が政令で定める規模以上である一団地を形成している場合において、当該一団地（その内に第八項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。以下この項、第六項、第七項及び次条第八項において同じ。）内に<u>おいて建築等をする</u>一又は二以上の建築物<u>ついて</u>、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁が、当該一又は二以上の建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可した<u>ときは、当該一又は二以上の建築物に対する</u>特例対象規定（第五十九条の二第一項を除く。）の適用について、当該一団地を当該一又は二以上の建築物の一の敷地とみなすとともに、<u>当該一又は二以上の建築物</u>の各部分の高さ又は容積率を、その許可の範囲内において、第五十五条第一項の規定又は当該一団地を一の敷地とみなして適用する第五十二条第一項から第九項まで、第五十六条若しくは第五十七条の二第六項の規定による限度を超えるものとすることができる。</p>	<p>(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)</p> <p>第八十六条 建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で二以上のものが一団地を形成している場合において、当該一団地（その内に第八項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。以下この項、第六項及び第七項において同じ。）内<u>に建築される</u>一又は二以上の構えを成す建築物（二以上の構えを成すものにあつては、総合的設計によつて<u>建築されるもの</u>に限る。以下この項及び第三項において「一又は二以上の建築物」という。）<u>のうち</u>、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁が当該一又は二以上の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと<u>認めるもの</u>に対する第二十三条、第四十三条、第五十二条第一項から第十四項まで、第五十三条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項、第五十五条第二項、第五十六条第一項から第四項まで、第六項若しくは第七項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十七条の二、第五十七条の三第一項から第四項まで、第五十九条第一項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項、第六十条の二の二第一項、第六十条の三第一項、第六十一条又は第六十八条の三第一項から第三項までの規定（次項から第四項までにおいて「特例対象規定」という。）の適用については、当該一団地を当該一又は二以上の建築物の一の敷地とみなす。</p> <p>2 一定の一団の土地の区域（その内に第八項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。以下この項及び第六項において同じ。）内に現に存する建築物の位置及び構造を前提として、安全上、防火上及び衛生上必要な国土交通省令で定める基準に従い総合的見地からした設計によつて当該区域内に<u>建築物が建築される</u>場合において、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁がその位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める<u>当該区域内に存することとなる</u>各建築物に対する特例対象規定の適用については、当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の一の敷地とみなす。</p> <p>3 建築物の敷地又は建築物の敷地以外の土地で二以上のものが、政令で定める空地を有し、かつ、面積が政令で定める規模以上である一団地を形成している場合において、当該一団地（その内に第八項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。以下この項、第六項、第七項及び次条第八項において同じ。）内に<u>建築される</u>一又は二以上の建築物<u>のうち</u>、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁が、当該一又は二以上の建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可した<u>ものについては</u>、特例対象規定（第五十九条の二第一項を除く。）の適用について、当該一団地を当該一又は二以上の建築物の一の敷地とみなすとともに、<u>当該建築物</u>の各部分の高さ又は容積率を、その許可の範囲内において、第五十五条第一項の規定又は当該一団地を一の敷地とみなして適用する第五十二条第一項から第九項まで、第五十六条若しくは第五十七条の二第六項の規定による限度を超えるものとすることができる。</p>

新	旧
<p>4 その面積が政令で定める規模以上である一定の一団の土地の区域（その内に第八項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。以下この項、第六項及び次条第八項において同じ。）内に現に存する建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造を前提として、安全上、防火上及び衛生上必要な国土交通省令で定める基準に従い総合的見地からした設計によつて当該区域内に<u>おいて建築物の建築等をし</u>、かつ、当該区域内に政令で定める空地を有する場合において、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁が、その建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したときは、当該区域内に<u>おける</u>各建築物に対する特例対象規定（第五十九条の二第一項を除く。）の適用について、当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の一の敷地とみなすとともに、<u>当該建築等をする</u>建築物の各部分の高さ又は容積率を、その許可の範囲内において、第五十五条第一項の規定又は当該一定の一団の土地の区域を一の敷地とみなして適用する第五十二条第一項から第九項まで、第五十六条若しくは第五十七条の二第六項の規定による限度を超えるものとすることができる。</p>	<p>4 その面積が政令で定める規模以上である一定の一団の土地の区域（その内に第八項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。以下この項、第六項及び次条第八項において同じ。）内に現に存する建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造を前提として、安全上、防火上及び衛生上必要な国土交通省令で定める基準に従い総合的見地からした設計によつて当該区域内に<u>建築物が建築され</u>、かつ、当該区域内に政令で定める空地を有する場合において、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁が、その建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したときは、当該区域内に<u>存することとなる</u>各建築物に対する特例対象規定（第五十九条の二第一項を除く。）の適用について、当該一定の一団の土地の区域をこれらの建築物の一の敷地とみなすとともに、<u>建築される</u>建築物の各部分の高さ又は容積率を、その許可の範囲内において、第五十五条第一項の規定又は当該一定の一団の土地の区域を一の敷地とみなして適用する第五十二条第一項から第九項まで、第五十六条若しくは第五十七条の二第六項の規定による限度を超えるものとするができる。</p>
<p>5 （略）</p>	<p>5 （略）</p>
<p>6 第一項から第四項までの規定による認定又は許可を<u>申請する</u>者は、国土交通省令で定めるところにより、対象区域（第一項若しくは第三項の一団地又は第二項若しくは第四項の一定の一団の土地の区域をいう。以下同じ。）内の建築物の位置及び構造に関する計画を策定して提出するとともに、その者以外に当該対象区域の内に土地について所有権又は借地権を有する者があるときは、当該計画について、あらかじめ、これらの者の同意を得なければならない。</p>	<p>6 第一項から第四項までの規定による認定又は許可を<u>申請しようとする</u>者は、国土交通省令で定めるところにより、対象区域（第一項若しくは第三項の一団地又は第二項若しくは第四項の一定の一団の土地の区域をいう。以下同じ。）内の建築物の位置及び構造に関する計画を策定して提出するとともに、その者以外に当該対象区域の内に土地について所有権又は借地権を有する者があるときは、当該計画について、あらかじめ、これらの者の同意を得なければならない。</p>
<p>7 第一項又は第三項の場合において、次に掲げる条件に該当する地区計画等（集落地区計画を除く。）の区域内の建築物については、一団地内に二以上の構えを成す建築物の総合的設計による<u>建築等</u>を工区を分けて行うことができる。</p>	<p>7 第一項又は第三項の場合において、次に掲げる条件に該当する地区計画等（集落地区計画を除く。）の区域内の建築物については、一団地内に二以上の構えを成す建築物の総合的設計による<u>建築を</u>、工区を分けて行うことができる。</p>
<p>一～二 （略）</p>	<p>一～二 （略）</p>
<p>8～10 （略） （公告認定対象区域内における<u>（削除）</u>建築物の位置及び構造の認定等）</p>	<p>8～10 （略） （公告認定対象区域内における<u>一敷地内認定建築物以外の</u>建築物の位置及び構造の認定等）</p>
<p>第八十六条の二 公告認定対象区域（前条第一項又は第二項の規定による認定に係る公告対象区域をいう。以下同じ。）内において、同条第一項又は第二項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物を<u>新築し、又は一敷地内認定建築物について増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替（位置又は構造の変更を伴うものに限る。以下この項から第三項までにおいて「増築等」という。）をしようとする</u>者は、国土交通省令で定めるところにより、<u>当該新築又は増築等に係る建築物</u>の位置及び構造が当該公告認定対象区域内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の特定行政庁の認定を受けなければならない。</p>	<p>第八十六条の二 公告認定対象区域（前条第一項又は第二項の規定による認定に係る公告対象区域をいう。以下同じ。）内において、同条第一項又は第二項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物を<u>建築しようとする</u>者は、国土交通省令で定めるところにより、<u>当該建築物</u>の位置及び構造が当該公告認定対象区域内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の特定行政庁の認定を受けなければならない。</p>
<p>2 <u>（削除）</u>面積が政令で定める規模以上である公告認定対象区域内に<u>おいて、一敷地内認定建築物以外の建築物を新築し、又は一敷地内認定建築物について増築等</u>をしようとする場合（当該区域内に政令で定める空地を有することとなる場合に限る。）において、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁が、<u>当該新築又は増築等に係る建</u></p>	<p>2 <u>一敷地内認定建築物以外の建築物を</u>、面積が政令で定める規模以上である公告認定対象区域内に<u>建築しようとする</u>場合（当該区域内に政令で定める空地を有することとなる場合に限る。）において、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁が、<u>当該建築物</u>の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造について、他の一敷地内</p>

新	旧
<p>建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造について、他の一敷地内認定建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造との関係において、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したときは、当該新築又は増築等に係る建築物の各部分の高さ又は容積率を、その許可の範囲内において、第五十五条第一項の規定又は当該公告認定対象区域を一の敷地とみなして適用される第五十二条第一項から第九項まで、第五十六条若しくは第五十七条の二第六項の規定による限度を超えるものとする事ができる。この場合において、前項の規定は、適用しない。</p>	<p>認定建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造との関係において、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したときは、当該建築物の各部分の高さ又は容積率を、その許可の範囲内において、第五十五条第一項の規定又は当該公告認定対象区域を一の敷地とみなして適用される第五十二条第一項から第九項まで、第五十六条若しくは第五十七条の二第六項の規定による限度を超えるものとする事ができる。この場合において、前項の規定は、適用しない。</p>
<p>3 公告許可対象区域(前条第三項又は第四項の規定による許可に係る公告対象区域をいう。以下同じ。)内において、同条第三項又は第四項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物(以下「一敷地内許可建築物」という。)以外の建築物を新築し、又は一敷地内許可建築物について増築等をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁の許可を受けなければならない。この場合において、特定行政庁は、当該新築又は増築等に係る建築物が、その位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造について、他の一敷地内許可建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造との関係において、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、市街地の環境の整備改善を阻害することがないと認めるとともに、当該区域内に同条第三項又は第四項の政令で定める空地を維持することとなると認める場合に限り、許可するものとする。</p>	<p>3 公告許可対象区域(前条第三項又は第四項の規定による許可に係る公告対象区域をいう。以下同じ。)内において、同条第三項又は第四項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物(以下「一敷地内許可建築物」という。)以外の建築物を建築しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、特定行政庁の許可を受けなければならない。この場合において、特定行政庁は、当該建築物が、その位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造について、他の一敷地内許可建築物の位置及び建蔽率、容積率、各部分の高さその他の構造との関係において、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、市街地の環境の整備改善を阻害することがないと認めるとともに、当該区域内に同条第三項又は第四項の政令で定める空地を維持することとなると認める場合に限り、許可するものとする。</p>
<p>4 第二項の規定による許可を申請する者は、その者以外に公告認定対象区域内にある土地について所有権又は借地権を有する者がいるときは、建築物に関する計画について、あらかじめ、これらの者の同意を得なければならない。</p>	<p>4 第二項の規定による許可を申請しようとする者は、その者以外に公告認定対象区域内にある土地について所有権又は借地権を有する者がいるときは、建築物に関する計画について、あらかじめ、これらの者の同意を得なければならない。</p>
<p>5～12 (略)</p>	<p>5～12 (略)</p>
<p>(一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する外壁の開口部に対する制限の特例)</p>	<p>(一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する外壁の開口部に対する制限の特例)</p>
<p>第八十六条の四 次の各号のいずれかに該当する建築物について第二十七条第二項若しくは第三項又は第六十七条第一項の規定を適用する場合には、第一号イに該当する建築物は耐火建築物と、同号ロに該当する建築物は準耐火建築物とみなす。</p>	<p>第八十六条の四 次の各号のいずれかに該当する建築物について第二十七条第二項若しくは第三項又は第六十七条第一項の規定を適用する場合には、第一号イに該当する建築物は耐火建築物と、同号ロに該当する建築物は準耐火建築物とみなす。</p>
<p>一 第八十六条第一項又は第三項の規定による認定又は許可を受けて建築等をする建築物で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 第二条第九号の二に該当するもの</p> <p>ロ 第二条第九号の三イ又はロのいずれかに該当するもの</p> <p>二 第八十六条第二項又は第四項の規定による認定又は許可を受けて建築等をする建築物で、前号イ又はロのいずれかに該当するもの(当該認定又は許可に係る公告対象区域内に現に存する建築物が、同号イ又はロのいずれかに該当するものである場合に限る。)</p> <p>三 第八十六条の二第一項から第三項までの規定による認定又は許可を受けて建築等をする建築物で、第一号イ又はロのいずれかに該当するもの(当該認定又は許可に係る公告対象区域内の他の一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物が、同号イ又はロのいずれかに該当するものである場合に限る。)</p> <p>(既存の建築物に対する制限の緩和)</p>	<p>一 第八十六条第一項又は第三項の規定による認定又は許可を受けて建築する建築物で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 第二条第九号の二に該当するもの</p> <p>ロ 第二条第九号の三イ又はロのいずれかに該当するもの</p> <p>二 第八十六条第二項又は第四項の規定による認定又は許可を受けて建築する建築物で、前号イ又はロのいずれかに該当するもの(当該認定又は許可に係る公告対象区域内に現に存する建築物が、同号イ又はロのいずれかに該当するものである場合に限る。)</p> <p>三 第八十六条の二第一項から第三項までの規定による認定又は許可を受けて建築する建築物で、第一号イ又はロのいずれかに該当するもの(当該認定又は許可に係る公告対象区域内の他の一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物が、同号イ又はロのいずれかに該当するものである場合に限る。)</p> <p>(既存の建築物に対する制限の緩和)</p>
<p>第八十六条の七 第三条第二項(第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。以下この条、次条、第八十七条及び第八十七条の二において同じ。)の規定により第二十条、第二十六条、第二十七条、第</p>	<p>第八十六条の七 第三条第二項(第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。以下この条、次条、第八十七条及び第八十七条の二において同じ。)の規定により第二十条、第二十六条、第二十七条、第</p>

新	旧
<p>二十八条の二(同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。)、第三十条、第三十四条第二項、第四十七条、第四十八条第一項から第十四項まで、第五十一条、第五十二条第一項、第二項若しくは第七項、第五十三条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項、第五十五条第一項、第五十六条第一項、第五十六条の二第一項、第五十七条の四第一項、第五十七条の五第一項、第五十八条第一項、第五十九条第一項若しくは第二項、第六十条第一項若しくは第二項、第六十条の二第一項若しくは第二項、第六十条の二の二第一項から第三項まで、第六十条の三第一項若しくは第二項、第六十一条、第六十七条第一項若しくは第五項から第七項まで又は第六十八条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物について政令で定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替(以下この条及び次条において「増築等」という。)をする場合(第三条第二項の規定により第二十条の規定の適用を受けない建築物について当該政令で定める範囲内において増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築後の建築物の構造方法が政令で定める基準に適合する場合に限る。)においては、第三条第三項(第三号及び第四号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。</p>	<p>二十八条の二(同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。)、第三十条、第三十四条第二項、第四十七条、第四十八条第一項から第十四項まで、第五十一条、第五十二条第一項、第二項若しくは第七項、第五十三条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項、第五十五条第一項、第五十六条第一項、第五十六条の二第一項、第五十七条の四第一項、第五十七条の五第一項、第五十八条、第五十九条第一項若しくは第二項、第六十条第一項若しくは第二項、第六十条の二第一項若しくは第二項、第六十条の二の二第一項から第三項まで、第六十条の三第一項若しくは第二項、第六十一条、第六十七条第一項若しくは第五項から第七項まで又は第六十八条第一項若しくは第二項の規定の適用を受けない建築物について政令で定める範囲内において増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替(以下この条及び次条において「増築等」という。)をする場合(第三条第二項の規定により第二十条の規定の適用を受けない建築物について当該政令で定める範囲内において増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築後の建築物の構造方法が政令で定める基準に適合する場合に限る。)においては、第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、これらの規定は、適用しない。</p>
<p>2 第三条第二項の規定により第二十条又は第三十五条(同条の技術的基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。以下この項及び第八十七条第四項において同じ。)の規定の適用を受けない建築物であつて、第二十条又は第三十五条に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として政令で定める部分(以下この項において「独立部分」という。)が二以上あるものについて増築等をする場合においては、第三条第三項の規定にかかわらず、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。</p>	<p>2 第三条第二項の規定により第二十条又は第三十五条(同条の技術的基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。以下この項及び第八十七条第四項において同じ。)の規定の適用を受けない建築物であつて、第二十条又は第三十五条に規定する基準の適用上一の建築物であつても別の建築物とみなすことができる部分として政令で定める部分(以下この項において「独立部分」という。)が二以上あるものについて増築等をする場合においては、第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、当該増築等をする独立部分以外の独立部分に対しては、これらの規定は、適用しない。</p>
<p>3 第三条第二項の規定により第二十八条、第二十八条の二(同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。)、第二十九条から第三十二条まで、第三十四条第一項、第三十五条の三又は第三十六条(防火壁、防火床、防火区画、消火設備及び避雷設備の設置及び構造に係る部分を除く。)の規定の適用を受けない建築物について増築等をする場合においては、第三条第三項の規定にかかわらず、当該増築等をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。</p>	<p>3 第三条第二項の規定により第二十八条、第二十八条の二(同条各号に掲げる基準のうち政令で定めるものに係る部分に限る。)、第二十九条から第三十二条まで、第三十四条第一項、第三十五条の三又は第三十六条(防火壁、防火床、防火区画、消火設備及び避雷設備の設置及び構造に係る部分を除く。)の規定の適用を受けない建築物について増築等をする場合においては、第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、当該増築等をする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。</p>
<p>4 第三条第二項の規定により建築基準法令の規定の適用を受けない建築物について政令で定める範囲内において移転をする場合においては、同条第三項の規定にかかわらず、建築基準法令の規定は、適用しない。</p> <p>(用途の変更に対するこの法律の準用)</p>	<p>4 第三条第二項の規定により建築基準法令の規定の適用を受けない建築物について政令で定める範囲内において移転をする場合においては、同条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、建築基準法令の規定は、適用しない。</p> <p>(用途の変更に対するこの法律の準用)</p>
<p>第八十七条 建築物の用途を変更して第六条第一項第一号の特殊建築物のいずれかとする場合(当該用途の変更が政令で指定する類似の用途相互間におけるものである場合を除く。)においては、同条(第三項、第五項及び第六項を除く。)、第六条の二(第三項を除く。)、第六条の四(第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。)、第七条第一項並びに第十八条第一項から第三項まで及び第十四項から第十六項までの規定を準用する。この場合において、第七条第一項中「建築主事の検査を申請しなければならない」とあるのは、「建築主事に届け出なければならない」と読み替えるものとする。</p>	<p>第八十七条 建築物の用途を変更して第六条第一項第一号の特殊建築物のいずれかとする場合(当該用途の変更が政令で指定する類似の用途相互間におけるものである場合を除く。)においては、同条(第三項、第五項及び第六項を除く。)、第六条の二(第三項を除く。)、第六条の四(第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。)、第七条第一項並びに第十八条第一項から第三項まで及び第十四項から第十六項までの規定を準用する。この場合において、第七条第一項中「建築主事の検査を申請しなければならない」とあるのは、「建築主事に届け出なければならない」と読み替えるものとする。</p>
<p>2～3 (略)</p>	<p>2～3 (略)</p>
<p>4 第八十六条の七第二項(第三十五条に係る部分に限る。)及び第八十六条の七第三項(第二十八条第一項若しくは第三項、第二十九条、</p>	<p>4 第八十六条の七第二項(第三十五条に係る部分に限る。)及び第八十六条の七第三項(第二十八条第一項若しくは第三項、第二十九条、</p>

新	旧
<p>第三十条、第三十五条の三又は第三十六条（居室の採光面積に係る部分に限る。以下この項において同じ。）に係る部分に限る。）の規定は、第三条第二項の規定により第二十八条第一項若しくは第三項、第二十九条、第三十条、第三十五条、第三十五条の三又は第三十六条の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合について準用する。この場合において、第八十六条の七第二項及び第三項中「増築等」とあるのは「用途の変更」と、「<u>第三条第三項</u>」とあるのは「第八十七条第三項」と読み替えるものとする。</p>	<p>第三十条、第三十五条の三又は第三十六条（居室の採光面積に係る部分に限る。以下この項において同じ。）に係る部分に限る。）の規定は、第三条第二項の規定により第二十八条第一項若しくは第三項、第二十九条、第三十条、第三十五条、第三十五条の三又は第三十六条の規定の適用を受けない建築物の用途を変更する場合について準用する。この場合において、第八十六条の七第二項及び第三項中「増築等」とあるのは「用途の変更」と、「<u>第三条第三項第三号及び第四号</u>」とあるのは「第八十七条第三項」と読み替えるものとする。</p>
<p>第百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。</p>
<p>一～五 （略）</p>	<p>一～五 （略）</p>
<p>六 <u>第五十八条第一項</u>の規定による制限に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）</p>	<p>六 <u>第五十八条</u>の規定による制限に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いなくて工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）</p>
<p>七～十八 （略）</p>	<p>七～十八 （略）</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>

建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部改正

新旧対照表 (改正部分抜粋)

(令和4年8月16日号外経済産業・国土交通・環境省告示第1号)

新	旧
	<p>I. 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導すべき基準</p> <p>住宅以外の用途のみに供する建築物（以下「非住宅建築物」という。）の建築主等は第1に、住宅の建築主等は第2に、住宅の用途及び住宅以外の用途に供する建築物（以下「複合建築物」という。）の建築主等は第3に、それぞれ適合する措置を講ずるものとする。</p> <p>第1 非住宅建築物に係る判断の基準</p> <p>非住宅建築物の建築主等は、次の1及び2に適合する措置を講ずるものとする。</p> <p>1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準</p> <p>1-1 非住宅建築物の建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、非住宅建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るものとする。</p> <p>(1) 外壁の方位、室の配置等に配慮して非住宅建築物の配置計画及び平面計画を策定すること。</p> <p>(2) 外壁、屋根、床、窓等の開口部を断熱性の高いものとする。</p> <p>(3) 窓からの日射の適切な制御が可能な方式の採用等により日射による熱負荷の低減を図ること。</p> <p>1-2 非住宅建築物（別表第1(8)項に掲げる用途に供するものを除く。1-3において同じ。）の外壁、窓等に関して1-1に掲げる事項に係る措置が的確に講じられているかどうかについての判断は、1-3によるものとする。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、非住宅建築物が外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関し、1-3に定める方法による計算による場合とおおむね同等以上の性能を有することを確かめることができる計算による場合においては、この限りでない。</p> <p>1-3 非住宅建築物の屋内周囲空間(各階の外気に接する壁の中心線から水平距離が5メートル以内の屋内の空間、屋根の直下の階の屋内の空間及び外気に接する床の直上の屋内の空間をいう。以下同じ。)の年間熱負荷を各階の屋内周囲空間の床面積の合計(単位 平方メートル)で除して得た数値は、別表第1の用途及び地域区分ごとに掲げる数値(単位 1平方メートル1年につきメガジュール)以下とするものとする。この場合において、屋内周囲空間の年間熱負荷は、次の(1)に定めるところによるものとする。また、別表第1の用途のうち複数の用途を含む建築物の取扱いについては、次の(2)に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 屋内周囲空間の年間熱負荷は、1年間(室用途ごとに使用時間が設定されている場合には、その時間に限る。以下同じ。)における次のイからニまでに掲げる熱による暖房負荷及び冷房負荷を合計したものの(単位 メガジュール)とすること。</p> <p>イ 外気と屋内周囲空間との温度差(暖房期については2.2度と外気の温度との差とし、中間期については2.4度と外気の温度との差とし、冷房期については2.6度と外気の温度との差とする。</p> <p>ロ 外壁、窓等からの日射熱</p> <p>ハ 屋内周囲空間で発生する熱</p> <p>ニ 取入外気と屋内周囲空間との温湿度の差(暖房期については2.2度4.0パーセントと外気の温湿度との差、中間期については2.4度5.0パーセントと外気の温湿度との差、冷房期については2.6度5.0パーセントと外気の温湿度との差)及び取入外気量に基づく取入外気の熱</p> <p>(2) 別表第1の用途のうち複数の用途を含む建築物については、各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計(単位 平方メートル)で除して得た数値は、用途及び地域</p>

新	旧
	<p>区分ごとに別表第1の各項に掲げる数値(単位 1平方メートル1年につきメガジュール)をそれぞれの屋内周囲空間の床面積で加重平均した数値以下とするものとする。</p> <p>2 一次エネルギー消費量に関する基準</p> <p>2-1 非住宅建築物の建築主等は、都市の低炭素化の促進に関する法律(以下「法」という。)第53条第1項の規定による認定の申請をしようとする非住宅建築物(以下「認定申請非住宅建築物」という。)の設計一次エネルギー消費量(2-3に定める方法により算出した数値をいう。)が、当該認定申請非住宅建築物の基準一次エネルギー消費量(2-2に定める方法により算出した数値をいう。)を上回らないようにするものとする。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、2-2及び2-3に定める方法による計算と同等以上に当該認定申請非住宅建築物がエネルギーの使用上効率的であることを確かめることができる計算による場合においては、この限りでない。</p> <p>2-2 基準一次エネルギー消費量の算定方法</p> <p>非住宅建築物の基準一次エネルギー消費量EST(単位 1年につきメガジュール)は、次の式により算出するものとし、小数点第二位を切り上げた数値とする。</p> $EST = \{ (ESAC + ESV + ESL + ESW + ESEV) \times 0.9 + EM \} \times 10^{-3}$ <p>この式において、ESAC、ESV、ESL、ESW、ESEV及びEMは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>ESAC : 空気調和設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)</p> <p>ESV : 空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)</p> <p>ESL : 照明設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)</p> <p>ESW : 給湯設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)</p> <p>ESEV : 昇降機の基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)</p> <p>EM : その他一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)</p> <p>(1) ESACは、次の式により算出するものとする。</p> $ESAC = \sum_i^n (\alpha_{SAC, i} \times A_i)$ <p>この式において、$\alpha_{SAC, i}$、A_i及びnは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>$\alpha_{SAC, i}$: 室iの室用途及び地域区分ごとに別表第3に掲げる空気調和設備に係る係数(単位 1平方メートル1年につきメガジュール)</p> <p>A_i : 室iの床面積の合計(単位 平方メートル)</p> <p>n : 当該非住宅建築物における空気調和対象室の数</p> <p>(2) ESVは、次の式により算出するものとする。</p> $ESV = \sum_i^n (\alpha_{SV, i} \times A_i)$ <p>この式において、$\alpha_{SV, i}$、A_i及びnは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>$\alpha_{SV, i}$: 室iの室用途ごとに別表第3に掲げる機械換気設備に係る係数(単位 1平方メートル1年につきメガジュール)</p> <p>A_i : 室iの床面積の合計(単位 平方メートル)</p> <p>n : 当該非住宅建築物における機械換気対象室の数</p>

新	旧
	<p>(3) ESLは、次の式により算出するものとする。</p> $ESL = \sum_i^n (\alpha_{SL,i} \times A_i)$ <p>この式において、$\alpha_{SL,i}$、A_i及びnは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>$\alpha_{SL,i}$: 室iの室用途ごとに別表第3に掲げる照明設備に係る係数(単位 1平方メートル1年につきメガジュール)</p> <p>A_i : 室iの床面積の合計(単位 平方メートル)</p> <p>n : 当該非住宅建築物における照明対象室の数</p> <p>(4) ESWは、次の式により算出するものとする。</p> $ESW = \sum_i^n (\alpha_{SW,i} \times A_i)$ <p>この式において、$\alpha_{SW,i}$、A_i及びnは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>$\alpha_{SW,i}$: 室iの室用途及び地域区分ごとに別表第3に掲げる給湯設備に係る係数(単位 1平方メートル1年につきメガジュール)</p> <p>A_i : 室iの床面積の合計(単位 平方メートル)</p> <p>n : 当該非住宅建築物における給湯対象室の数</p> <p>(5) ESEVは、次の式により算出するものとする。</p> $ESEV = \sum_i^n \left(\frac{L_{SEV,i} \times V_{SEV,i} \times C_{SEV} \times T_{SEV,i} \times M_{SEV,i} \times N_{SEV,i}}{860} \right) \times 9760 \times 10^{-3}$ <p>この式において、$L_{SEV,i}$、$V_{SEV,i}$、C_{SEV}、$T_{SEV,i}$、$M_{SEV,i}$、$N_{SEV,i}$及びnは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>$L_{SEV,i}$: 昇降機系統iの積載質量(単位 キログラム)</p> <p>$V_{SEV,i}$: 昇降機系統iの定格速度(単位 1分につきメートル)</p> <p>C_{SEV} : 基準設定速度制御係数(1/40)</p> <p>$T_{SEV,i}$: 昇降機系統iの年間運転時間(単位 時間)</p> <p>$M_{SEV,i}$: 昇降機系統iの輸送能力係数(単位 無次元)</p> <p>$N_{SEV,i}$: 昇降機系統iに属する昇降機の台数(単位 台)</p> <p>n : 当該非住宅建築物における昇降機の対象系統数</p> <p>(6) EMは、次の式により算出するものとする。</p> $EM = \sum_i^n (\alpha_{SM,i} \times A_i)$ <p>この式において、$\alpha_{SM,i}$、A_i及びnは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>$\alpha_{SM,i}$: 室iの室用途ごとに別表第3に掲げるその他設備等に係る係数(単位 1平方メートル1年につきメガジュール)</p> <p>A_i : 室iの床面積の合計(単位 平方メートル)</p> <p>n : 当該非住宅建築物における対象となる室の数</p> <p>2-3 設計一次エネルギー消費量の算定方法</p> <p>非住宅建築物の設計一次エネルギー消費量ET(単位 1年につきギガジュール)は、次の式により算出するものとする。</p> $ET = (EAC + EV + EL + EW + EEV - ES + EM) \times 10^{-3}$ <p>この式において、EAC、EV、EL、EW、EEV、ES及びEMは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p>

新	旧
	<p>EAC：空調設備の設計一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）</p> <p>EV：空調設備以外の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）</p> <p>EL：照明設備の設計一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）</p> <p>EW：給湯設備の設計一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）</p> <p>EEV：昇降機の設計一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）</p> <p>ES：エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備又は器具（以下「エネルギー利用効率化設備」という。）による設計一次エネルギー消費量の削減量（単位 1年につきメガジュール）</p> <p>EM：2-2に定めるその他一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）</p> <p>(1) EACは、次のイからホまでに定める方法によるものとする。</p> <p>イ EACは、以下の式により算出するものとする。</p> $EAC = \sum_i \sum_d^{DAHU, DAHU, i} EAC, AHU, d, i + \sum_i \sum_d^{DPUMP, DPUMP, i} EAC, PUMP, d, i + \sum_i \sum_d^{DREF, DREF, i} EAC, REF, d, i$ <p>この式において、EAC, AHU, d, i、DAHU, i、nAHU、EAC, PUMP, d, i、DPUMP, i、nPUMP、EAC, REF, d, i、DREF, i及びnREFはそれぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>EAC, AHU, d, i：日付dにおける空調機等iの1日当たりの設計一次エネルギー消費量（単位 1日につきメガジュール）</p> <p>DAHU, i：空調機等iの年間稼働日数（単位 日）</p> <p>nAHU：当該空調設備内の空調機等の数（単位 台）</p> <p>EAC, PUMP, d, i：日付dにおけるポンプ等iの1日当たりの設計一次エネルギー消費量（単位 1日につきメガジュール）</p> <p>DPUMP, i：ポンプ等iの年間稼働日数（単位 日）</p> <p>nPUMP：当該空調設備内のポンプ等の数（単位 台）</p> <p>EAC, REF, d, i：日付dにおける熱源機器等iの1日当たりの設計一次エネルギー消費量（単位 1日につきメガジュール）</p> <p>DREF, i：熱源機器等iの年間稼働日数（単位 日）</p> <p>nREF：当該空調設備内の熱源機器等の数（単位 台）</p> <p>ロ EAC, AHU, d, i及びEAC, PUMP, d, iについては、各機器が処理する暖冷房負荷を算出し、この負荷の大きさに応じて機器のエネルギー消費特性が変化することを考慮したうえで、エネルギー消費量を求めるものとする。</p> <p>ハ EAC, REF, d, iについては、各機器が処理する暖冷房負荷を算出し、この負荷の大きさ及び気象条件に応じて機器の能力及びエネルギー消費特性が変化することを考慮したうえで、エネルギー消費量を求めるものとする。</p> <p>ニ 暖冷房負荷の算出においては、次の(イ)から(ハ)までに掲げる事項について勘案するものとする。</p>

新	旧
	<p>(イ) 次に掲げる運転時間等については、室用途ごとに定められる標準的な室の使用条件を用いること。</p> <p>(i) 空気調和設備の運転時間及び温度設定</p> <p>(i i) 居住者の在室時間及び在室人数並びに発熱量及び発湿量</p> <p>(i i i) 照明設備、OA機器等の使用時間及び発熱量</p> <p>(i v) 外気の取入時間及び取入量</p> <p>(ロ) 気象条件については、別表第4に掲げる地域区分ごとに定められる気象情報を用いること。</p> <p>(ハ) 暖冷房負荷の算出においては、次に掲げる熱を勘案すること。</p> <p>(i) 室温と外気温との温度差によって外壁、窓等を貫流する熱</p> <p>(i i) 日射の吸収又は夜間放射によって発生する熱</p> <p>(i i i) 照明設備、OA機器、人体その他室内に存する物体から発生する熱</p> <p>(i v) 取入外気の熱</p> <p>ホ エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第6に掲げる値を用いるものとする。</p> <p>(2) EVは、次のイからニまでに定める方法によるものとする。</p> <p>イ EVは、次の式により算出するものとする。</p> $E_v = \sum_i^n \sum_d^{D_i} (E_{v,i} \times T_{v,d,i} \times F_{v,i}) \times f_{prim} \times 10^{-6}$ <p>この式において、$E_{v,i}$、$T_{v,d,i}$、$F_{v,i}$、D_i、n及びf_{prim}は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>$E_{v,i}$: 機械換気設備<i>i</i>の消費電力(単位 ワット)</p> <p>$T_{v,d,i}$: 日付<i>d</i>における機械換気設備<i>i</i>の1日当たりの運転時間(単位 時間)</p> <p>$F_{v,i}$: 機械換気設備<i>i</i>の制御方法に応じて定められる係数(単位 無次元)</p> <p>D_i : 機械換気設備<i>i</i>の年間稼働日数(単位 日)</p> <p>n : 当該非住宅建築物における機械換気設備の数(単位 台)</p> <p>f_{prim} : 別表第6に掲げる電気の量1キロワット時を熱量に換算する係数(単位 1キロワット時につきキロジュール)</p> <p>ロ 機械換気設備は、次の(イ)から(ハ)までに掲げる機器とする。</p> <p>(イ) 給気機</p> <p>(ロ) 排気機</p> <p>(ハ) その他機械換気設備の種類に応じて必要となる機器</p> <p>ハ $T_{v,d,i}$は、室用途ごとに定められる標準的な室の使用時間を用いるものとする。</p> <p>ニ $F_{v,i}$は、高効率電動機、インバータ、送風量制御等の採用の有無を勘案して算出するものとする。</p> <p>(3) ELは、次のイからハまでに定める方法によるものとする。</p> <p>イ ELは、次の式により算出するものとする。</p> $E_L = \sum_i^n \sum_d^{D_i} (E_{L,i} \times T_{L,d,i} \times F_{L,i} \times C_{L,i}) \times f_{prim} \times 10^{-6}$ <p>この式において、$E_{L,i}$、$T_{L,d,i}$、$F_{L,i}$、$C_{L,i}$、D_i、n及びf_{prim}は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>$E_{L,i}$: 照明設備<i>i</i>の消費電力(単位 ワット)</p> <p>$T_{L,d,i}$: 日付<i>d</i>における照明設備<i>i</i>の1日当たりの運転時間(単位 時間)</p> <p>$F_{L,i}$: 照明設備<i>i</i>の制御方法に応じて定められる係数(単位 無次元)</p>

新	旧
	<p> CL, i : 照明設備 i を設置する室の形状に応じて定められる係数 (単位 無次元) Di : 照明設備 i の年間稼働日数 (単位 日) n : 当該非住宅建築物における照明設備の数 (単位 台) </p> <p> f_{prim} : 別表第 6 に掲げる電気の量 1 キロワット時を熱量に換算する係数 (単位 1 キロワット時につきキロジュール) TL, d, i は、室用途ごとに定められる室の標準的な使用時間を用いるものとする。 FL, i は、在室検知制御、明るさ検知制御、タイムスケジュール制御等の採用の有無を勘案して算出するものとする。 (4) EW は、次のイからハまでに定める方法によるものとする。 イ EW は、次の式により算出するものとする。 </p> $EW = \sum_i^n \sum_d^{Di} \left(\frac{Q_{w, d, i}}{\eta_{w, d, i}} \right) \times 10^{-3}$ <p> この式において、$Q_{w, d, i}$、$\eta_{w, d, i}$、Di 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。 $Q_{w, d, i}$: 日付 d における給湯設備 i の 1 日当たりの給湯負荷 (単位 1 日につきキロジュール) $\eta_{w, d, i}$: 日付 d における給湯設備 i のシステム効率 (単位 無次元) Di : 給湯設備 i の年間稼働日数 (単位 日) n : 当該非住宅建築物における給湯設備の数 (単位 台) </p> <p> $Q_{w, d, i}$ の算出においては、次の (イ) から (ニ) までに掲げる事項を勘案するものとする。 (イ) 地域ごとに定められる外気温度及び給水温度 (ロ) 給湯配管からの熱損失量 (ハ) 室用途ごとに定められる標準的な 1 日当たりの使用湯量 (ニ) 節湯器具の使用又は太陽熱利用設備等の予熱設備の有無 ハ エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第 6 に掲げる値を用いるものとする。 (5) EEV は、次のイ及びロに定める方法によるものとする。 イ EEV は、次の式により算出するものとする。 </p> $EEV = \sum_i^n \sum_d^{Di} \left(\frac{LE_{V, i} \times VE_{V, i} \times CE_{V, i} \times TE_{V, d, i}}{860} \times NE_{V, i} \right) \times f_{prim} \times 10^{-3}$ <p> この式において、$LE_{V, i}$、$VE_{V, i}$、$CE_{V, i}$、$TE_{V, d, i}$、$NE_{V, i}$、Di、n 及び f_{prim} は、それぞれ次の数値を表すものとする。 $LE_{V, i}$: 昇降機系統 i の積載質量 (単位 キログラム) $VE_{V, i}$: 昇降機系統 i の定格速度 (単位 1 分につきメートル) $CE_{V, i}$: 昇降機系統 i の制御方法に応じて定められる係数 $TE_{V, d, i}$: 日付 d における昇降機系統 i の 1 日当たりの運転時間 (単位 時間) $NE_{V, i}$: 昇降機系統 i に属する昇降機の台数 (単位 台) </p> <p> Di : 昇降機系統 i の年間稼働日数 (単位 日) n : 当該非住宅建築物における昇降機の対象系統数 f_{prim} : 別表第 6 に掲げる電気の量 1 キロワット時を熱量に換算する係数 (単位 1 キロワット時につきキロジュール) </p>

新	旧
	<p>ロ CEV, iについては、当該昇降機の種類を勘案して算出するものとする。</p> <p>(6) ESは、次のイからハまでに定める方法によるものとする。</p> <p>イ ESは、次の式により算出するものとする。</p> $E_s = \sum_i^n \sum_d^{D_i} E_{s,d,i}$ <p>この式において、ES, d, i, Di及びnは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>ES, d, i : 日付dにおけるエネルギー利用効率化設備iによる1日当たりの一次エネルギー消費量の削減量(単位 1日につきメガジュール時)</p> <p>Di : エネルギー利用効率化設備iの年間稼働日数(単位 日)</p> <p>n : 当該非住宅建築物における算出対象エネルギー利用効率化設備の数</p> <p>ロ ES, d, iは、気象条件並びに設備の性能及び設置状況を勘案して算出するものとする。</p> <p>ハ エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第6に掲げる値を用いるものとする。</p> <p>(7) EMは、2-2の(6)に定める方法によるものとする。</p> <p>第2 住宅に係る判断の基準</p> <p>住宅の建築主等は、次の1及び2に適合する措置を講ずるものとする。</p> <p>1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準</p> <p>1-1 住宅の建築主等は、次に掲げる事項に配慮し、一戸建ての住宅及び共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅(以下「共同住宅等」という。)における一の住戸(以下第2において「単位住戸」という。)の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るものとする。</p> <p>(1) 外壁の方位、室の配置等に配慮して住宅の配置計画及び平面計画を策定すること。</p> <p>(2) 外壁、屋根、床、窓等の開口部を断熱性の高いものとする。</p> <p>(3) 窓からの日射の適切な制御が可能な方式の採用等により日射による熱負荷の低減を図ること。</p> <p>(4) 気密性の確保、防露性能の確保、室内空気汚染の防止等に十分配慮すること。</p> <p>1-2 単位住戸の外壁、窓等に関して1-1の(1)から(3)までに掲げる事項に係る措置が的確に講じられているかどうかについての判断は1-3によるものとし、1-1の(4)に掲げる事項に係る措置を講ずるに当たっては1-4から1-7までに留意するものとする。ただし、1-3にかかわらず、次の(1)から(3)までによる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 特別な調査又は研究の結果に基づき、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関し、1-3に定める方法とおおむね同等以上の性能を有することを確かめることができた場合</p> <p>(2) 規格化された型式の住宅であって、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関し、1-3に定める方法とおおむね同等以上の性能を有すると国土交通大臣が認めた場合</p> <p>(3) 法第53条第1項に規定する所管行政庁が地域の気候及び風土に応じた住まいづくりの観点から適切と認めた場合</p> <p>1-3 外皮平均熱貫流率等の基準</p> <p>単位住戸が、(1)に定める地域区分に応じた外皮平均熱貫流率(内外の温度差1度当たりの総熱損失量(換気による熱損失を除く。))を外皮等(外気等(外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏等をいう。))に接する天井(小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合には、屋根)、壁、床及び開口部、共同住宅における隣接する住戸又は共用部に</p>

新	旧																		
	<p>接する部分等をいう。以下同じ。)の面積の合計で除した値をいう。以下同じ。)の基準及び(2)に定める地域区分に応じた冷房期の平均日射熱取得率(入射する日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮等面積で平均した値をいう。以下同じ。)の基準に適合するようにするものとする。</p> <p>(1) 地域区分に応じた外皮平均熱貫流率の基準</p> <p>イからハまでに定める方法により算出される外皮平均熱貫流率が、別表第4に掲げる地域区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。</p>																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="788 465 895 546">別表第4に掲げる地域区分</th> <th data-bbox="895 465 962 546">1</th> <th data-bbox="962 465 1029 546">2</th> <th data-bbox="1029 465 1096 546">3</th> <th data-bbox="1096 465 1163 546">4</th> <th data-bbox="1163 465 1230 546">5</th> <th data-bbox="1230 465 1297 546">6</th> <th data-bbox="1297 465 1364 546">7</th> <th data-bbox="1364 465 1449 546">8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="788 546 895 694">基準値(単位 1平方メートル1度につきワット)</td> <td data-bbox="895 546 962 694">0.46</td> <td data-bbox="962 546 1029 694">0.46</td> <td data-bbox="1029 546 1096 694">0.56</td> <td data-bbox="1096 546 1163 694">0.75</td> <td data-bbox="1163 546 1230 694">0.87</td> <td data-bbox="1230 546 1297 694">0.87</td> <td data-bbox="1297 546 1364 694">0.87</td> <td data-bbox="1364 546 1449 694">—</td> </tr> </tbody> </table>	別表第4に掲げる地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8	基準値(単位 1平方メートル1度につきワット)	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	—
別表第4に掲げる地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8											
基準値(単位 1平方メートル1度につきワット)	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	—											
	<p>イ 外皮平均熱貫流率U_A(単位 1平方メートル1度につきワット)は、次の式により算出するものとする。</p> $U_A = \left(\sum_i^n A_i U_i H_i + \sum_j^m L_j \Psi_j H_j \right) / A$ <p>この式において、A_i、U_i、H_i、n、L_j、Ψ_j、H_j、m及びAは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>A_i : 外皮等の第<i>i</i>部位の面積(単位 平方メートル)</p> <p>U_i : 外皮等の第<i>i</i>部位の熱貫流率(単位 1平方メートル1度につきワット)</p> <p>H_i : 外皮等の第<i>i</i>部位の隣接空間との温度差による貫流熱量の低減等を勘案した係数(以下イにおいて「温度差係数」という。)</p> <p>n : 外皮等の部位数</p> <p>L_j : 第<i>j</i>熱橋等(熱橋(構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。)及び土間床等(地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないものをいう。)の外周部をいう。以下(1)において同じ。)の長さ(単位 メートル)</p> <p>Ψ_j : 第<i>j</i>熱橋等の線熱貫流率(単位 1メートル1度につきワット)</p> <p>H_j : 第<i>j</i>熱橋等の温度差係数</p> <p>m : 熱橋等の数</p> <p>A : 外皮等面積の合計(単位 平方メートル)</p> <p>ロ U_iは、当該部位を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ等を勘案した数値とする。</p> <p>ハ Ψ_jは、当該熱橋等を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ等を勘案して算出した数値とする。</p> <p>(2) 地域区分に応じた冷房期の平均日射熱取得率の基準</p> <p>イにより算出される冷房期の平均日射熱取得率が、別表第4に掲げる地域区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="788 1877 895 1957">別表第4に掲げる地域区分</th> <th data-bbox="895 1877 962 1957">1</th> <th data-bbox="962 1877 1029 1957">2</th> <th data-bbox="1029 1877 1096 1957">3</th> <th data-bbox="1096 1877 1163 1957">4</th> <th data-bbox="1163 1877 1230 1957">5</th> <th data-bbox="1230 1877 1297 1957">6</th> <th data-bbox="1297 1877 1364 1957">7</th> <th data-bbox="1364 1877 1449 1957">8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="788 1957 895 2002">基準値</td> <td data-bbox="895 1957 962 2002">—</td> <td data-bbox="962 1957 1029 2002">—</td> <td data-bbox="1029 1957 1096 2002">—</td> <td data-bbox="1096 1957 1163 2002">—</td> <td data-bbox="1163 1957 1230 2002">3.0</td> <td data-bbox="1230 1957 1297 2002">2.8</td> <td data-bbox="1297 1957 1364 2002">2.7</td> <td data-bbox="1364 1957 1449 2002">6.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 冷房期の平均日射熱取得率η_{AC}は、次の式により算出するものとする。</p>	別表第4に掲げる地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8	基準値	—	—	—	—	3.0	2.8	2.7	6.7
別表第4に掲げる地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8											
基準値	—	—	—	—	3.0	2.8	2.7	6.7											

新

旧

$$\eta_{AC} = \left(\sum_i^n A_i \eta_i v_i / A \right) \times 100$$

この式において、 A_i 、 η_i 、 v_i 、 n 及び A は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_i : 外皮等の第 i 部位の面積 (単位 平方メートル)

η_i : 外皮等の第 i 部位の日射熱取得率

v_i : 外皮等の第 i 部位の方位及び別表第 4 に掲げる地域区分ごとに次の表に掲げる係数

n : 外皮等の部位数

A : 外皮等の部位の面積の合計 (単位 平方メートル)

方位	別表第 4 に掲げる地域区分							
	1	2	3	4	5	6	7	8
上面	1. 0							
北	0. 3 2 9	0. 3 4 1	0. 3 3 5	0. 3 2 2	0. 3 7 3	0. 3 4 1	0. 3 0 7	0. 3 2 5
北東	0. 4 3 0	0. 4 1 2	0. 3 9 0	0. 4 2 6	0. 4 3 7	0. 4 3 1	0. 4 1 5	0. 4 1 4
東	0. 5 4 5	0. 5 0 3	0. 4 6 8	0. 5 1 8	0. 5 0 0	0. 5 1 2	0. 5 0 9	0. 5 1 5
南東	0. 5 6 0	0. 5 2 7	0. 4 8 7	0. 5 0 8	0. 5 0 0	0. 4 9 8	0. 4 9 0	0. 5 2 8
南	0. 5 0 2	0. 5 0 7	0. 4 7 6	0. 4 3 7	0. 4 7 2	0. 4 3 4	0. 4 1 2	0. 4 8 0
南西	0. 5 2 6	0. 5 4 8	0. 5 5 0	0. 4 8 1	0. 5 2 0	0. 4 9 1	0. 4 7 9	0. 5 1 7
西	0. 5 0 8	0. 5 2 9	0. 5 5 3	0. 4 8 1	0. 5 1 8	0. 5 0 4	0. 4 9 5	0. 5 0 5
北西	0. 4 1 1	0. 4 2 8	0. 4 4 7	0. 4 0 1	0. 4 4 2	0. 4 2 7	0. 4 0 6	0. 4 1 1
下面	0							

1-4 気密性の確保

室内に直接侵入する隙間風の防止による暖冷房負荷の削減、断熱材の断熱効果の補完及び的確な計画換気の実現のため、気密性の確保のための措置を講じるものとする。

1-5 防露性能の確保

次の(1)及び(2)に留意し、単位住戸の断熱性能及び耐久性能を損なうおそれのある結露の発生を防止するための措置を講じるものとする。

(1) 表面結露の防止

1-3の(1)のイに定める外皮平均熱貫流率の基準に適合する場合であっても、断熱構造化すべき部位において、表面結露の発生のおそれのある著しく断熱構造を欠く部分(開口部を除く。)を設けないこと。

(2) 内部結露の防止

断熱材の内部又は断熱材よりも屋外側で外気に開放されていない部分においては、内部結露の発生を防止するため、水蒸気の侵入及び排出について考慮し、当該部分に多量の水蒸気が滞留しないよう適切な措置を講じること。

1-6 暖房機器等による室内空気汚染の防止

単位住戸に燃焼系の暖房機器又は給湯機器を設置する場合にあっては、室内空気汚染をできる限り防止するための措置を講じるものとする。

1-7 防暑のための通気経路の確保

夏期の防暑上通風が有効である地域における単位住戸について、防犯及び騒音防止の観点から生活上支障のない範囲で通風経路の確保に努め

新	旧
	<p>るものとする。</p> <p>2 一次エネルギー消費量に関する基準</p> <p>2-1 住宅の建築主等は、法第53条第1項の規定による認定の申請をしようとする単位住戸又は共同住宅等全体（以下「認定申請住宅」という。）の設計一次エネルギー消費量（2-3に定める方法により算出した数値をいう。）が、当該認定申請住宅の基準一次エネルギー消費量（2-2に定める方法により算出した数値をいう。）を上回らないようにするものとする。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、2-2及び2-3に定める方法による計算と同等以上に当該認定申請住宅がエネルギーの使用上効率的であることを確かめることができる計算による場合においては、この限りでない。</p> <p>2-2 基準一次エネルギー消費量の算定方法</p> <p>住宅の基準一次エネルギー消費量は、単位住戸の基準一次エネルギー消費量については（1）に定める方法、共同住宅等全体の基準一次エネルギー消費量については（2）に定める方法によるものとする。</p> <p>（1） 単位住戸の基準一次エネルギー消費量EST（単位 1年につきギガジュール）は、次の式により算出するものとし、小数点第二位を切り上げた数値とする（（2）で用いる場合を除く。）。</p> $EST = \{ (ESH + ESC + ESV + ESL + ESW) \times 0.9 + EM \} \times 10^{-3}$ <p>この式において、ESH、ESC、ESV、ESL、ESW及びEMは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>ESH：暖房設備の基準一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）</p> <p>ESC：冷房設備の基準一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）</p> <p>ESV：機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）</p> <p>ESL：照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）</p> <p>ESW：給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）</p> <p>EM：その他一次エネルギー消費量（単位 1年につきメガジュール）</p> <p>イ ESHは、次の（イ）から（へ）までに定める方法によるものとする。</p> <p>（イ） ESHは、単位住戸又は単位住戸の各室の単位時間当たりの標準的な暖房設備の基準一次エネルギー消費量の暖房期間（1年間のうち日平均外気温が15度以下となる全ての期間をいう。以下同じ。）における合計とし、次の式により算出するものとする。</p> $E_{SH} = \sum_t^n \sum_i^m E_{SH,t,i} + \sum_t^n \sum_r^R Q_{UT,SH,t,r} \times \alpha_{UT,SH,r}$ <p>この式において、ESH、t、i、QUT、SH、t、r、αUT、SH、r、m、n及びRは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>E_{SH,t,i}：時刻tにおける1時間当たりの標準的な暖房設備iの基準一次エネルギー消費量（単位 1時間につきメガジュール）</p> <p>Q_{UT,SH,t,r}：室rの時刻tにおける1時間当たりの標準的な暖房設備により処理されない暖房負荷（単位 1時間につきメガジュール）</p> <p>α_{UT,SH,r}：室rにおける標準的な暖房設備により処理されない暖房負荷を一次エネルギー消費量に換算する係数であって別表第4に掲げる地域区分ごとに別表第7に掲げる係数</p>

新	旧																																																								
	<p>m : 単位住戸における標準的な暖房設備の数 n : 1年間に暖房する時間 (単位 時間) R : 室の数</p> <p>(ロ) ESH, t, i は、標準的な暖房設備 i の種類及び仕様、単位住戸の床面積、外気の温湿度並びに標準的な暖房設備により処理される暖房負荷を勘案して算出するものとし、ESH, t, i を時刻 t における1時間当たりの標準的な暖房設備 i の基準一次エネルギー消費係数を用いて算出する場合においては、次の式により算出するものとする。 $ESH, t, i = CSH, t, i \times QT, SH, t, i$ この式において、CSH, t, i 及び QT, SH, t, i は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>CSH, t, i : 時刻 t における1時間当たりの標準的な暖房設備 i の基準一次エネルギー消費係数 QT, SH, t, i : 時刻 t における1時間当たりの標準的な暖房設備 i により処理される暖房負荷(単位 1時間につきメガジュール)</p> <p>(ハ) CSH, t, i は、標準的な暖房設備の種類及び仕様、単位住戸の床面積、外気の温湿度並びに標準的な暖房設備 i により処理される暖房負荷を勘案した数値とする。</p> <p>(ニ) 標準的な暖房設備により処理されない暖房負荷は、暖房負荷が標準的な暖房設備による最大出力以上となる場合は暖房負荷から最大出力を減じた数値とし、暖房負荷が標準的な暖房設備による最大出力を超えない場合は0とする。</p> <p>(ホ) 暖房負荷は、①から④までに掲げる事項を勘案するものとする。</p> <p>① 暖房負荷の算出においては、住宅の種別及び別表第4に掲げる地域区分に応じ、外皮平均熱貫流率及び暖房期の平均日射熱取得率として次の表に掲げる値を用いることとする。</p> <p style="text-align: center;">住宅の種別 別表第4に掲げる地域区分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">住宅の種別</th> <th colspan="8">別表第4に掲げる地域区分</th> </tr> <tr> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">外皮平均熱貫流率(単位1平方メートル1度につきワット)</td> <td>一戸建ての住宅</td> <td>0.46</td> <td>0.46</td> <td>0.56</td> <td>0.75</td> <td>0.87</td> <td>0.87</td> <td>0.87</td> <td>3.32</td> </tr> <tr> <td>共同住宅等</td> <td>0.41</td> <td>0.41</td> <td>0.44</td> <td>0.69</td> <td>0.75</td> <td>0.75</td> <td>0.75</td> <td>1.73</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">暖房期の平均日射熱取得率</td> <td>一戸建ての住宅</td> <td>2.5</td> <td>2.3</td> <td>2.7</td> <td>3.7</td> <td>4.5</td> <td>4.3</td> <td>4.6</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>共同住宅等</td> <td>1.5</td> <td>1.3</td> <td>1.5</td> <td>1.8</td> <td>2.1</td> <td>2.0</td> <td>2.1</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 暖房負荷の算出においては、次に掲げる事項を勘案すること。</p> <p>(i) 標準的な暖房設備の運転時間及び温度設定 (ii) 居住者の在室時間及び在室人数並びに発熱量 (iii) 局所機械換気及び全般機械換気の運転時間並びに換気量及び換気経路 (iv) 家電製品の運転時間及び発熱量 (v) 調理の時間及び発熱量</p> <p>③ 外気温(日平均外気温を含む。ロ(ホ)③において同じ。)については、別表第4に掲げる地域区分ごとの気象情報を用いること。</p> <p>④ 暖房負荷の算出においては、次に掲げる熱を勘案すること。</p> <p>(i) 室温と外気温又は地温との温度差によって外壁、窓等を貫流する熱 (ii) 換気又は漏気によって輸送される熱 (iii) 日射の吸収又は夜間放射によって発生する熱 (iv) 家電製品、人体その他室内に存する物体から発生する熱 (v) 床、壁その他熱容量の大きな部位に蓄えられる熱</p>		住宅の種別	別表第4に掲げる地域区分								1	2	3	4	5	6	7	8	外皮平均熱貫流率(単位1平方メートル1度につきワット)	一戸建ての住宅	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	3.32	共同住宅等	0.41	0.41	0.44	0.69	0.75	0.75	0.75	1.73	暖房期の平均日射熱取得率	一戸建ての住宅	2.5	2.3	2.7	3.7	4.5	4.3	4.6	—	共同住宅等	1.5	1.3	1.5	1.8	2.1	2.0	2.1	—
	住宅の種別			別表第4に掲げる地域区分																																																					
		1	2	3	4	5	6	7	8																																																
外皮平均熱貫流率(単位1平方メートル1度につきワット)	一戸建ての住宅	0.46	0.46	0.56	0.75	0.87	0.87	0.87	3.32																																																
	共同住宅等	0.41	0.41	0.44	0.69	0.75	0.75	0.75	1.73																																																
暖房期の平均日射熱取得率	一戸建ての住宅	2.5	2.3	2.7	3.7	4.5	4.3	4.6	—																																																
	共同住宅等	1.5	1.3	1.5	1.8	2.1	2.0	2.1	—																																																

新	旧																																								
	<p>(v i) 調理により発生する熱のうち、暖房負荷削減に寄与する熱</p> <p>(へ) エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第 6 に掲げる値を用いるものとする。</p> <p>ロ E S C は、次の (イ) から (へ) までに定める方法によるものとする。</p> <p>(イ) E S C は、単位住戸又は単位住戸の各室の単位時間当たりの標準的な冷房設備の基準一次エネルギー消費量の冷房期間(1年間のうち日最高外気温が23度以上となる全ての期間をいう。以下同じ。)における合計とし、次の式により算出するものとする。</p> $E_{SC} = \sum_t^n \sum_i^m E_{SC,t,i}$ <p>この式において、E S C、t、i、m及びnは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>E S C、t、i : 時刻 t における1時間当たりの標準的な冷房設備 i の基準一次エネルギー消費量(単位 1時間につきメガジュール)</p> <p>m : 単位住戸における標準的な冷房設備の数</p> <p>n : 1年間に冷房する時間(単位 時間)</p> <p>(ロ) E S C、t、i は、標準的な冷房設備の種類及び仕様、単位住戸の床面積、外気の温湿度並びに標準的な冷房設備により処理される冷房負荷を勘案して算出するものとし、E S C、t、i を時刻 t における1時間当たりの冷房設備の基準一次エネルギー消費係数を用いて算出する場合においては、次の式により算出するものとする。</p> $E_{SC,t,i} = C_{SC,t,i} \times Q_{T,SC,t,i}$ <p>この式において、C S C、t、i及びQ T、S C、t、iは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>C S C、t、i : 時刻 t における1時間当たりの標準的な冷房設備 i の基準一次エネルギー消費係数</p> <p>Q T、S C、t、i : 時刻 t における1時間当たりの標準的な冷房設備 i により処理される冷房負荷(単位 1時間につきメガジュール)</p> <p>(ハ) C S C、t、i は、標準的な冷房設備の種類及び仕様、単位住戸の床面積、外気の温湿度並びに標準的な冷房設備により処理される冷房負荷を勘案した数値とする。</p> <p>(二) 標準的な冷房設備により処理される冷房負荷は、次に掲げる処理顕熱負荷及び処理潜熱負荷の合計とする。</p> <p>① 標準的な冷房設備による処理顕熱負荷は、冷房顕熱負荷が標準的な冷房設備による最大顕熱出力を超えない場合は冷房顕熱負荷とし、冷房顕熱負荷が標準的な冷房設備による最大顕熱出力以上となる場合は当該冷房設備による最大顕熱出力とする。</p> <p>② 標準的な冷房設備による処理潜熱負荷は、冷房潜熱負荷が標準的な冷房設備による最大潜熱出力を超えない場合は冷房潜熱負荷とし、冷房潜熱負荷が標準的な冷房設備による最大潜熱出力以上となる場合は当該冷房設備による最大潜熱出力とする。</p> <p>(ホ) 冷房負荷は、①から④までに掲げる事項を勘案するものとする。</p> <p>① 冷房負荷の算出においては、住宅の種別及び別表第 4 に掲げる地域区分に応じ、外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率として次の表に掲げる値を用いることとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">住宅の種別</th> <th colspan="8">別表第 4 に掲げる地域区分</th> </tr> <tr> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外皮平均熱貫流率(単位 1平方メー</td> <td>一戸建ての住宅</td> <td>0.4</td> <td>0.4</td> <td>0.5</td> <td>0.7</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>6</td> <td>6</td> <td>5.6</td> <td>5</td> <td>8.7</td> <td>8.7</td> <td>8.7</td> <td>8.7</td> <td>3.2</td> </tr> </tbody> </table>		住宅の種別	別表第 4 に掲げる地域区分								1	2	3	4	5	6	7	8	外皮平均熱貫流率(単位 1平方メー	一戸建ての住宅	0.4	0.4	0.5	0.7	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8			6	6	5.6	5	8.7	8.7	8.7	8.7	3.2
	住宅の種別			別表第 4 に掲げる地域区分																																					
		1	2	3	4	5	6	7	8																																
外皮平均熱貫流率(単位 1平方メー	一戸建ての住宅	0.4	0.4	0.5	0.7	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8																															
		6	6	5.6	5	8.7	8.7	8.7	8.7	3.2																															

新		旧																											
トル1度につきワット)	共同住宅等	0.4 1	0.4 1	0. 44	0.6 9	0. 75	0. 75	0. 75	1. 73																				
冷房期の平均日射熱取得率	一戸建ての住宅	1.9	1.9	2. 0	2.7	3. 0	2. 8	2. 7	6. 7																				
	共同住宅等	1.1	1.1	1. 1	1.4	1. 5	1. 4	1. 3	2. 8																				
<p>② 冷房負荷の算出においては、次に掲げる事項を勘案すること。</p> <p>(i) 標準的な冷房設備の運転時間及び温湿度設定</p> <p>(i i) 居住者の在室時間及び在室人数並びに発熱量及び発湿量</p> <p>(i i i) 局所機械換気及び全般機械換気の運転時間並びに換気量及び換気経路</p> <p>(i v) 家電製品の運転時間及び発熱量</p> <p>(v) 調理の時間並びに発熱量及び発湿量</p> <p>③ 外気温については、別表第4に掲げる地域区分ごとに定められる気象情報を用いること。</p> <p>④ 冷房負荷の算出においては、次の(i)及び(i i)に掲げる熱をそれぞれ勘案すること。</p> <p>(i) 顕熱</p> <p>a 室温と外気温又は地温との温度差によって外壁、窓等を貫流する熱</p> <p>b 換気(通風のための措置を含む。(i i)において同じ。)又は漏気によって輸送される熱</p> <p>c 日射の吸収又は夜間放射によって発生する熱</p> <p>d 家電製品、人体その他室内に存する物体から発生する熱</p> <p>e 床、壁その他熱容量の大きな部位に蓄えられる熱</p> <p>f 調理により発生する熱のうち、冷房負荷増加に寄与する熱</p> <p>(i i) 潜熱</p> <p>a 換気又は漏気によって輸送される水蒸気が保有する熱</p> <p>b 厨房器具、人体その他室内に存する物体から発生する水蒸気が保有する熱</p> <p>c 床、壁その他湿気容量の大きな部位に蓄えられる水蒸気が保有する熱</p> <p>d 調理により発生する水蒸気が保有する熱のうち、冷房負荷増加に寄与する水蒸気が保有する熱</p> <p>(へ) エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第6に掲げる値を用いるものとする。</p> <p>ハ E S Vは、次の式により算出するものとする。</p> $E S V = \alpha S V \times A t o t a l + \beta S V$ <p>この式において、$\alpha S V$、$A t o t a l$及び$\beta S V$は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>$\alpha S V$: 床面積の合計の区分ごとに次の表に掲げる係数(単位 1平方メートル1年につきメガジュール)</p> <p>$\beta S V$: 床面積の合計の区分ごとに次の表に掲げる係数(単位 1年につきメガジュール)</p> <p>$A t o t a l$: 当該単位住戸の床面積の合計(単位 平方メートル)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">係数</th> <th colspan="3">床面積の合計の区分</th> </tr> <tr> <th>(い)</th> <th>(ろ)</th> <th>(は)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>床面積の合計が30平方メートル未満</td> <td>床面積の合計が30平方メートル以上かつ120平方メートル未満</td> <td>床面積の合計が120平方メートル以上</td> </tr> <tr> <td>$\alpha S V$</td> <td>33</td> <td>38</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>$\beta S V$</td> <td>129</td> <td>-21</td> <td>579</td> </tr> </tbody> </table> <p>ニ E S Lは、次の式により算出するものとする。</p> $E S L = 31 \times A t o t a l + 169 \times A M R + 39 \times A O R$											係数	床面積の合計の区分			(い)	(ろ)	(は)		床面積の合計が30平方メートル未満	床面積の合計が30平方メートル以上かつ120平方メートル未満	床面積の合計が120平方メートル以上	$\alpha S V$	33	38	33	$\beta S V$	129	-21	579
係数	床面積の合計の区分																												
	(い)	(ろ)	(は)																										
	床面積の合計が30平方メートル未満	床面積の合計が30平方メートル以上かつ120平方メートル未満	床面積の合計が120平方メートル以上																										
$\alpha S V$	33	38	33																										
$\beta S V$	129	-21	579																										

新	旧							
	<p>この式において、A_{total}、AMR及びAORは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>A_{total}：当該単位住戸の床面積の合計（単位 平方メートル）</p> <p>AMR：当該単位住戸の主たる居室の床面積の合計（単位 平方メートル）</p> <p>AOR：当該単位住戸のその他の居室の床面積の合計（単位 平方メートル）</p> <p>ESWは、次の式により算出するものとする。ただし、浴室その他浴槽又は身体の清浄を目的とした設備を有する室（以下「浴室等」という。）、台所及び洗面所が無い場合は0とする。</p> $ESW = \alpha SW \times A_{total} + \beta SW$ <p>この式において、αSW、A_{total}及びβSWは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>αSW：床面積の合計の区分ごとに次の表に掲げる係数（単位 1平方メートル1年につきメガジュール）</p> <p>βSW：床面積の合計の区分ごとに次の表に掲げる係数（単位 1年につきメガジュール）</p> <p>A_{total}：当該単位住戸の床面積の合計（単位 平方メートル）</p> <p style="text-align: center;">別表第4に掲げる地域区分 給湯対象室 係数 床面積の合計の区分</p>							
	別表第4に掲げる地域区分	給湯対象室	係数	床面積の合計の区分				
				(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
	1	浴室等有る場合	αSW	—	234	307	109	—
			βSW	119 46	492 6	546	183 66	314 46
		浴室等がなく、台所又は洗面所がある場合	αSW	—	32	78	15	—
			βSW	483 5	387 5	111 5	678 5	858 5
	2	浴室等有る場合	αSW	—	228	300	107	—
			βSW	116 96	485 6	536	179 06	307 46
		浴室等がなく、台所又は洗面所がある場合	αSW	—	32	77	15	—
			βSW	474 2	378 2	108 2	666 2	846 2
	3	浴室等有る場合	αSW	—	212	280	100	—
			βSW	108 92	453 2	452	166 52	286 52
		浴室等がなく、台所又は洗面所がある場合	αSW	—	30	72	14	—
			βSW	444 2	354 2	102 2	624 2	792 2
	4	浴室等有る場合	αSW	—	205	272	97	—
			βSW	105 75	442 5	405	161 55	277 95
		浴室等がなく、台所又は洗面所がある場合	αSW	—	29	70	13	—
			βSW	432 1	345 1	991	612 1	768 1
	5	浴室等有る場合	αSW	—	200	276	103	—
			βSW	104 40	444 0	-12 0	154 50	278 10
		浴室等がなく、台所又は洗面所がある場合	αSW	—	29	71	14	—
			βSW	416 5	329 5	775	590 5	758 5

新		旧					
6	浴室等がある場合	α SW	—	181	249	93	—
		β SW	940	397	-10	139	250
	浴室等がなく、台所又は洗面所がある場合		1	1	9	31	91
		α SW	—	26	64	12	—
		β SW	375	297	695	537	681
			5	5		5	5
7	浴室等がある場合	α SW	—	165	227	85	—
		β SW	849	354	-17	126	228
	浴室等がなく、台所又は洗面所がある場合		9	9	1	09	09
		α SW	—	23	57	11	—
		β SW	340	271	672	481	613
			2	2		2	2
8	浴室等がある場合	α SW	—	130	178	67	—
		β SW	667	277	-10	988	179
	浴室等がなく、台所又は洗面所がある場合		2	2	8	2	22
		α SW	—	18	45	9	—
		β SW	267	213	519	375	483
			9	9		9	9

へ EMは、次の式により算出するものとする。

$$EM = \alpha M \times A_{total} + \beta M$$

この式において、 αM 、 A_{total} 及び βM は、それぞれ次の数値を表すものとする。

αM : 床面積の合計の区分ごとに次の表に掲げる係数 (単位 1平方メートル1年につきメガジュール)

βM : 床面積の合計の区分ごとに次の表に掲げる係数 (単位 1年につきメガジュール)

A_{total} : 当該単位住戸の床面積の合計 (単位 平方メートル)

係数	床面積の合計の区分				
	(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
	床面積の合計が30平方メートル未満	床面積の合計が30平方メートル以上60平方メートル未満	床面積の合計が60平方メートル以上90平方メートル未満	床面積の合計が90平方メートル以上120平方メートル未満	床面積の合計が120平方メートル以上
αM	0	87.63	166.71	47.64	0
βM	12181.13	9552.23	4807.43	15523.73	21240.53

(2) 共同住宅等全体の基準一次エネルギー消費量 $E_{ST, all}$ (単位 1年につきギガジュール) は、次のイ又はロに掲げる式により算出するものとし、小数点第二位を切り上げた数値とする。

イ

$$E_{ST, all} = \left(\sum_i^n E_{ST, i} + (E_{sac} + E_{sv} + E_{sl} + E_{sw} + E_{sev}) \times 0.9 \right) \times 10^{-3}$$

(2) において、 $E_{ST, i}$ 、 E_{sac} 、 E_{sv} 、 E_{sl} 、 E_{sw} 、 E_{sev} 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{ST, i}$: 住戸 i の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_{sac} : 共用部の空気調和設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_{sv} : 共用部の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_{sl} : 共用部の照明設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール)

E_{sw} : 共用部の給湯設備の基準一次エネルギー消費量 (単位

新

旧

1年につきメガジュール)

E_{sev} : 共用部の昇降機の基準一次エネルギー消費量
(単位 1年につきメガジュール)

n : 当該共同住宅等全体における単位住戸数

(イ) E_{sac} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{sac} = \sum_i^n (\alpha_{sac,i} \times A_i)$$

この式において、 $\alpha_{sac,i}$ 、 A_i 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$\alpha_{sac,i}$: 空調対象室 i の室用途及び別表第4に掲げる地域区分ごとに次の表に掲げる係数(次の表に該当する用途がない場合にあっては別表第3に掲げる係数)(単位 1平方メートル1年につきメガジュール)

A_i : 空調対象室 i の床面積の合計(単位 平方メートル)

n : 当該共同住宅等全体における空調対象室の数

室用途 別表第4に掲げる地域区分

室用途	別表第4に掲げる地域区分							
	1	2	3	4	5	6	7	8
ロビー	119 8	121 5	106 4	109 3	114 2	116 6	111 4	122 3
管理人室	431	428	366	386	394	440	418	520
集会室	576	549	452	453	451	478	472	538
内廊下	937	973	705	745	801	829	858	799

(ロ) E_{sv} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{sv} = \sum_i^n (\alpha_{sv,i} \times A_{t,i})$$

この式において、 $\alpha_{sv,i}$ 、 $A_{t,i}$ 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$\alpha_{sv,i}$: 空調対象室を除く機械換気対象室 i の室用途ごとに次の表に掲げる係数(次の表に該当する用途がない場合にあっては別表第3に掲げる係数)(単位 1平方メートル1年につきメガジュール)

$A_{t,i}$: 空調対象室を除く機械換気対象室 i の床面積の合計(単位 平方メートル)

n : 当該共同住宅等全体における次の表の用途の室のうち空調対象室以外の室数

室用途	$\alpha_{sv,i}$
機械室	712
電気室	1425
屋内駐車場	997
廃棄物保管場所等	2137

(ハ) E_{sl} は、次の式により算出するものとする。

$$E_{sl} = \sum_i^n (\alpha_{sl,i} \times A_{t,i})$$

この式において、 $\alpha_{sl,i}$ 、 $A_{t,i}$ 及び n は、それぞれ次の数値を

新	旧																																																							
	<p>表すものとする。</p> <p>$\alpha_{sl, i}$: 照明対象室 i の室用途ごとに次の表に掲げる係数 (次の表に該当する用途がない場合にあつては別表第3に掲げる係数) (単位 1平方メートル1年につきメガジュール)</p> <p>$A_{t, i}$: 照明対象室 i の床面積の合計 (単位 平方メートル)</p> <p>n : 当該共同住宅等全体における照明対象室の数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">室用途</th> <th style="text-align: center;">$\alpha_{sl, i}$</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">ロビー</td><td style="text-align: center;">1 0 2 6</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">管理人室</td><td style="text-align: center;">3 6 9</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">集会室</td><td style="text-align: center;">1 1 3</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">屋内廊下</td><td style="text-align: center;">5 1 3</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">屋外廊下</td><td style="text-align: center;">2 5 6</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">機械室</td><td style="text-align: center;">1 0</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">電気室</td><td style="text-align: center;">1 0</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">屋内駐車場</td><td style="text-align: center;">3 0 8</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">廃棄物保管場所等</td><td style="text-align: center;">3 0 8</td></tr> </tbody> </table> <p>(二) E_{sw} は、次の式により算出するものとする。</p> $E_{sw} = \sum_i^n (\alpha_{sw, i} \times A_{t, i})$ <p>この式において、$\alpha_{sw, i}$、$A_{t, i}$ 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>$\alpha_{sw, i}$: 給湯対象室 i の室用途及び別表第4に掲げる地域区分ごとに次の表に掲げる係数 (次の表に該当する用途がない場合にあつては別表第3に掲げる係数) (単位 1平方メートル1年につきメガジュール)</p> <p>$A_{t, i}$: 給湯対象室 i の床面積の合計 (単位 平方メートル)</p> <p>n : 当該共同住宅等全体における給湯対象室の数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">室用途</th> <th colspan="8" style="text-align: center;">別表第4に掲げる地域区分</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">1</th> <th style="text-align: center;">2</th> <th style="text-align: center;">3</th> <th style="text-align: center;">4</th> <th style="text-align: center;">5</th> <th style="text-align: center;">6</th> <th style="text-align: center;">7</th> <th style="text-align: center;">8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">管理人室</td> <td style="text-align: center;">2 5</td> <td style="text-align: center;">2 4</td> <td style="text-align: center;">2 3</td> <td style="text-align: center;">2 2</td> <td style="text-align: center;">2 1</td> <td style="text-align: center;">1 9</td> <td style="text-align: center;">1 7</td> <td style="text-align: center;">1 4</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">集会室</td> <td style="text-align: center;">9 7</td> <td style="text-align: center;">9 5</td> <td style="text-align: center;">8 9</td> <td style="text-align: center;">8 7</td> <td style="text-align: center;">8 3</td> <td style="text-align: center;">7 5</td> <td style="text-align: center;">6 9</td> <td style="text-align: center;">5 6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ホ) E_{sev} は、次の式により算出するものとする。</p> $E_{sev} = \sum_i^n \left(\frac{L_{ev, i} \times V_{ev, i} \times F_{st} \times T_{ev, i} \times M_{ev, i}}{860} \times N_{ev, i} \right) \times 9760 \times 10^{-3}$ <p>この式において、$L_{ev, i}$、$V_{ev, i}$、F_{st}、$T_{ev, i}$、$M_{ev, i}$、$N_{ev, i}$ 及び n は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>$L_{ev, i}$: 昇降機系統 i に属する昇降機の積載質量 (単位 キログラム)</p> <p>$V_{ev, i}$: 昇降機系統 i に属する昇降機の定格速度 (単位 1分につきメートル)</p> <p>F_{st} : 基準設定速度制御係数 (1/40)</p> <p>$T_{ev, i}$: 昇降機系統 i の昇降機年間運転時間 (単位 時間)</p> <p>$M_{ev, i}$: 昇降機系統 i の輸送能力係数 (単位 無次元)</p>	室用途	$\alpha_{sl, i}$	ロビー	1 0 2 6	管理人室	3 6 9	集会室	1 1 3	屋内廊下	5 1 3	屋外廊下	2 5 6	機械室	1 0	電気室	1 0	屋内駐車場	3 0 8	廃棄物保管場所等	3 0 8	室用途	別表第4に掲げる地域区分								1	2	3	4	5	6	7	8	管理人室	2 5	2 4	2 3	2 2	2 1	1 9	1 7	1 4	集会室	9 7	9 5	8 9	8 7	8 3	7 5	6 9	5 6
室用途	$\alpha_{sl, i}$																																																							
ロビー	1 0 2 6																																																							
管理人室	3 6 9																																																							
集会室	1 1 3																																																							
屋内廊下	5 1 3																																																							
屋外廊下	2 5 6																																																							
機械室	1 0																																																							
電気室	1 0																																																							
屋内駐車場	3 0 8																																																							
廃棄物保管場所等	3 0 8																																																							
室用途	別表第4に掲げる地域区分																																																							
	1	2	3	4	5	6	7	8																																																
管理人室	2 5	2 4	2 3	2 2	2 1	1 9	1 7	1 4																																																
集会室	9 7	9 5	8 9	8 7	8 3	7 5	6 9	5 6																																																

新	旧
	<p> $N_{e v, i}$: 昇降機系統 i に属する昇降機の台数(単位 台) </p> <p> n : 当該共同住宅等全体における昇降機の対象系統数 </p> $E_{ST, all} = \left(\sum_i^n E_{ST, i} \right) \times 10^{-3}$ <p> ロ </p> <p> 2-3 設計一次エネルギー消費量の算定方法 </p> <p> 住宅の設計一次エネルギー消費量は、単位住戸の設計一次エネルギー消費量については(1)に定める方法、共同住宅等全体の設計一次エネルギー消費量については(2)に定める方法によるものとする。 </p> <p> (1) 単位住戸の設計一次エネルギー消費量 E_T (単位 1年につきギガジュール) は、次の式により算出するものとする。 </p> $E_T = (E_H + E_C + E_V + E_L + E_W - E_S + E_M) \times 10^{-3}$ <p> この式において、E_H、E_C、E_V、E_L、E_W、E_S 及び E_M は、それぞれ次の数値を表すものとする。 </p> <p> E_H : 暖房設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール) </p> <p> E_C : 冷房設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール) </p> <p> E_V : 機械換気設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール) </p> <p> E_L : 照明設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール) </p> <p> E_W : 給湯設備 (排熱利用設備を含む。以下同じ。) の設計一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール) </p> <p> E_S : エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量 (単位 1年につきメガジュール) </p> <p> E_M : 2-2の(1)に定めるその他一次エネルギー消費量 (単位 1年につきメガジュール) </p> <p> イ E_H は、次の(イ)から(ト)までに定める方法によるものとする。 </p> <p> (イ) E_H は、単位住戸全体又は各室ごとの単位時間当たりの暖房設備の一次エネルギー消費量の暖房期間における合計とし、次の式により算出するものとする。 </p> $E_H = \sum_t^n \sum_i^m E_{H, t, i} + \sum_t^n \sum_r^R Q_{UT, H, t, r} \times \alpha_{UT, H, r}$ <p> この式において、$E_{H, t, i}$、$Q_{UT, H, t, r}$、$\alpha_{UT, H, r}$、m、n 及び R は、それぞれ次の数値を表すものとする。 </p> <p> $E_{H, t, i}$: 時刻 t における 1時間当たりの暖房設備 i の設計一次エネルギー消費量 (単位 1時間につきメガジュール) </p> <p> $Q_{UT, H, t, r}$: 部屋 r の時刻 t における 1時間当たりの処理されない暖房負荷 (単位 1時間につきメガジュール) </p> <p> $\alpha_{UT, H, r}$: 部屋 r における処理されない暖房負荷を一次エネルギー消費量に換算する係数であって別表第4に掲げる地域区分ごとに別表第7に掲げる係数 </p> <p> m : 当該単位住戸における暖房設備の数 </p> <p> n : 1年間に暖房する時間 (単位 時間) </p> <p> R : 部屋の数 </p> <p> (ロ) $E_{H, t, i}$ は、暖房設備の種類及び仕様、当該単位住戸の床面積、外気の温湿度、暖房設備により処理される暖房負荷並びに太陽熱利用設備又は排熱利用設備により供給される熱を勘案して算出するものとし、$E_{H, t, i}$ を時刻 t における 1時間当たりの暖房設備の設計 </p>

新	旧
	<p>一次エネルギー消費係数を用いて算出する場合においては、次の式により算出するものとする。</p> $E_{H,t,i} = C_{H,t,i} \times Q_{T,H,t,i}$ <p>この式において、$C_{H,t,i}$及び$Q_{T,H,t,i}$は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>$C_{H,t,i}$：時刻 t における 1 時間当たりの暖房設備 i の設計一次エネルギー消費係数</p> <p>$Q_{T,H,t,i}$：時刻 t における 1 時間当たりの暖房設備 i により処理される暖房負荷（単位 1 時間につきメガジュール）</p> <p>(ハ) $C_{H,t,i}$ は、暖房設備の種類及び仕様、当該単位住戸の床面積、外気の温湿度並びに暖房設備により処理される暖房負荷を勘案した数値とする。</p> <p>(ニ) $Q_{T,H,t,i}$ は、太陽熱利用設備又は排熱利用設備により供給される熱等を減じた数値とすることができるものとする。</p> <p>(ホ) 暖房設備により処理されない暖房負荷は、暖房負荷が暖房設備による最大出力以上となる場合は暖房負荷から最大出力を減じた数値とし、暖房負荷が暖房設備による最大出力を超えない場合は 0 とする。</p> <p>(ヘ) 暖房負荷は、①から③までに掲げる事項について勘案するものとする。</p> <p>① 暖房負荷の算出においては、次に掲げる運転時間等を勘案すること。</p> <p>(イ) 暖房設備の運転時間及び温度設定</p> <p>(イイ) 居住者の在室時間、在室人数及び発熱量</p> <p>(イイイ) 局所機械換気及び全般機械換気の運転時間並びに換気量及び換気経路</p> <p>(イヴ) 家電製品の運転時間及び発熱量</p> <p>(イヴ) 調理の時間及び発熱量</p> <p>② 外気温（日平均外気温を含む。）については、別表第 4 に掲げる地域区分ごとの気象情報を用いること。</p> <p>③ 暖房負荷の算出においては、次に掲げる熱を勘案すること。</p> <p>(イ) 室温と外気温又は地温との温度差によって外壁、窓等を貫流する熱</p> <p>(イイ) 換気又は漏気によって輸送される熱</p> <p>(イイイ) 日射の吸収又は夜間放射によって発生する熱</p> <p>(イヴ) 家電製品、人体その他室内に存する物体から発生する熱</p> <p>(イヴ) 床、壁その他熱容量の大きな部位に蓄えられる熱</p> <p>(イヴィ) 調理により発生する熱のうち、暖房負荷削減に寄与する熱</p> <p>(イヴィイ) 太陽熱利用設備又は排熱利用設備により供給される熱</p> <p>(ロ) エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第 6 に掲げる値を用いるものとする。</p> <p>ロ E_C は、次の (イ) から (ヘ) までに定める方法によるものとする。</p> <p>(イ) E_C は、単位住戸全体又は各室ごとの単位時間当たりの冷房設備の一次エネルギー消費量の冷房期間における合計とし、次の式により算出するものとする。</p> $E_C = \sum_t^n \sum_i^m E_{C,t,i}$ <p>この式において、$E_{C,t,i}$、m及びnは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>$E_{C,t,i}$：時刻 t における 1 時間当たりの冷房設備 i の設計一次エネルギー消費量（単位 1 時間につきメガジュール）</p> <p>m：当該単位住戸における冷房設備の数</p> <p>n：1 年間に冷房する時間（単位 時間）</p> <p>(ロ) $E_{C,t,i}$ は、冷房設備の種類及び仕様、当該単位住戸の床</p>

新	旧
	<p>面積、外気の温湿度並びに冷房設備により処理される冷房負荷を勘案して算出するものとし、$E C, t, i$ を時刻 t における1時間当たりの冷房設備の設計一次エネルギー消費係数を用いて算出する場合においては、次の式により算出するものとする。</p> $E C, t, i = C C, t, i \times Q T, C, t, i$ <p>この式において、$C C, t, i$ 及び $Q T, C, t, i$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>$C C, t, i$: 時刻 t における1時間当たりの冷房設備 i の設計一次エネルギー消費係数</p> <p>$Q T, C, t, i$: 時刻 t における1時間当たりの冷房設備 i により処理される冷房負荷 (単位 1時間につきメガジュール)</p> <p>(ハ) $C C, t, i$ は、冷房設備の種類及び仕様、当該単位住戸の床面積、外気の温湿度並びに冷房設備により処理される冷房負荷を勘案した数値とする。</p> <p>(ニ) 冷房設備により処理される冷房負荷は、次に掲げる処理顕熱負荷及び処理潜熱負荷の合計とする。</p> <p>① 冷房設備による処理顕熱負荷は、冷房顕熱負荷が冷房設備による最大顕熱出力を超えない場合は冷房顕熱負荷とし、冷房顕熱負荷が冷房設備による最大顕熱出力以上となる場合は当該冷房設備による最大顕熱出力とする。</p> <p>② 冷房設備による処理潜熱負荷は、冷房潜熱負荷が冷房設備による最大潜熱出力を超えない場合は冷房潜熱負荷とし、冷房潜熱負荷が冷房設備による最大潜熱出力以上となる場合は当該冷房設備による最大潜熱出力とする。</p> <p>(ホ) 冷房負荷は、①から③までに掲げる事項について勘案するものとする。</p> <p>① 冷房負荷の算出においては、次に掲げる運転時間等を勘案すること。</p> <p>(イ) 冷房設備の運転時間及び温湿度設定</p> <p>(イイ) 居住者の在室時間及び在室人数並びに発熱量及び発湿量</p> <p>(イイイ) 局所機械換気及び全般機械換気の運転時間並びに換気量及び換気経路</p> <p>(イヴ) 家電製品の運転時間及び発熱量</p> <p>(イヴ) 調理の時間並びに発熱量及び発湿量</p> <p>② 外気温 (日平均外気温を含む。) については、別表第4に掲げる地域区分ごとに定められる気象情報を用いること。</p> <p>③ 冷房負荷の算出においては、次の (イ) 及び (イイ) に掲げる熱をそれぞれ勘案すること。</p> <p>(イ) 顕熱</p> <p>a 室温と外気温又は地温との温度差によって外壁、窓等を貫流する熱</p> <p>b 換気 (通風のための措置を含む。 (イイ) において同じ。) 又は漏気によって輸送される熱</p> <p>c 日射の吸収又は夜間放射によって発生する熱</p> <p>d 家電製品、人体その他室内に存する物体から発生する熱</p> <p>e 床、壁その他熱容量の大きな部位に蓄えられる熱</p> <p>f 調理により発生する熱のうち、冷房負荷削減に寄与する熱</p> <p>(イイ) 潜熱</p> <p>a 換気又は漏気によって輸送される水蒸気が保有する熱</p> <p>b 厨房器具、人体その他室内に存する物体から発生する水蒸気が保有する熱</p> <p>c 床、壁その他湿気容量の大きな部位に蓄えられる水蒸気が保有する熱</p> <p>d 調理により発生する水蒸気が保有する熱のうち、冷房負荷削減に寄与する水蒸気が保有する熱</p>

新	旧
	<p>(へ) エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第6に掲げる値を用いるものとする。</p> <p>ハ EVは、次の(イ)から(ニ)までに定める方法によるものとする。</p> <p>(イ) EVは、次の式により算出するものとする。</p> $E_V = \sum_t^{n_1} \sum_i^{m_1} E_{VG, t, i} + \sum_t^{n_2} \sum_i^{m_2} E_{VL, t, i}$ <p>この式において、$E_{VG, t, i}$、$E_{VL, t, i}$、m_1、n_1、m_2及びn_2は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>$E_{VG, t, i}$: 時刻tにおける1時間当たりの全般機械換気設備iの設計一次エネルギー消費量(単位 1時間につきメガジュール)</p> <p>$E_{VL, t, i}$: 時刻tにおける1時間当たりの局所機械換気設備iの設計一次エネルギー消費量(単位 1時間につきメガジュール)</p> <p>m_1 : 当該単位住戸における全般機械換気設備の数</p> <p>n_1 : 全般機械換気設備iの年間稼働時間(通年稼働のものにあつては8760)(単位 時間)</p> <p>m_2 : 当該単位住戸における局所機械換気設備の数</p> <p>n_2 : 局所機械換気設備iの年間稼働時間(単位 時間)</p> <p>(ロ) $E_{VG, t, i}$及び$E_{VL, t, i}$は、次の式により算出するものとする。</p> $E_{VG, t, i} = f_{SFP, i} \times V_{R, i} \times f_{prim} \times 10^{-6}$ $E_{VL, t, i} = p_{v, i} \times f_{prim} \times 10^{-6}$ <p>この式において、$f_{SFP, i}$、$V_{R, i}$、f_{prim}及び$p_{v, i}$は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>$f_{SFP, i}$: 全般機械換気設備iの比消費電力(単位 1時間につき1立方メートル当たりのワット)</p> <p>$V_{R, i}$: 全般機械換気設備iの参照機械換気量(単位 1時間につき立方メートル)</p> <p>f_{prim} : 別表第6に掲げる電気の量1キロワット時を熱量に換算する係数(単位 1キロワット時につきキロジュール)</p> <p>$p_{v, i}$: 局所機械換気設備iの消費電力(単位 ワット)</p> <p>(ハ) $f_{SFP, i}$は、機械換気設備の種類及び仕様並びに全般機械換気設備の設計風量を勘案して算出するものとする。</p> <p>(ニ) $V_{R, i}$は、当該単位住戸の床面積の合計に、天井高及び全般機械換気設備に求められる換気回数に乗じた値に余裕率を勘案し、機械換気設備の有効換気量率で除して求められる換気量とする。</p> <p>ニ ELは、次の(イ)から(ニ)までに定める方法によるものとする。</p> <p>(イ) ELは、次の式により算出するものとする。</p> $E_L = \sum_t^n \sum_i^m E_{L, t, i}$ <p>この式において、$E_{L, t, i}$、m及びnは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>$E_{L, t, i}$: 時刻tにおける1時間当たりの照明区画(照明器具の種類、照明設備の制御方法及び配置、照度の設定、室等の形状並びに内装仕上げが同一の部分をいう。以下同じ。)iに設置される照明設備の設計一次エネルギー消費量(単位 1時間につきメガジュール)</p> <p>m : 当該単位住戸における照明区画の数</p> <p>n : 照明区画iにおける年間点灯時間(単位 時間)</p>

新	旧
	<p>(ロ) $E_{L, t, i}$ は、以下の式により算出するものとする。 $E_{L, t, i} = P_i \times C_i \times f_{prim} \times 10^{-6} \times r_{i, d, t}$ この式において、P_i、C_i、f_{prim}及び$r_{i, d, t}$は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>P_i : 照明区画 i に設置される照明設備の消費電力の合計値 (単位 ワット)</p> <p>C_i : 照明区画 i に設置される照明設備の消費電力の補正值</p> <p>f_{prim} : 別表第 6 に掲げる電気の量 1 キロワット時を熱量に換算する係数 (単位 1 キロワット時につきキロジュール)</p> <p>$r_{i, d, t}$: 時刻 t における照明区画 i に設置される照明設備の使用時間率</p> <p>(ハ) P_i は、照明設備の種類及び仕様並びに照明区画 i の床面積を勘案して算出するものとする。</p> <p>(ニ) C_i は、照明設備の設置状況及び用途、調光、人感センサー並びに多灯分散照明方式の採用の有無を勘案して算出するものとする。</p> <p>ホ E_W は、次の (イ) から (ホ) までに定める方法によるものとする。</p> <p>(イ) E_W は、次の式により算出するものとする。</p> $E_W = \sum_d^D E_{W, d}$ <p>この式において、$E_{W, d}$ 及び D は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>$E_{W, d}$: 日付 d における 1 日当たりの給湯設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 1 日につきメガジュール)</p> <p>D : 給湯設備の年間稼働日数 (単位 日)</p> <p>(ロ) $E_{W, d}$ は、給湯設備の種類及び仕様、外気温湿度、給水温度並びに給湯負荷を勘案し、日付 d における 1 日当たりの給湯設備の設計一次エネルギー消費係数を用いて算出する場合においては、以下の式により算出するものとする。</p> $E_{W, d} = C_{W, d} \times L_{W, d}$ <p>この式において、$C_{W, d}$ 及び $L_{W, d}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>$C_{W, d}$: 日付 d における 1 日当たりの給湯設備の設計一次エネルギー消費係数</p> <p>$L_{W, d}$: 日付 d における 1 日当たりの給湯負荷 (単位 1 日につきメガジュール)</p> <p>(ハ) $C_{W, d}$ は給湯設備の種類及び仕様、外気温湿度、給水温度並びに給湯負荷を勘案した数値とする。</p> <p>(ニ) $L_{W, d}$ は、当該単位住戸の床面積、給湯対象室の有無、外気温湿度、給水温度、節湯器具の仕様及び給湯配管の仕様を勘案するものとし、さらに太陽熱利用設備を利用する場合には太陽熱利用設備の種類、仕様、直達日射量及び天空放射量を勘案して算出するものとする。</p> <p>(ホ) エネルギーの量を熱量に換算する係数は、別表第 6 に掲げる値を用いるものとする。</p> <p>へ E_S は、次の (イ) 及び (ロ) に定める方法によるものとする。</p> <p>(イ) E_S は、次の式により算出するものとする。</p> $E_S = \sum_t^n \sum_i^m E_{E, s, t, i} \times f_{prim} \times 10^{-3}$ <p>この式において、$E_{E, s, t, i}$、m、n 及び f_{prim} は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>$E_{E, s, t, i}$: 時刻 t における 1 時間当たりのエネルギー利用効率化設備 i による消費電力量の削減量 (単位 1 時間につき</p>

新	旧
	<p>キロワット時)</p> <p>m : 当該単位住戸におけるエネルギー利用効率化設備の数</p> <p>n : エネルギー利用効率化設備 i の年間稼働時間(単位 時間)</p> <p>f p r i m : 別表第 6 に掲げる電気の量 1 キロワット時を熱量に換算する係数(単位 1 キロワット時につきキロジュール)</p> <p>(ロ) E E, s, t, i は、気象条件、設備の性能及び設置状況を勘案して算出するものとする。</p> <p>ト E M は、2-2 の(1)のへに定める方法によるものとする。</p> <p>(2) 共同住宅等全体の設計一次エネルギー消費量については、次のイ又はロに掲げる共同住宅等の区分に応じ、それぞれに定めるとおりとする。</p> <p>イ 基準一次エネルギー消費量について 2-2 (2) イに定める方法により算出した共同住宅等 (1) により算出した各単位住戸の設計一次エネルギー消費量の合計に、第 1 の 2-3 により算出した共用部の設計一次エネルギー消費量を加算した数値</p> <p>ロ 基準一次エネルギー消費量について 2-2 (2) ロに定める方法により算出した共同住宅等 (1) により算出した各単位住戸の設計一次エネルギー消費量を合計した数値</p> <p>第 3 複合建築物に係る判断の基準</p> <p>複合建築物の建築主等は、次の 1 及び 2 に適合する措置を講ずるものとする。</p> <p>1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準</p> <p>複合建築物の建築主等は、法第 5 3 条第 1 項の規定による認定の申請をしようとする複合建築物全体又は複合建築物における一の住戸(以下第 3 において「単位住戸」という。)(以下「認定申請複合建築物」という。)の住宅以外の用途に供する部分については第 1 の 1 に、住宅の用途に供する部分については第 2 の 1 に、それぞれ適合する措置を講ずるものとする。ただし、複合建築物における住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満の場合においては、当該部分について第 2 の 1 に適合する措置を講ずるものとすることができるものとする。</p> <p>2 一次エネルギー消費量に関する基準</p> <p>2-1 複合建築物の建築主等は、当該認定申請複合建築物の設計一次エネルギー消費量(2-3 に定める方法により算出した数値をいう。)が、当該認定申請複合建築物の基準一次エネルギー消費量(2-2 に定める方法により算出した数値をいう。)を上回らないようにするものとする。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき、2-2 及び 2-3 に定める方法による計算と同等以上に当該認定申請複合建築物がエネルギーの使用上効率的であることを確かめることができる計算による場合においては、この限りでない。</p> <p>2-2 基準一次エネルギー消費量の算定方法</p> <p>複合建築物の基準一次エネルギー消費量は、複合建築物全体については(1)に定める方法、複合建築物における単位住戸については(2)に定める方法によるものとする。</p> <p>(1) 複合建築物全体の基準一次エネルギー消費量は、イ及びロにより求められる値の合計値とする。</p> <p>イ 住宅以外の用途に供する部分については、第 1 の 2-2 に定める方法により算出した基準一次エネルギー消費量</p> <p>ロ 住宅の用途に供する部分については、当該複合建築物における単位住戸が一である場合には第 2 の 2-2 の(1)に定める方法により算出した基準一次エネルギー消費量とし、当該複合建築物における単位住戸が複数ある場合には、第 2 の 2-2 の(2)に定める方法により算出した基準一次エネルギー消費量とする。</p>

新	旧
	<p>(2) 複合建築物における単位住戸の基準一次エネルギー消費量は、第2の2-2の(1)に定める方法により算出したものとする。</p> <p>2-3 設計一次エネルギー消費量の算定方法 複合建築物の設計一次エネルギー消費量は、複合建築物全体については(1)に定める方法、複合建築物における単位住戸については(2)に定める方法によるものとする。</p> <p>(1) 複合建築物全体の設計一次エネルギー消費量は、イ及びロにより求められる値の合計値とする。</p> <p>イ 住宅以外の用途に供する部分については、第1の2-3に定める方法により算出した設計一次エネルギー消費量</p> <p>ロ 住宅の用途に供する部分については、当該複合建築物における単位住戸が一である場合には第2の2-3の(1)に定める方法により算出した設計一次エネルギー消費量とし、当該複合建築物における単位住戸が複数ある場合には第2の2-3の(2)に定める方法により算出した設計一次エネルギー消費量とする。</p> <p>(2) 複合建築物における単位住戸の設計一次エネルギー消費量は、第2の2-3の(1)に定める方法により算出したものとする。</p> <p>II. 建築物の低炭素化の促進のために誘導すべきその他の基準 建築物の建築主等は、第1又は第2のいずれかに適合する建築物の低炭素化のための措置を講ずるものとする。ただし、認定申請複合建築物が複合建築物全体である場合は、住宅の用途に供する部分及び住宅以外の用途に供する部分について、それぞれ第1又は第2のいずれかに適合する措置を講ずるものとする。</p> <p>第1 次の1から8までに掲げる項目のうち、二以上の項目に適合するものとする。</p> <p>1 節水に関する取組について、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 設置する便器の半数以上に節水に資する便器を採用すること。</p> <p>(2) 設置する水栓の半数以上に節水に資する水栓を採用すること。</p> <p>(3) 定置型の電気食器洗い機を設置すること。ただし、共同住宅等全体及び複合建築物については、住戸の半数以上に設置すること。</p> <p>2 雨水、井戸水又は雑排水の利用のための設備を設置すること。</p> <p>3 エネルギー管理に関する取組について、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) HEMS(住宅の所有者が使用する空気調和設備、照明設備等の電力使用量等の住宅のエネルギー消費量に関する情報について、個別に計測、蓄積及び表示をすることが可能で、その電力使用を調整するための制御機能を有するホームエネルギー管理システムをいう。)を設置していること。ただし、共同住宅等全体及び複合建築物については、住戸の半数以上に設置すること。</p> <p>(2) BEMS(空気調和設備、照明設備等の電力使用量等の建築物のエネルギー消費量に関する情報について、個別に計測、蓄積及び表示をすることが可能で、その電力使用を調整するための制御機能を有するビルエネルギー管理システムをいう。)を設置すること。</p> <p>4 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備と連系した蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設置すること。ただし、共同住宅等全体及び複合建築物については、住戸の半数以上に設置すること。</p> <p>5 ヒートアイランド対策に関する取組について、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 敷地面積に対する緑地、水面等の面積割合を10%以上とすること。</p> <p>(2) 日射反射率の高い舗装材により被覆した面積の敷地面積に対する割合を10%以上とすること。</p> <p>(3) 緑化等の対策をした面積の屋根面に対する割合を20%以上とすること。</p> <p>(4) 緑化対策をした面積の外壁面積に対する割合を10%以上とす</p>

新	旧
<p>I. <u>建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導すべき基準</u></p> <p>次の第1から第4までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該第1から第4までに定める基準に適合すること。</p> <p>第1 <u>非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物（以下「非住宅建築物」という。）建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第1号に規定する基準に適合するものとし、同号ロ（1）の非住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量及び同号ロ（2）の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導設計一次エネルギー消費量並びに同号ロ（1）の非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量及び同号ロ（2）の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導基準一次エネルギー消費量の算出については、基準省令第11条及び第12条の規定によること。</u></p> <p>第2 <u>一戸建ての住宅（単位住戸（住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）の一の住戸をいう。）の数が一である住宅をいう。以下同じ。）基準省令第10条第2号に規定する基準に適合するものとし、同号ロの住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量及び誘導基準一次エネルギー消費量の算出については、基準省令第13条及び第14条の規定によること。</u></p> <p>第3 <u>共同住宅等（一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）基準省令第10条第2号に規定する基準に適合するものとし、同号ロの住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量及び誘導基準一次エネルギー消費量の算出については、基準省令第13条及び第14条の規定によること。この場合において、同号ロの住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量は基準省令第13条第3項第1号の数値とし、基準省令第10条第2号ロの住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量は基準省令第14条第2項第1号の数値とする。</u></p> <p>第4 <u>非住宅部分及び住宅部分を有する建築物（以下「複合建築物」という。）基準省令第10条第3号に規定する基準に適合するものとし、同号ロ（2）の複合建築物の誘導設計一次エネルギー消費量及び誘導基準一次エネルギー消費量の算出については、基準省令第15条及び第16条の規定によること。この場合において、基準省令第10条第2号ロの住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量は基準省令第13条第3項第1号の数値とし、基準省令第10条第2号ロの住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量は基準省令第14条第2項第1号の数値とする。</u></p> <p>II. <u>建築物の低炭素化の促進のために誘導すべきその他の基準</u></p>	<p>ること。</p> <p>（5）（1）の割合、（2）の割合、（3）の割合の2分の1及び（4）の割合の合計を10%以上とすること。</p> <p>6 日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に定める劣化対策等級に係る評価が等級3に該当する措置を講ずること。</p> <p>7 木造住宅又は木造建築物であること。</p> <p>8 高炉セメント又はフライアッシュセメントを構造耐力上主要な部分に使用していること。</p> <p>第2 建築物の総合的な環境性能評価に基づき、標準的な建築物と比べて低炭素化に資する建築物として、法第53条第1項に規定する所管行政庁が認めるものとする。</p>

新	旧
<p><u>次の第1又は第2に定める基準のいずれかに適合すること。ただし、都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「法」という。）第53条第1項の規定による認定の申請をしようとする建築物が複合建築物である場合は、非住宅部分及び住宅部分について、それぞれ第1又は第2に定める基準のいずれかに適合すること。</u></p> <p><u>第1 次の1又は2に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該1又は2に定める基準に適合すること。</u></p> <p><u>1 非住宅建築物及び共同住宅等 次の（1）及び（2）に適合するものであること。</u></p> <p><u>（1）再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいう。）の利用に資する設備（以下第1において「再生可能エネルギー利用設備」という。）が設けられていること。</u></p> <p><u>（2） 次のイからリまでに掲げる項目のうち、いずれかの項目に適合すること。</u></p> <p><u>イ 節水に関する取組について、次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>（イ） 設置する便器の半数以上に節水に資する便器が採用されていること。</u></p> <p><u>（ロ） 設置する水栓の半数以上に節水に資する水栓が採用されていること。</u></p> <p><u>（ハ） 定置型の電気食器洗い機が設けられていること。ただし、共同住宅等及び複合建築物については、住戸の半数以上に設けられていること。</u></p> <p><u>ロ 雨水、井戸水又は雑排水の利用のための設備が設けられていること。</u></p> <p><u>ハ エネルギー管理に関する取組について、次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>（イ） HEMS（住宅の所有者が使用する空気調和設備、照明設備等の電力使用量等の住宅のエネルギー消費量に関する情報について、個別に計測、蓄積及び表示をすることが可能で、その電力使用を調整するための制御機能を有するホームエネルギー管理システムをいう。）が設けられていること。ただし、共同住宅等及び複合建築物については、住戸の半数以上に設けられていること。</u></p> <p><u>（ロ） BEMS（空気調和設備、照明設備等の電力使用量等の建築物のエネルギー消費量に関する情報について、個別に計測、蓄積及び表示をすることが可能で、その電力使用を調整するための制御機能を有するビルエネルギー管理システムをいう。）が設けられていること。</u></p> <p><u>ニ 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備と連系した蓄電池（床に据え付けるものに限る。）が設けられていること。ただし、共同住宅等及び複合建築物については、住戸の半数以上に設けられていること。</u></p> <p><u>ホ ヒートアイランド対策に関する取組について、次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>（イ） 敷地面積に対する緑地、水面等の面積割合が10%以上であること。</u></p> <p><u>（ロ） 日射反射率の高い舗装材により被覆した面積の敷地面積に対する割合が10%以上であること。</u></p>	

新	旧
<p><u>(ハ) 緑化等の対策をした面積の屋根面に対する割合が20%以上であること。</u></p> <p><u>(ニ) 緑化の対策をした面積の外壁面積に対する割合が10%以上であること。</u></p> <p><u>(ホ) (イ)の割合、(ロ)の割合、(ハ)の割合の2分の1及び(ニ)の割合の合計が10%以上であること。</u></p> <p><u>ヘ 日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)に定める劣化対策等級に係る評価が等級3に該当すること。</u></p> <p><u>ト 木造住宅又は木造建築物であること。</u></p> <p><u>チ 高炉セメント又はフライアッシュセメントが構造耐力上主要な部分に使用されていること。</u></p> <p><u>リ V2H充放電設備(建築物から電気自動車若しくはプラグインハイブリッド自動車(以下第1において「電気自動車等」という。)に電気を供給するための設備又は電気自動車等から建築物に電気を供給するための設備をいう。)が設けられていること。</u></p>	
<p><u>2 一戸建ての住宅 次の(1)及び(2)に適合するものであること。</u></p> <p><u>(1) 1(1)及び(2)に掲げる基準に適合すること。</u></p> <p><u>(2) 低炭素化促進設計一次エネルギー消費量(イに定める方法により算出した数値をいう。)が、低炭素化促進基準一次エネルギー消費量(ロに定める方法により算出した数値をいう。)を超えないこと。</u></p> <p><u>イ 低炭素化促進設計一次エネルギー消費量の算出方法</u></p> <p><u>法第53条第1項の規定による認定の申請をしようとする住宅(以下第1において「認定申請住宅」という。)の低炭素化促進設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとし、小数点第二位を切り上げた数値とする。</u></p> $E_T = \frac{(E_H + E_C + E_V + E_L + E_W - E_S - E_R + E_M) \times 10^{-3}}{3}$ <p><u>この式において、E_T、E_H、E_C、E_V、E_L、E_W、E_S、E_R及びE_Mは、それぞれ次の数値を表すものとする。</u></p> <p><u>E_T : 低炭素化促進設計一次エネルギー消費量(単位 1年につきギガジュール)</u></p> <p><u>E_H : 基準省令第4条第1項の暖房設備の設計一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)</u></p> <p><u>E_C : 基準省令第4条第1項の冷房設備の設計一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)</u></p> <p><u>E_V : 基準省令第4条第1項の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)</u></p> <p><u>E_L : 基準省令第4条第1項の照明設備の設計一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)</u></p> <p><u>E_W : 基準省令第4条第1項の給湯設備の設計一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)</u></p> <p><u>E_S : 基準省令第13条第1項のエネルギー利用効率化設備による誘導設計一次エネルギー消費量の削減量(単位 1年につきメガジュール)</u></p> <p><u>E_R : 再生可能エネルギー利用設備を用いて得られるエネルギー</u></p>	

新	旧
<p><u>ギ一量(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項(平成28年国土交通省告示第265号)の規定により基準省令第4条第1項の設計一次エネルギー消費量の算出で勘案したものを除く。)(単位 1年につきメガジュール)</u></p> <p><u>E_M :基準省令第4条第1項のその他一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)</u></p> <p><u>ロ 低炭素化促進基準一次エネルギー消費量の算出方法</u></p> <p><u>認定申請住宅の低炭素化促進基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出するものとし、小数点第二位を切り上げた数値とする。</u></p> $E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.5 + E_M \} \times 10^{-3}$ <p><u>この式において、E_{ST}、E_{SH}、E_{SC}、E_{SV}、E_{SL}、E_{SW}及びE_Mは、それぞれ次の数値を表すものとする。</u></p> <p><u>E_{ST} :低炭素化促進基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきギガジュール)</u></p> <p><u>E_{SH} :基準省令第5条第1項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)</u></p> <p><u>E_{SC} :基準省令第5条第1項の冷房設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)</u></p> <p><u>E_{SV} :基準省令第5条第1項の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)</u></p> <p><u>E_{SL} :基準省令第5条第1項の照明設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)</u></p> <p><u>E_{SW} :基準省令第5条第1項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)</u></p> <p><u>E_M :基準省令第5条第1項のその他一次エネルギー消費量(単位 1年につきメガジュール)</u></p> <p><u>第2 建築物の総合的な環境性能評価に基づき、標準的な建築物と比べて低炭素化に資する建築物として、法第53条第1項に規定する所管行政庁が認めるものであること。</u></p> <p><u>附 則〔令和四年八月一六日経済産業・国土交通・環境省告示第一号〕</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この告示は、令和四年十月一日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 都市の低炭素化の促進に関する法律(以下「法」という。)第五十三条第一項の認定(法第五十五条第一項の変更の認定を含む。)の申請であって、この告示の施行の際現に存する建築物(この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後にする法第五十三条第一項の認定の申請に係るもの(次項及び第四項において「施行日以後認定申請建築物」という。)を除く。)に係る認定については、この告示による改正後の建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。</u></p> <p><u>3 この告示の施行の際現に存する施行日以後認定申請建築物の非住宅部分(当該非住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分が、建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する</u></p>	

新	旧
<p>省令（令和四年経済産業省／国土交通省令第一号。次項において「改正省令」という。）附則第三項の規定により国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。）について、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省／国土交通省令第一号。以下「基準省令」という。）第十条第一号及び第十二条の規定を適用する場合においては、当分の間、同号イの規定は適用しないものとし、同号ロ中「超えないこと」とあるのは「下回ること」と、基準省令第十二条中「$E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B + E_M \} \times 10^{-3}$」とあるのは「$E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$」とする。</p> <p>4 この告示の施行の際現に存する施行日以後認定申請建築物の住宅部分（当該住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分が、改正省令附則第四項の規定により国土交通大臣が定める基準に適合するものに限る。）について、基準省令第十条第二号及び第十四条の規定を適用する場合においては、当分の間、同号イの表一の項及び二の項中「〇・四〇」とあるのは「〇・四六」と、同表三の項中「〇・五〇」とあるのは「〇・五六」と、同表四の項中「〇・六〇」とあるのは「〇・七五」と、同表五の項から七の項までの規定中「〇・六〇」とあるのは「〇・八七」と、基準省令第十四条第一項中「$E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.8 + E_M \} \times 10^{-3}$」とあるのは「$E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.9 + E_M \} \times 10^{-3}$」と、同条第三項中「$E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.8 + E_M \} \times 10^{-3}$」とあるのは「$E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.9 + E_M \} \times 10^{-3}$」とする。</p> <p>5 施行日前にされた法第五十三条第一項の認定の申請（この告示の施行の際現に存する建築物に係るものを除く。）であって、この告示の施行の際、まだその認定をするかどうかの処分がされていないものについての認定の処分については、なお従前の例による。</p> <p>6 施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる法第五十四条第一項の認定を受ける低炭素建築物新築等計画の変更については、この告示による改正後の建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	

新	旧
<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準</u></p> <p>I. <u>建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準</u></p> <p>次の第1から第4までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該第1から第4までに定める基準に適合すること。</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 一戸建ての住宅(単位住戸(住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。))の一の住戸をいう。)の数が一である住宅をいう。以下同じ。) 基準省令第10条第2号に規定する基準に適合するものとし、<u>同号ロ(1)</u>の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量及び誘導基準一次エネルギー消費量の算出については、基準省令第13条及び第14条の規定によること。</p> <p>第3 共同住宅等(一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。) 基準省令第10条第2号に規定する基準に適合するものとし、<u>同号ロ(1)</u>の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量及び誘導基準一次エネルギー消費量の算出については、基準省令第13条及び第14条の規定によること。この場合において、<u>同号ロ(1)</u>の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量は基準省令第13条第3項第1号の数値とし、<u>基準省令第10条第2号ロ(1)</u>の住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量は基準省令第14条第2項第1号の数値とする。また、<u>共同住宅等に共用部分(基準省令第4条第3項第1号に規定する共用部分をいう。第4において同じ。)</u>がある場合において、<u>基準省令第10条第2号ロ(2)</u>の規定を適用するときは、<u>同号ロ(2)</u>に規定する基準に適合し、かつ、<u>基準省令第13条第3項第1号の共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量が基準省令第14条第2項第1号の共用部分の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこととする。</u></p> <p>第4 非住宅部分及び住宅部分を有する建築物(以下「複合建築物」という。) 基準省令第10条第3号に規定する基準に適合するものとし、同号ロ(2)の複合建築物の誘導設計一次エネルギー消費量及び誘導基準一次エネルギー消費量の算出については、基準省令第15条及び第16条の規定によること。この場合において、<u>基準省令第10条第2号ロ(1)</u>の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量は基準省令第13条第3項第1号の数値とし、<u>基準省令第10条第2号ロ(1)</u>の住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量は基準省令第14条第2項第1号の数値とする。また、<u>複合建築物に共用部分がある場合において、基準省令第10条第2号ロ(2)の規定を適用するときは、同号ロ(2)に規定する基準に適合し、かつ、基準省令第13条第3項第1号の共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量が基準省令第14条第2項第1号の共用部分の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこととする。</u></p> <p><u>附 則〔令和四年十一月七日経済産業・国土交通・環境省告示第2号〕</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この告示は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p>	<p><u>建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進のために誘導すべき基準</u></p> <p>I. <u>建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準</u></p> <p>次の第1から第4までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該第1から第4までに定める基準に適合すること。</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 一戸建ての住宅(単位住戸(住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。))の一の住戸をいう。)の数が一である住宅をいう。以下同じ。) 基準省令第10条第2号に規定する基準に適合するものとし、<u>同号ロ</u>の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量及び誘導基準一次エネルギー消費量の算出については、基準省令第13条及び第14条の規定によること。</p> <p>第3 共同住宅等(一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。) 基準省令第10条第2号に規定する基準に適合するものとし、<u>同号ロ</u>の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量及び誘導基準一次エネルギー消費量の算出については、基準省令第13条及び第14条の規定によること。この場合において、<u>同号ロ</u>の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量は基準省令第13条第3項第1号の数値とし、<u>基準省令第10条第2号ロ</u>の住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量は基準省令第14条第2項第1号の数値とする。</p> <p>第4 非住宅部分及び住宅部分を有する建築物(以下「複合建築物」という。) 基準省令第10条第3号に規定する基準に適合するものとし、同号ロ(2)の複合建築物の誘導設計一次エネルギー消費量及び誘導基準一次エネルギー消費量の算出については、基準省令第15条及び第16条の規定によること。この場合において、<u>基準省令第10条第2号ロ</u>の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量は基準省令第13条第3項第1号の数値とし、<u>基準省令第10条第2号ロ</u>の住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量は基準省令第14条第2項第1号の数値とする。</p>

新	旧
<p><u>2 この告示の施行の日（次項において「施行日」という。）前にされた都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「法」という。）第五十三条第一項の認定（法第五十五条第一項の変更の認定を含む。次項において同じ。）の申請であって、この告示の施行の際、まだその認定をするかどうかの処分がされていないものについての認定の処分については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>3 この告示の施行の際現に法第五十四条第一項の認定を受けている又は施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる同条第一項の認定を受ける低炭素建築物新築等計画の変更については、この告示による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p>	

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正 新旧対照表 (改正部分抜粋)
(令和4年8月16日号外経済産業・国土交通省令第1号)

新	旧
<p>目次</p> <p>第一章 建築物エネルギー消費性能基準 (第一条—第七条)</p> <p>第二章～第二章の二 (略)</p> <p>第三章 建築物エネルギー消費性能誘導基準 (第十条—第十六条)</p> <p>附則</p> <p>第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (以下「法」という。) 第二条第一項第三号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>一 非住宅部分 (法第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。) を有する建築物 (複合建築物 (非住宅部分及び住宅部分 (同項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)) を有する建築物をいう。以下同じ。) を除く。第十条第一号において「非住宅建築物」という。) 次のイ又はロのいずれかに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。</p> <p>イ 非住宅部分の設計一次エネルギー消費量 (実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量 (一年間に消費するエネルギー (エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (昭和五十四年法律第四十九号) 第二条第一項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。) の量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。)) あって、建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定に用いるものをいう。 (以下同じ。)) が、非住宅部分の基準一次エネルギー消費量 (床面積、設備等の条件により定まる基準となる一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。) を超えないこと。</p> <p>ロ (略)</p> <p>二～三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(建築物エネルギー消費性能誘導基準)</p> <p>第十条 法第三十五条第一項第一号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>一 非住宅建築物 次のイ及びロ (非住宅部分の全部を工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの (イ (1) 及び別表第二において「工場等」という。)) の用途に供する場合にあっては、ロ) に適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。</p> <p>イ 次の (1) 又は (2) のいずれかに適合すること。</p> <p>(1) 国土交通大臣が定める方法により算出した非住宅部分 (工場等の用途に供する部分を除く。以下 (1) 及び (2) に</p>	<p>目次</p> <p>第一章 建築物エネルギー消費性能基準 (第一条—第七条)</p> <p>第二章～第二章の二 (略)</p> <p>第三章 建築物エネルギー消費性能誘導基準 (第十条—第十三条)</p> <p>附則</p> <p>第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (以下「法」という。) 第二条第一項第三号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>一 非住宅部分 (法第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。) を有する建築物 (複合建築物 (非住宅部分及び住宅部分 (同項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)) を有する建築物をいう。以下同じ。) を除く。第十条第一号において「非住宅建築物」という。) 次のイ又はロのいずれかに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。</p> <p>イ 非住宅部分の設計一次エネルギー消費量 (実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量 (一年間に消費するエネルギー (エネルギーの使用の合理化等に関する法律 (昭和五十四年法律第四十九号) 第二条第一項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。) の量を熱量に換算したものをいう。以下同じ。)) を (以下同じ。)) が、非住宅部分の基準一次エネルギー消費量 (床面積、設備等の条件により定まる基準となる一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。) を超えないこと。</p> <p>ロ (略)</p> <p>二～三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(建築物エネルギー消費性能誘導基準)</p> <p>第十条 法第三十五条第一項第一号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>一 非住宅建築物 次のイ及びロ (非住宅部分の全部を工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの (イ (1) において「工場等」という。)) の用途に供する場合にあっては、ロ) に適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。</p> <p>イ 次の (1) 又は (2) のいずれかに適合すること。</p> <p>(1) 国土交通大臣が定める方法により算出した非住宅部分 (工場等の用途に供する部分を除く。以下 (1) 及び (2) に</p>

新	旧
<p>において同じ。)の屋内周囲空間(各階の外気に接する壁の中心線から水平距離が五メートル以内の屋内の空間、屋根の直下階の屋内の空間及び外気に接する床の直上の屋内の空間をいう。以下(1)及び(2)において同じ。)の年間熱負荷(一年間の暖房負荷及び冷房負荷の合計をいう。以下(1)及び(2)において同じ。)を屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値が、用途及び第一条第一項第二号イ(1)の地域の区分(以下単に「地域の区分」という。)に応じて別表第一に掲げる数値以下であること。ただし、非住宅部分を二以上の用途に供する場合には、当該非住宅部分の各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た数値が、用途及び地域の区分に応じた別表第一に掲げる数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値以下であること。</p> <p>(2) 非住宅部分の形状に応じた年間熱負荷モデル建築物(非住宅部分の形状を単純化した建築物であって、屋内周囲空間の年間熱負荷の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が認めるものをいう。以下(2)において同じ。)について、国土交通大臣が定める方法により算出した屋内周囲空間の年間熱負荷を屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値が、用途及び地域の区分に応じて別表第一に掲げる数値以下であること。ただし、非住宅部分を二以上の用途に供する場合には、当該非住宅部分に係る年間熱負荷モデル建築物の各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た数値が、用途及び地域の区分に応じた別表第一に掲げる数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値以下であること。</p> <p>ロ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。</p> <p>(1) <u>非住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量であって、建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するかどうかの審査に用いるものをいう。以下同じ。)</u>が、非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量(床面積、設備等の条件により定まる建築物エネルギー消費性能誘導基準となる一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。)を超えないこと。ただし、非住宅部分を二以上の用途に供する場合には、各用途に供する当該非住宅部分ごとに算出した誘導設計一次エネルギー消費量を合計した数値が、各用途に供する当該非住宅部分ごとに算出した誘導基準一次エネルギー消費量を合計した数値を超えないこと。</p> <p>(2) <u>非住宅部分の用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導設計一次エネルギー消費量</u>が、当該一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。ただし、非住宅部分を二以上の用途に供する場合には、当該非住宅部分の各用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算出した誘導設計一次エネルギー消費量を合計した数値が、当該非住宅部分の各用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物ごとに算出した誘導基準一次エネルギー消費量を合計した数値を超えないこと。</p> <p>二 住宅 次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層</p>	<p>において同じ。)の屋内周囲空間(各階の外気に接する壁の中心線から水平距離が五メートル以内の屋内の空間、屋根の直下階の屋内の空間及び外気に接する床の直上の屋内の空間をいう。以下(1)及び(2)において同じ。)の年間熱負荷(一年間の暖房負荷及び冷房負荷の合計をいう。以下(1)及び(2)において同じ。)を屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値が、用途及び第一条第一項第二号イ(1)の地域の区分(以下単に「地域の区分」という。)に応じて別表に掲げる数値以下であること。ただし、非住宅部分を二以上の用途に供する場合には、当該非住宅部分の各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た数値が、用途及び地域の区分に応じた別表に掲げる数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値以下であること。</p> <p>(2) 非住宅部分の形状に応じた年間熱負荷モデル建築物(非住宅部分の形状を単純化した建築物であって、屋内周囲空間の年間熱負荷の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が認めるものをいう。以下(2)において同じ。)について、国土交通大臣が定める方法により算出した屋内周囲空間の年間熱負荷を屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値が、用途及び地域の区分に応じて別表に掲げる数値以下であること。ただし、非住宅部分を二以上の用途に供する場合には、当該非住宅部分に係る年間熱負荷モデル建築物の各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計で除して得た数値が、用途及び地域の区分に応じた別表に掲げる数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値以下であること。</p> <p>ロ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。</p> <p>(1) <u>第一条第一項第一号イの非住宅部分の設計一次エネルギー消費量</u>が、非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量(床面積、設備等の条件により定まる建築物エネルギー消費性能誘導基準となる一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。)を超えないこと。</p> <p>(2) <u>第一条第一項第一号ロの一次エネルギー消費量モデル建築物の設計一次エネルギー消費量</u>が、当該一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。</p> <p>二 住宅 次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層</p>

新			旧		
<p>の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。</p> <p><u>イ 第一条第一項第二号イ(1)(i)に規定する国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率が、次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。</u></p>			<p>の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。</p> <p><u>イ 住宅部分が第一条第一項第二号イ(1)に適合すること。</u></p>		
<u>地域の区分</u>	<u>外皮平均熱貫流率 (単位 一平方メートル一度につきワット)</u>	<u>冷房期の平均日射熱取得率</u>			
二	〇・四〇	二			
二	〇・四〇	二			
三	〇・五〇	二			
四	〇・六〇	二			
五	〇・六〇	三・〇			
六	〇・六〇	二・八			
七	〇・六〇	二・七			
八	二	六・七			
<p>ロ <u>住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量</u>が、住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。</p>			<p>ロ <u>第一条第一項第二号ロ(1)の住宅部分の設計一次エネルギー消費量</u>が、住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。</p>		
<p>三 複合建築物 次のイ又はロのいずれかに適合するものであること。</p> <p>イ 非住宅部分が第一号に定める基準に適合し、かつ、住宅部分が前号に定める基準に適合すること。</p> <p>ロ 次の(1)から(3)までに適合すること。</p> <p>(1) 非住宅部分が<u>第一条第一項第一号イ</u>に定める基準に適合し、かつ、住宅部分が<u>同項第二号ロ(1)</u>に適合すること。</p> <p>(2) <u>複合建築物の誘導設計一次エネルギー消費量</u>が、複合建築物の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。</p> <p>(3) <u>非住宅部分が第一号イ(1)に定める基準に適合し、かつ、住宅部分が前号イに適合すること。</u></p> <p><u>(非住宅部分に係る誘導設計一次エネルギー消費量)</u></p>			<p>三 複合建築物 次のイ又はロのいずれかに適合するものであること。</p> <p>イ 非住宅部分が第一号に定める基準に適合し、かつ、住宅部分が前号に定める基準に適合すること。</p> <p>ロ 次の(1)から(3)までに適合すること。</p> <p>(1) 非住宅部分が<u>第一条第一項第一号</u>に定める基準に適合し、かつ、住宅部分が<u>同項第二号イ(1)及びロ</u>に適合すること。</p> <p>(2) <u>第一条第一項第三号ロ(1)の複合建築物の設計一次エネルギー消費量</u>が、複合建築物の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。</p> <p>(3) <u>非住宅部分が第一号イに適合すること。</u></p>		
<p><u>第十一条 前条第一号ロ(1)の非住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量及び同号ロ(2)の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。</u></p> $E_T = (E_{AC} + E_V + E_L + E_W + E_{EV} - E_S + E_M) \times 10^{-3}$ <p><u>この式において、E_T、E_{AC}、E_V、E_L、E_W、E_{EV}、E_S及びE_Mは、それぞれ次の数値を表すものとする。</u></p> <p><u>E_T 誘導設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきギガジュール)</u></p> <p><u>E_{AC} 第二条第一項の空気調和設備の設計一次エネルギー消費</u></p>			<p><u>(新設)</u></p>		

新	旧
<p><u>量（単位 一年につきメガジュール）</u></p> <p><u>E_V 第二条第一項の空気調和設備以外の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）</u></p> <p><u>E_L 第二条第一項の照明設備の設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）</u></p> <p><u>E_W 第二条第一項の給湯設備の設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）</u></p> <p><u>E_{EV} 第二条第一項の昇降機の設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）</u></p> <p><u>E_S エネルギー利用効率化設備（コージェネレーション設備に限る。次項並びに第十三条第一項及び第二項において同じ。）による誘導設計一次エネルギー消費量の削減量（単位 一年につきメガジュール）</u></p> <p><u>E_M 第二条第一項のその他一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）</u></p>	
<p><u>2 前項のエネルギー利用効率化設備による誘導設計一次エネルギー消費量の削減量は、国土交通大臣が定める方法により算出するものとする。</u></p> <p>（非住宅部分に係る誘導基準一次エネルギー消費量）</p>	<p>（非住宅部分に係る誘導基準一次エネルギー消費量）</p>
<p><u>第十二条 第十条第一号ロ（1）</u>の非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量及び同号ロ（2）の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。</p> $E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B + E_M \} \times 10^{-3}$ <p>この式において、E_{ST}、E_{SAC}、E_{SV}、E_{SL}、E_{SW}、<u>E_{SEV}</u>、<u>B</u>及びE_Mはそれぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>E_{ST} 誘導基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきギガジュール）</p> <p>E_{SAC} 第三条第一項の空気調和設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）</p> <p>E_{SV} 第三条第一項の空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）</p> <p>E_{SL} 第三条第一項の照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）</p> <p>E_{SW} 第三条第一項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）</p> <p>E_{SEV} 第三条第一項の昇降機の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）</p> <p><u>B 用途に応じて別表第二に掲げる第一条第一項第一号イの非住宅部分の基準一次エネルギー消費量（第三条第一項のその他一次エネルギー消費量を除く。別表第二において同じ。）に対する誘導基準一次エネルギー消費量（同項のその他一次エネルギー消費量を除く。別表第二において同じ。）の割合</u></p> <p>E_M 第三条第一項のその他一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）</p> <p><u>（住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量）</u></p>	<p><u>第十一条 前条第一号ロ（1）</u>の非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量及び同号ロ（2）の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。</p> $E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B + E_M \} \times 10^{-3}$ <p>この式において、E_{ST}、E_{SAC}、E_{SV}、E_{SL}、E_{SW}、<u>E_{SEV}及び</u>E_Mはそれぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>E_{ST} 誘導基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきギガジュール）</p> <p>E_{SAC} 第三条第一項の空気調和設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）</p> <p>E_{SV} 第三条第一項の空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）</p> <p>E_{SL} 第三条第一項の照明設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）</p> <p>E_{SW} 第三条第一項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）</p> <p>E_{SEV} 第三条第一項の昇降機の基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）</p> <p>E_M 第三条第一項のその他一次エネルギー消費量（単位 一年につきメガジュール）</p>

新	旧
<p><u>第十三条 第十条第二号ロの住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費</u> <u>量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。）及び第三項各</u> <u>号の単位住戸の誘導設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出</u> <u>した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これ</u> <u>を切り上げる。）とする。</u></p> $E_T = (E_H + E_C + E_V + E_L + E_W - E_S + E_M) \times 10^{-3}$ <p><u>この式において、E_T、E_H、E_C、E_V、E_L、E_W、E_S及びE_Mは、</u> <u>それぞれ次の数値を表すものとする。</u></p> <p><u>E_T 誘導設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきギガジ</u> <u>ジュール）</u></p> <p><u>E_H 第四条第一項の暖房設備の設計一次エネルギー消費量（単</u> <u>位 一年につきメガジュール）</u></p> <p><u>E_C 第四条第一項の冷房設備の設計一次エネルギー消費量（単</u> <u>位 一年につきメガジュール）</u></p> <p><u>E_V 第四条第一項の機械換気設備の設計一次エネルギー消費</u> <u>量（単位 一年につきメガジュール）</u></p> <p><u>E_L 第四条第一項の照明設備の設計一次エネルギー消費量（単</u> <u>位 一年につきメガジュール）</u></p> <p><u>E_W 第四条第一項の給湯設備の設計一次エネルギー消費量（単</u> <u>位 一年につきメガジュール）</u></p> <p><u>E_S エネルギー利用効率化設備による誘導設計一次エネルギ</u> <u>ー消費量の削減量（単位 一年につきメガジュール）</u></p> <p><u>E_M 第四条第一項のその他一次エネルギー消費量（単位 一年</u> <u>につきメガジュール）</u></p> <p><u>2 前項のエネルギー利用効率化設備による誘導設計一次エネルギ</u> <u>ー消費量の削減量は、国土交通大臣が定める方法により算出するものと</u> <u>する。</u></p> <p><u>3 第十条第二号ロの住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量（住宅</u> <u>部分の単位住戸の数が一である場合を除く。以下この項において同</u> <u>じ。）は、次の各号のいずれかの数値とする。</u></p> <p><u>一 単位住戸の誘導設計一次エネルギー消費量の合計と共用部分の</u> <u>誘導設計一次エネルギー消費量とを合計した数値</u></p> <p><u>二 単位住戸の誘導設計一次エネルギー消費量を合計した数値</u></p> <p><u>4 第十一条第一項及び第二項の規定は、前項第一号の共用部分の誘導</u> <u>設計一次エネルギー消費量について準用する。</u></p> <p><u>（住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量）</u></p>	<p><u>（新設）</u></p> <p><u>第十二条 第十条第二号ロの住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費</u> <u>量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。）及び次項の単</u> <u>位住戸の誘導基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数</u> <u>値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り</u> <u>上げる。）とする。</u></p> $E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.8 + E_M \} \times 10^{-3}$ <p><u>この式において、E_{ST}、E_{SH}、E_{SC}、E_{SV}、E_{SL}、E_{SW}及びE_M</u> <u>は、それぞれ次の数値を表すものとする。</u></p> <p><u>E_{ST} 誘導基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきギガ</u> <u>ジュール）</u></p> <p><u>E_{SH} 第五条第一項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量</u></p>
<p><u>第十四条 第十条第二号ロの住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費</u> <u>量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。）及び次項の単</u> <u>位住戸の誘導基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数</u> <u>値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り</u> <u>上げる。）とする。</u></p> $E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.8 + E_M \} \times 10^{-3}$ <p><u>この式において、E_{ST}、E_{SH}、E_{SC}、E_{SV}、E_{SL}、E_{SW}及びE_M</u> <u>は、それぞれ次の数値を表すものとする。</u></p> <p><u>E_{ST} 誘導基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきギガ</u> <u>ジュール）</u></p> <p><u>E_{SH} 第五条第一項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量</u></p>	<p><u>第十二条 第十条第二号ロの住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費</u> <u>量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。）及び次項の単</u> <u>位住戸の誘導基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数</u> <u>値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り</u> <u>上げる。）とする。</u></p> $E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.9 + E_M \} \times 10^{-3}$ <p><u>この式において、E_{ST}、E_{SH}、E_{SC}、E_{SV}、E_{SL}、E_{SW}及びE_M</u> <u>は、それぞれ次の数値を表すものとする。</u></p> <p><u>E_{ST} 誘導基準一次エネルギー消費量（単位 一年につきギガ</u> <u>ジュール）</u></p> <p><u>E_{SH} 第五条第一項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量</u></p>

新	旧
<p>(単位 一年につきメガジュール)</p> <p>E_{SC} 第五条第一項の冷房設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 一年につきメガジュール)</p> <p>E_{SV} 第五条第一項の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 一年につきメガジュール)</p> <p>E_{SL} 第五条第一項の照明設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 一年につきメガジュール)</p> <p>E_{SW} 第五条第一項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 一年につきメガジュール)</p> <p>E_M 第五条第一項のその他一次エネルギー消費量 (単位 一年につきメガジュール)</p>	<p>(単位 一年につきメガジュール)</p> <p>E_{SC} 第五条第一項の冷房設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 一年につきメガジュール)</p> <p>E_{SV} 第五条第一項の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 一年につきメガジュール)</p> <p>E_{SL} 第五条第一項の照明設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 一年につきメガジュール)</p> <p>E_{SW} 第五条第一項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 一年につきメガジュール)</p> <p>E_M 第五条第一項のその他一次エネルギー消費量 (単位 一年につきメガジュール)</p>
<p>2 第十条第二号ロの住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。以下この項において同じ。)は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 住宅部分の<u>誘導設計</u>一次エネルギー消費量を<u>前条第三項第一号</u>の数値とした住宅 単位住戸の誘導基準一次エネルギー消費量の合計と共用部分の誘導基準一次エネルギー消費量とを合計した数値</p> <p>二 住宅部分の<u>誘導設計</u>一次エネルギー消費量を<u>前条第三項第二号</u>の数値とした住宅 単位住戸の誘導基準一次エネルギー消費量を合計した数値</p> <p>3 <u>第十二条</u>の規定は、前項第一号の共用部分の誘導基準一次エネルギー消費量について準用する。この場合において、同条中「$E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B + E_M \} \times 10^{-3}$」とあるのは「$E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.8 + E_M \} \times 10^{-3}$」とする。</p> <p><u>(複合建築物の誘導設計一次エネルギー消費量)</u></p>	<p>2 第十条第二号ロの住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。以下この項において同じ。)は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 住宅部分の<u>設計</u>一次エネルギー消費量を<u>第四条第三項第一号</u>の数値とした住宅 単位住戸の誘導基準一次エネルギー消費量の合計と共用部分の誘導基準一次エネルギー消費量とを合計した数値</p> <p>二 住宅部分の<u>設計</u>一次エネルギー消費量を<u>第四条第三項第二号</u>の数値とした住宅 単位住戸の誘導基準一次エネルギー消費量を合計した数値</p> <p>3 <u>前条</u>の規定は、前項第一号の共用部分の誘導基準一次エネルギー消費量について準用する。この場合において、同条中「$E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.8 + E_M \} \times 10^{-3}$」とあるのは「$E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.9 + E_M \} \times 10^{-3}$」とする。</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第十五条</u> 第十条第三号ロ(2)の複合建築物の誘導設計一次エネルギー消費量は、<u>第十一条第一項</u>の規定により算出した非住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量と<u>第十三条第一項又は第三項</u>の規定により算出した住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量を合計した数値とする。</p> <p>(複合建築物の誘導基準一次エネルギー消費量)</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>(複合建築物の誘導基準一次エネルギー消費量)</p>
<p><u>第十六条</u> 第十条第三号ロ(2)の複合建築物の誘導基準一次エネルギー消費量は、<u>第十二条</u>の規定により算出した非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量と<u>第十四条第一項</u>又は第二項の規定により算出した住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量とを合計した数値とする。</p> <p>附 則</p>	<p><u>第十三条</u> 第十条第三号ロ(2)の複合建築物の誘導基準一次エネルギー消費量は、<u>第十一条</u>の規定により算出した非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量と<u>前条第一項</u>又は第二項の規定により算出した住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量とを合計した数値とする。</p> <p>附 則</p>
<p>第三条 この省令の施行の際現に存する<u>建築物(令和四年十月一日以後にする法第三十四条第一項の認定の申請に係るものを除く。次項並びに次条第二項及び第三項において同じ。)</u>の非住宅部分について、第三条及び<u>第十二条</u>の規定を適用する場合においては、当分の間、第三条第一項中「$E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$」とあるのは「$E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 1.1 + E_M \} \times 10^{-3}$」と、<u>第十二条中</u>「$E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B + E_M \} \times 10^{-3}$」とあるのは「$E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$」とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第三条 この省令の施行の際現に存する<u>建築物の非住宅部分</u>について、第三条及び<u>第十一条</u>の規定を適用する場合においては、当分の間、第三条第一項中「$E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$」とあるのは「$E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 1.1 + E_M \} \times 10^{-3}$」と、<u>第十一条中</u>「$E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times B + E_M \} \times 10^{-3}$」とあるのは「$E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$」とする。</p> <p>2 (略)</p>

新										旧																																																																																																																																																																																																																									
<p>第四条 この省令の施行の際現に存する建築物の住宅部分について、第一条第一項第二号の規定を適用する場合には、同号ロ(1)に適合する場合に限り、当分の間、同号イの規定は、適用しない。</p> <p>2 この省令の施行の際現に存する建築物の住宅部分について、第五条及び第十四条の規定を適用する場合には、当分の間、第五条第一項中「$E_{ST} = (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_M) \times 10^{-3}$」とあるのは「$E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 1.1 + E_M \} \times 10^{-3}$」と、同条第四項中「準用する。」とあるのは「準用する。この場合において、同条第一項中「$E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$」とあるのは、「$E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 1.1 + E_M \} \times 10^{-3}$」とする。」と、第十四条第一項中「$E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.8 + E_M \} \times 10^{-3}$」とあるのは「$E_{ST} = (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_M) \times 10^{-3}$」と、同条第三項中「$E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.8 + E_M \} \times 10^{-3}$」とあるのは「$E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$」とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>別表第一(第十条関係)</p>										<p>第四条 この省令の施行の際現に存する建築物の住宅部分について、第一条第一項第二号の規定を適用する場合には、同号ロ(1)に適合する場合に限り、当分の間、同号イの規定は、適用しない。</p> <p>2 この省令の施行の際現に存する建築物の住宅部分について、第五条及び第十二条の規定を適用する場合には、当分の間、第五条第一項中「$E_{ST} = (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_M) \times 10^{-3}$」とあるのは「$E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 1.1 + E_M \} \times 10^{-3}$」と、同条第四項中「準用する。」とあるのは「準用する。この場合において、同条第一項中「$E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$」とあるのは、「$E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 1.1 + E_M \} \times 10^{-3}$」とする。」と、第十二条第一項中「$E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.9 + E_M \} \times 10^{-3}$」とあるのは「$E_{ST} = (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_M) \times 10^{-3}$」と、同条第三項中「$E_{ST} = \{ (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV}) \times 0.9 + E_M \} \times 10^{-3}$」とあるのは「$E_{ST} = (E_{SAC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW} + E_{SEV} + E_M) \times 10^{-3}$」とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>別表(第十条関係)</p>																																																																																																																																																																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途</th> <th colspan="8">地域の区分</th> </tr> <tr> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 (事務所等)</td> <td>4 8 0</td> <td>4 8 0</td> <td>4 8 0</td> <td>4 7 0</td> <td>4 7 0</td> <td>4 7 0</td> <td>4 5 0</td> <td>5 7 0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 (ホテル等)</td> <td colspan="2">客室部</td> <td>6 5 0</td> <td>6 5 0</td> <td>6 5 0</td> <td>5 0 0</td> <td>5 0 0</td> <td>5 1 0</td> <td>6 7 0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">宴会場部</td> <td>9 9 0</td> <td>9 9 0</td> <td>9 9 0</td> <td>1 2 6</td> <td>1 2 6</td> <td>1 4 6</td> <td>2 2 7</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 (病院等)</td> <td colspan="2">病室部</td> <td>9 0 0</td> <td>9 0 0</td> <td>9 0 0</td> <td>8 3 0</td> <td>8 3 0</td> <td>8 0 0</td> <td>9 8 0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">非病室部</td> <td>4 6 0</td> <td>4 6 0</td> <td>4 6 0</td> <td>4 5 0</td> <td>4 5 0</td> <td>4 4 0</td> <td>6 5 0</td> </tr> <tr> <td>4 (百貨店等)</td> <td colspan="2"></td> <td>6 4 0</td> <td>6 4 0</td> <td>6 4 0</td> <td>7 2 0</td> <td>7 2 0</td> <td>8 1 0</td> <td>1 2 9</td> </tr> <tr> <td>5 (学校等)</td> <td colspan="2"></td> <td>4 2 0</td> <td>4 2 0</td> <td>4 2 0</td> <td>4 7 0</td> <td>4 7 0</td> <td>5 0 0</td> <td>6 3 0</td> </tr> <tr> <td>6 (飲食店等)</td> <td colspan="2"></td> <td>7 1 0</td> <td>7 1 0</td> <td>7 1 0</td> <td>8 2 0</td> <td>8 2 0</td> <td>9 0 0</td> <td>1 4 3</td> </tr> <tr> <td>7 (集会所等)</td> <td colspan="2">図書館等</td> <td>5 9</td> <td>5 9</td> <td>5 9</td> <td>5 8</td> <td>5 8</td> <td>5 5</td> <td>6 5</td> </tr> </tbody> </table>										用途	地域の区分								1	2	3	4	5	6	7	8	1 (事務所等)	4 8 0	4 8 0	4 8 0	4 7 0	4 7 0	4 7 0	4 5 0	5 7 0	2 (ホテル等)	客室部		6 5 0	6 5 0	6 5 0	5 0 0	5 0 0	5 1 0	6 7 0	宴会場部		9 9 0	9 9 0	9 9 0	1 2 6	1 2 6	1 4 6	2 2 7	3 (病院等)	病室部		9 0 0	9 0 0	9 0 0	8 3 0	8 3 0	8 0 0	9 8 0	非病室部		4 6 0	4 6 0	4 6 0	4 5 0	4 5 0	4 4 0	6 5 0	4 (百貨店等)			6 4 0	6 4 0	6 4 0	7 2 0	7 2 0	8 1 0	1 2 9	5 (学校等)			4 2 0	4 2 0	4 2 0	4 7 0	4 7 0	5 0 0	6 3 0	6 (飲食店等)			7 1 0	7 1 0	7 1 0	8 2 0	8 2 0	9 0 0	1 4 3	7 (集会所等)	図書館等		5 9	5 9	5 9	5 8	5 8	5 5	6 5	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途</th> <th colspan="8">地域の区分</th> </tr> <tr> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 (事務所等)</td> <td>4 8 0</td> <td>4 8 0</td> <td>4 8 0</td> <td>4 7 0</td> <td>4 7 0</td> <td>4 7 0</td> <td>4 5 0</td> <td>5 7 0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 (ホテル等)</td> <td colspan="2">客室部</td> <td>6 5 0</td> <td>6 5 0</td> <td>6 5 0</td> <td>5 0 0</td> <td>5 0 0</td> <td>5 1 0</td> <td>6 7 0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">宴会場部</td> <td>9 9 0</td> <td>9 9 0</td> <td>9 9 0</td> <td>1 2 6</td> <td>1 2 6</td> <td>1 4 6</td> <td>2 2 7</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 (病院等)</td> <td colspan="2">病室部</td> <td>9 0 0</td> <td>9 0 0</td> <td>9 0 0</td> <td>8 3 0</td> <td>8 3 0</td> <td>8 0 0</td> <td>9 8 0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">非病室部</td> <td>4 6 0</td> <td>4 6 0</td> <td>4 6 0</td> <td>4 5 0</td> <td>4 5 0</td> <td>4 4 0</td> <td>6 5 0</td> </tr> <tr> <td>4 (百貨店等)</td> <td colspan="2"></td> <td>6 4 0</td> <td>6 4 0</td> <td>6 4 0</td> <td>7 2 0</td> <td>7 2 0</td> <td>8 1 0</td> <td>1 2 9</td> </tr> <tr> <td>5 (学校等)</td> <td colspan="2"></td> <td>4 2 0</td> <td>4 2 0</td> <td>4 2 0</td> <td>4 7 0</td> <td>4 7 0</td> <td>5 0 0</td> <td>6 3 0</td> </tr> <tr> <td>6 (飲食店等)</td> <td colspan="2"></td> <td>7 1 0</td> <td>7 1 0</td> <td>7 1 0</td> <td>8 2 0</td> <td>8 2 0</td> <td>9 0 0</td> <td>1 4 3</td> </tr> <tr> <td>7 (集会所等)</td> <td colspan="2">図書館等</td> <td>5 9</td> <td>5 9</td> <td>5 9</td> <td>5 8</td> <td>5 8</td> <td>5 5</td> <td>6 5</td> </tr> </tbody> </table>										用途	地域の区分								1	2	3	4	5	6	7	8	1 (事務所等)	4 8 0	4 8 0	4 8 0	4 7 0	4 7 0	4 7 0	4 5 0	5 7 0	2 (ホテル等)	客室部		6 5 0	6 5 0	6 5 0	5 0 0	5 0 0	5 1 0	6 7 0	宴会場部		9 9 0	9 9 0	9 9 0	1 2 6	1 2 6	1 4 6	2 2 7	3 (病院等)	病室部		9 0 0	9 0 0	9 0 0	8 3 0	8 3 0	8 0 0	9 8 0	非病室部		4 6 0	4 6 0	4 6 0	4 5 0	4 5 0	4 4 0	6 5 0	4 (百貨店等)			6 4 0	6 4 0	6 4 0	7 2 0	7 2 0	8 1 0	1 2 9	5 (学校等)			4 2 0	4 2 0	4 2 0	4 7 0	4 7 0	5 0 0	6 3 0	6 (飲食店等)			7 1 0	7 1 0	7 1 0	8 2 0	8 2 0	9 0 0	1 4 3	7 (集会所等)	図書館等		5 9	5 9	5 9	5 8	5 8	5 5	6 5
用途	地域の区分																																																																																																																																																																																																																																		
	1	2	3	4	5	6	7	8																																																																																																																																																																																																																											
1 (事務所等)	4 8 0	4 8 0	4 8 0	4 7 0	4 7 0	4 7 0	4 5 0	5 7 0																																																																																																																																																																																																																											
2 (ホテル等)	客室部		6 5 0	6 5 0	6 5 0	5 0 0	5 0 0	5 1 0	6 7 0																																																																																																																																																																																																																										
	宴会場部		9 9 0	9 9 0	9 9 0	1 2 6	1 2 6	1 4 6	2 2 7																																																																																																																																																																																																																										
3 (病院等)	病室部		9 0 0	9 0 0	9 0 0	8 3 0	8 3 0	8 0 0	9 8 0																																																																																																																																																																																																																										
	非病室部		4 6 0	4 6 0	4 6 0	4 5 0	4 5 0	4 4 0	6 5 0																																																																																																																																																																																																																										
4 (百貨店等)			6 4 0	6 4 0	6 4 0	7 2 0	7 2 0	8 1 0	1 2 9																																																																																																																																																																																																																										
5 (学校等)			4 2 0	4 2 0	4 2 0	4 7 0	4 7 0	5 0 0	6 3 0																																																																																																																																																																																																																										
6 (飲食店等)			7 1 0	7 1 0	7 1 0	8 2 0	8 2 0	9 0 0	1 4 3																																																																																																																																																																																																																										
7 (集会所等)	図書館等		5 9	5 9	5 9	5 8	5 8	5 5	6 5																																																																																																																																																																																																																										
用途	地域の区分																																																																																																																																																																																																																																		
	1	2	3	4	5	6	7	8																																																																																																																																																																																																																											
1 (事務所等)	4 8 0	4 8 0	4 8 0	4 7 0	4 7 0	4 7 0	4 5 0	5 7 0																																																																																																																																																																																																																											
2 (ホテル等)	客室部		6 5 0	6 5 0	6 5 0	5 0 0	5 0 0	5 1 0	6 7 0																																																																																																																																																																																																																										
	宴会場部		9 9 0	9 9 0	9 9 0	1 2 6	1 2 6	1 4 6	2 2 7																																																																																																																																																																																																																										
3 (病院等)	病室部		9 0 0	9 0 0	9 0 0	8 3 0	8 3 0	8 0 0	9 8 0																																																																																																																																																																																																																										
	非病室部		4 6 0	4 6 0	4 6 0	4 5 0	4 5 0	4 4 0	6 5 0																																																																																																																																																																																																																										
4 (百貨店等)			6 4 0	6 4 0	6 4 0	7 2 0	7 2 0	8 1 0	1 2 9																																																																																																																																																																																																																										
5 (学校等)			4 2 0	4 2 0	4 2 0	4 7 0	4 7 0	5 0 0	6 3 0																																																																																																																																																																																																																										
6 (飲食店等)			7 1 0	7 1 0	7 1 0	8 2 0	8 2 0	9 0 0	1 4 3																																																																																																																																																																																																																										
7 (集会所等)	図書館等		5 9	5 9	5 9	5 8	5 8	5 5	6 5																																																																																																																																																																																																																										

新										旧											
)			0	0	0	0	0	0	0	0)			0	0	0	0	0	0	0	0
			7	7	7	9	9	9	9	1				7	7	7	9	9	9	9	1
			9	9	9	1	1	1	1	0				9	9	9	1	1	1	1	0
			0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0
			1	1	1	1	1	1	1	2				1	1	1	1	1	1	1	2
			4	4	4	5	5	5	5	0				4	4	4	5	5	5	5	0
			9	9	9	1	1	1	1	9				9	9	9	1	1	1	1	9
			0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0

備考

- 単位は、1平方メートル1年につきメガジュールとする。
- 「事務所等」とは、事務所、官公署その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第二において同じ。
- 「ホテル等」とは、ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第二において同じ。
- 「病院等」とは、病院、老人ホーム、福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第二において同じ。
- 「百貨店等」とは、百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第二において同じ。
- 「学校等」とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第二において同じ。
- 「飲食店等」とは、飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第二において同じ。
- 「図書館等」とは、図書館、博物館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいい、「体育館等」とは、体育館、公会堂、集会場、ボーリング場、劇場、アスレチック場、スケート場、公衆浴場、競馬場又は競輪場、社寺その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいい、「映画館等」とは、映画館、カラオケボックス、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第二において同じ。

備考

- 単位は、1平方メートル1年につきメガジュールとする。
- 「事務所等」とは、事務所、官公署その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
- 「ホテル等」とは、ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
- 「病院等」とは、病院、老人ホーム、福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
- 「百貨店等」とは、百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
- 「学校等」とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
- 「飲食店等」とは、飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
- 「図書館等」とは、図書館、博物館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいい、「体育館等」とは、体育館、公会堂、集会場、ボーリング場、劇場、アスレチック場、スケート場、公衆浴場、競馬場又は競輪場、社寺その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいい、「映画館等」とは、映画館、カラオケボックス、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

別表第二（第十二条関係）

用途	第一条第一項第一号イの非住宅部分の基準一次エネルギー消費量に対する誘導基準一次エネルギー消費量の割合
(1) 事務所等	0.6
(2) ホテル等	0.7
(3) 病院等	0.7
(4) 百貨店等	0.7
(5) 学校等	0.6
(6) 飲食店等	0.7
(7) 集会所等	0.7
(8) 工場等	0.6

(新設)

新	旧
<u>備考</u> <u>「集会所等」とは、図書館等、体育館等及び映画館等をいう。</u>	

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正 新旧対照表 (改正部分抜粋)

(令和4年11月7日号外経済産業・国土交通省令第2号)

新	旧																											
<p>(建築物エネルギー消費性能基準)</p> <p>第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第三号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 住宅部分を有する建築物（複合建築物を除く。以下「住宅」という。） 次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。</p> <p>イ 次の（１）から（３）までのいずれかに適合すること。</p>	<p>(建築物エネルギー消費性能基準)</p> <p>第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第三号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 住宅部分を有する建築物（複合建築物を除く。以下「住宅」という。） 次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。</p> <p>イ 次の（１）から（３）までのいずれかに適合すること。</p> <p><u>（１） 次の（い）又は（ii）のいずれかに適合すること。</u></p> <p><u>（い） 国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸（住宅部分の一の住戸をいう。以下同じ。）の外皮平均熱貫流率（単位住戸の内外の温度差一度当たりの総熱損失量（換気による熱損失量を除く。）を外皮（外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏その他これらに類する建築物の部分）をいう。）に接する天井（小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合にあっては、屋根）、壁、床及び開口部並びに当該単位住戸以外の建築物の部分に接する部分をいう。以下（い）において同じ。）の面積で除した数値をいう。以下同じ。）及び冷房期（一年間のうち一日の最高気温が二十三度以上となる全ての期間をいう。以下同じ。）の平均日射熱取得率（日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮の面積により加重平均した数値をいう。以下同じ。）が、次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">地域の区分</th> <th style="text-align: center;">外皮平均熱貫流率 (単位 一平方メートル一度につき ワット)</th> <th style="text-align: center;">冷房期の平均日射熱取得率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一</td> <td style="text-align: center;">〇・四六</td> <td style="text-align: center;">＝</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">二</td> <td style="text-align: center;">〇・四六</td> <td style="text-align: center;">＝</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">三</td> <td style="text-align: center;">〇・五六</td> <td style="text-align: center;">＝</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">四</td> <td style="text-align: center;">〇・七五</td> <td style="text-align: center;">＝</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">五</td> <td style="text-align: center;">〇・八七</td> <td style="text-align: center;">三・〇</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">六</td> <td style="text-align: center;">〇・八七</td> <td style="text-align: center;">二・八</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">七</td> <td style="text-align: center;">〇・八七</td> <td style="text-align: center;">二・七</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">八</td> <td style="text-align: center;">＝</td> <td style="text-align: center;">六・七</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>（ii） 住宅（単位住戸の数が一であるものを除く。）の住棟単位外皮平均熱貫流率（（い）に規定する国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸の外皮平均熱貫流率の合計を単位住戸の数で除したものをいう。以下（ii）及び（２）（い）において同じ。）及び住棟単位冷房期平均日射熱取得率（（い）に規定する国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸の冷房期の平均日射熱取得率の合計を単位住戸の数</u></p>	地域の区分	外皮平均熱貫流率 (単位 一平方メートル一度につき ワット)	冷房期の平均日射熱取得率	一	〇・四六	＝	二	〇・四六	＝	三	〇・五六	＝	四	〇・七五	＝	五	〇・八七	三・〇	六	〇・八七	二・八	七	〇・八七	二・七	八	＝	六・七
地域の区分	外皮平均熱貫流率 (単位 一平方メートル一度につき ワット)	冷房期の平均日射熱取得率																										
一	〇・四六	＝																										
二	〇・四六	＝																										
三	〇・五六	＝																										
四	〇・七五	＝																										
五	〇・八七	三・〇																										
六	〇・八七	二・八																										
七	〇・八七	二・七																										
八	＝	六・七																										

新	旧																											
	<p>で除したものをいう。以下（i i）及び（2）（i i）において同じ。）が、次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。</p> <table border="1" data-bbox="815 293 1433 752"> <thead> <tr> <th>地域の区分</th> <th>外皮平均熱貫流率(単位 一方メートル一度につきワット)</th> <th>冷房期の平均日射熱取得率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>二</td><td>〇・四一</td><td>＝</td></tr> <tr><td>三</td><td>〇・四一</td><td>＝</td></tr> <tr><td>三</td><td>〇・四四</td><td>＝</td></tr> <tr><td>四</td><td>〇・六九</td><td>＝</td></tr> <tr><td>五</td><td>〇・七五</td><td>一・五</td></tr> <tr><td>六</td><td>〇・七五</td><td>一・四</td></tr> <tr><td>七</td><td>〇・七五</td><td>一・三</td></tr> <tr><td>八</td><td>＝</td><td>二・八</td></tr> </tbody> </table> <p>（2） 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。</p> <p>（i） 住宅（単位住戸の数が一であるものに限る。）（1）（i）に規定する国土交通大臣が定める方法により算出した外皮性能モデル住宅（国土交通大臣が構造に応じて外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率の算出に用いるべき標準的な住宅であると認めるものをいう。）の単位住戸の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率が、（1）（i）の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。</p> <p>（i i） 住宅（単位住戸の数が一であるものを除く。）（1）（i i）に規定する国土交通大臣が定める方法により算出した外皮性能モデル共同住宅（国土交通大臣が構造に応じて外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率の算出に用いるべき標準的な共同住宅であると認めるものをいう。）の住棟単位外皮平均熱貫流率及び住棟単位冷房期平均日射熱取得率が、（1）（i i）の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。</p>	地域の区分	外皮平均熱貫流率(単位 一方メートル一度につきワット)	冷房期の平均日射熱取得率	二	〇・四一	＝	三	〇・四一	＝	三	〇・四四	＝	四	〇・六九	＝	五	〇・七五	一・五	六	〇・七五	一・四	七	〇・七五	一・三	八	＝	二・八
地域の区分	外皮平均熱貫流率(単位 一方メートル一度につきワット)	冷房期の平均日射熱取得率																										
二	〇・四一	＝																										
三	〇・四一	＝																										
三	〇・四四	＝																										
四	〇・六九	＝																										
五	〇・七五	一・五																										
六	〇・七五	一・四																										
七	〇・七五	一・三																										
八	＝	二・八																										
<p>（1） 国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸（住宅部分の一の住戸をいう。以下同じ。）の外皮平均熱貫流率（単位住戸の内外の温度差一度当たりの総熱損失量（換気による熱損失量を除く。）を外皮（外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏その他これらに類する建築物の部分）をいう。）に接する天井（小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合にあつては、屋根）、壁、床及び開口部並びに当該単位住戸以外の建築物の部分に接する部分）をいう。以下（1）において同じ。）の面積で除した数値をいう。以下同じ。）及び冷房期（一年間のうち一日の最高気温が二十三度以上となる全ての期間をいう。以下同じ。）の平均日射熱取得率（日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮の面積により加重平均した数値をいう。以下同じ。）が、次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。</p>																												
<table border="1" data-bbox="156 1944 762 2101"> <thead> <tr> <th>地域の区分</th> <th>外皮平均熱貫流率(単位 一方メートル一度につきワット)</th> <th>冷房期の平均日射熱取得率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>二</td><td>〇・四六</td><td>＝</td></tr> <tr><td>三</td><td>〇・四六</td><td>＝</td></tr> </tbody> </table>	地域の区分	外皮平均熱貫流率(単位 一方メートル一度につきワット)	冷房期の平均日射熱取得率	二	〇・四六	＝	三	〇・四六	＝																			
地域の区分	外皮平均熱貫流率(単位 一方メートル一度につきワット)	冷房期の平均日射熱取得率																										
二	〇・四六	＝																										
三	〇・四六	＝																										

新			旧		
三	〇・五六	二			
四	〇・七五	二			
五	〇・八七	三・〇			
六	〇・八七	二・八			
七	〇・八七	二・七			
八	二	六・七			
<p>(2) (1)の国土交通大臣が定める方法により算出した外皮性能モデル住宅(国土交通大臣が構造に応じて外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率の算出に用いるべき標準的な住宅であると認めるものをいう。)の単位住戸の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率が、(1)の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。</p>					
(3) (略)			(3) (略)		
ロ (略)			ロ (略)。		
三 (略)			三 (略)		
<p>2 前項第二号イ(1)の地域の区分は、国土交通大臣が別に定めるものとする。</p> <p>(特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準)</p>			<p>2 前項第二号イ(1)(i)及び(ii)の地域の区分は、国土交通大臣が別に定めるものとする。</p> <p>(特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準)</p>		
<p>第八条 法第二十九条第一項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。</p> <p>一 特定建築主が令和二年度以降に新築する分譲型一戸建て規格住宅が、<u>第一条第一項第二号イ(1)</u>に適合するものであること。</p> <p>二 (略)</p> <p>(建築物エネルギー消費性能誘導基準)</p>			<p>第八条 法第二十九条第一項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。</p> <p>一 特定建築主が令和二年度以降に新築する分譲型一戸建て規格住宅が、<u>第一条第一項第二号イ(1)(i)</u>に適合するものであること。</p> <p>二 (略)</p> <p>(建築物エネルギー消費性能誘導基準)</p>		
<p>第十条 法第三十五条第一項第一号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 住宅 次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。</p>			<p>第十条 法第三十五条第一項第一号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 住宅 次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。</p>		
<p><u>イ 第一条第一項第二号イ(1)(i)に規定する国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率が、次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。</u></p>			<p><u>イ 第一条第一項第二号イ(1)(i)に規定する国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率が、次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。</u></p>		
地域の区分	外皮平均熱貫流率(単位 一方メートル一度につきワット)	冷房期の平均日射熱取得率			
一	〇・四〇	一			

新			旧																													
			二	〇・四〇	—																											
			三	〇・五〇	—																											
			四	〇・六〇	—																											
			五	〇・六〇	三・〇																											
			六	〇・六〇	二・八																											
			七	〇・六〇	二・七																											
			八	—	六・七																											
<p><u>イ 次の（１）又は（２）のいずれかに適合すること。</u></p> <p><u>（１） 第一条第一項第二号イ（１）の国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率が、次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域の区分</th> <th>外皮平均熱貫流率（単位 一平方メートルにつきワット）</th> <th>冷房期の平均日射熱取得率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一</td> <td>〇・四〇</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>二</td> <td>〇・四〇</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>三</td> <td>〇・五〇</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>四</td> <td>〇・六〇</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>五</td> <td>〇・六〇</td> <td>三・〇</td> </tr> <tr> <td>六</td> <td>〇・六〇</td> <td>二・八</td> </tr> <tr> <td>七</td> <td>〇・六〇</td> <td>二・七</td> </tr> <tr> <td>八</td> <td>—</td> <td>六・七</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>（２） 住宅部分が外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準に適合すること。</u></p>			地域の区分	外皮平均熱貫流率（単位 一平方メートルにつきワット）	冷房期の平均日射熱取得率	一	〇・四〇	—	二	〇・四〇	—	三	〇・五〇	—	四	〇・六〇	—	五	〇・六〇	三・〇	六	〇・六〇	二・八	七	〇・六〇	二・七	八	—	六・七	<p><u>ロ 住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量が、住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。</u></p>		
地域の区分	外皮平均熱貫流率（単位 一平方メートルにつきワット）	冷房期の平均日射熱取得率																														
一	〇・四〇	—																														
二	〇・四〇	—																														
三	〇・五〇	—																														
四	〇・六〇	—																														
五	〇・六〇	三・〇																														
六	〇・六〇	二・八																														
七	〇・六〇	二・七																														
八	—	六・七																														
<p><u>イ 次の（１）又は（２）のいずれかに適合すること。</u></p> <p><u>（１） 住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量が、住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。</u></p> <p><u>（２） 住宅部分が一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に適合すること。</u></p>			<p><u>ロ 次の（１）又は（２）のいずれかに適合すること。</u></p> <p><u>（１） 住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量が、住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。</u></p> <p><u>（２） 住宅部分が一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に適合すること。</u></p>																													
<p>三 （略）</p> <p>（住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量）</p>			<p>三 （略）</p> <p>（住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量）</p>																													
<p>第十三条 <u>第十条第二号ロ（１）</u>の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。）及び第三項各号の単位住戸の誘導設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。</p> $E_T = (E_H + E_C + E_V + E_L + E_W - E_S + E_M) \times 10^{-3}$ <p>この式において、E_T、E_H、E_C、E_V、E_L、E_W、E_S及びE_Mは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>E_T 誘導設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきギガジュール）</p> <p>E_H 第四条第一項の暖房設備の設計一次エネルギー消費量（単</p>			<p>第十三条 <u>第十条第二号ロ</u>の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。）及び第三項各号の単位住戸の誘導設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。</p> $E_T = (E_H + E_C + E_V + E_L + E_W - E_S + E_M) \times 10^{-3}$ <p>この式において、E_T、E_H、E_C、E_V、E_L、E_W、E_S及びE_Mは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>E_T 誘導設計一次エネルギー消費量（単位 一年につきギガジュール）</p> <p>E_H 第四条第一項の暖房設備の設計一次エネルギー消費量（単</p>																													

新	旧
<p>位 一年につきメガジュール)</p> <p>E_C 第四条第一項の冷房設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 一年につきメガジュール)</p> <p>E_V 第四条第一項の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 一年につきメガジュール)</p> <p>E_L 第四条第一項の照明設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 一年につきメガジュール)</p> <p>E_W 第四条第一項の給湯設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 一年につきメガジュール)</p> <p>E_S エネルギー利用効率化設備による誘導設計一次エネルギー消費量の削減量 (単位 一年につきメガジュール)</p> <p>E_M 第四条第一項のその他一次エネルギー消費量 (単位 一年につきメガジュール)</p>	<p>位 一年につきメガジュール)</p> <p>E_C 第四条第一項の冷房設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 一年につきメガジュール)</p> <p>E_V 第四条第一項の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 一年につきメガジュール)</p> <p>E_L 第四条第一項の照明設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 一年につきメガジュール)</p> <p>E_W 第四条第一項の給湯設備の設計一次エネルギー消費量 (単位 一年につきメガジュール)</p> <p>E_S エネルギー利用効率化設備による誘導設計一次エネルギー消費量の削減量 (単位 一年につきメガジュール)</p> <p>E_M 第四条第一項のその他一次エネルギー消費量 (単位 一年につきメガジュール)</p>
2 (略)	2 (略)
<p>3 第十条第二号ロ(1)の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量 (住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。以下この項において同じ。)は、次の各号のいずれかの数値とする。</p> <p>一 単位住戸の誘導設計一次エネルギー消費量の合計と共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量とを合計した数値</p> <p>二 単位住戸の誘導設計一次エネルギー消費量を合計した数値</p>	<p>3 第十条第二号ロの住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。以下この項において同じ。)は、次の各号のいずれかの数値とする。</p> <p>一 単位住戸の誘導設計一次エネルギー消費量の合計と共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量とを合計した数値</p> <p>二 単位住戸の誘導設計一次エネルギー消費量を合計した数値</p>
4 (略)	4 (略)
<p>(住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量)</p> <p>第十四条 第十条第二号ロ(1)の住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。)及び次項の単位住戸の誘導基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。</p> $E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.8 + E_M \} \times 10^{-3}$ <p>この式において、E_{ST}、E_{SH}、E_{SC}、E_{SV}、E_{SL}、E_{SW}及びE_Mは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>E_{ST} 誘導基準一次エネルギー消費量 (単位 一年につきギガジュール)</p> <p>E_{SH} 第五条第一項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 一年につきメガジュール)</p> <p>E_{SC} 第五条第一項の冷房設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 一年につきメガジュール)</p> <p>E_{SV} 第五条第一項の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 一年につきメガジュール)</p> <p>E_{SL} 第五条第一項の照明設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 一年につきメガジュール)</p> <p>E_{SW} 第五条第一項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 一年につきメガジュール)</p> <p>E_M 第五条第一項のその他一次エネルギー消費量 (単位 一年につきメガジュール)</p>	<p>(住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量)</p> <p>第十四条 第十条第二号ロの住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。)及び次項の単位住戸の誘導基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。)とする。</p> $E_{ST} = \{ (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.8 + E_M \} \times 10^{-3}$ <p>この式において、E_{ST}、E_{SH}、E_{SC}、E_{SV}、E_{SL}、E_{SW}及びE_Mは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>E_{ST} 誘導基準一次エネルギー消費量 (単位 一年につきギガジュール)</p> <p>E_{SH} 第五条第一項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 一年につきメガジュール)</p> <p>E_{SC} 第五条第一項の冷房設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 一年につきメガジュール)</p> <p>E_{SV} 第五条第一項の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 一年につきメガジュール)</p> <p>E_{SL} 第五条第一項の照明設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 一年につきメガジュール)</p> <p>E_{SW} 第五条第一項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量 (単位 一年につきメガジュール)</p> <p>E_M 第五条第一項のその他一次エネルギー消費量 (単位 一年につきメガジュール)</p>
<p>2 第十条第二号ロ(1)の住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量 (住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。以下この項において同じ。)は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号に</p>	<p>2 第十条第二号ロの住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。以下この項において同じ。)は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号に</p>

新	旧
<p>号に定めるとおりとする。</p> <p>一 住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量を前条第三項第一号の数値とした住宅 単位住戸の誘導基準一次エネルギー消費量の合計と共用部分の誘導基準一次エネルギー消費量とを合計した数値</p> <p>二 住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量を前条第三項第二号の数値とした住宅 単位住戸の誘導基準一次エネルギー消費量を合計した数値</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則〔令和四年一月七日経済産業・国土交通省令第二号〕</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この省令は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この省令の施行前に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の建築物エネルギー消費性能確保計画の提出、同法第十三条第二項若しくは第三項(これらの規定を同法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の建築物エネルギー消費性能確保計画の通知、同法第十九条第一項の届出、同法第二十条第二項の通知、同法第二十三条第一項若しくは第四十一条第一項の認定の申請又は同法第二十七条第一項の評価を行う建築士への建築に係る設計の委託がされた建築物に係る同法第二条第一項第三号の建築物エネルギー消費性能基準については、なお従前の例による。</u></p>	<p>定めるとおりとする。</p> <p>一 住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量を前条第三項第一号の数値とした住宅 単位住戸の誘導基準一次エネルギー消費量の合計と共用部分の誘導基準一次エネルギー消費量とを合計した数値</p> <p>二 住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量を前条第三項第二号の数値とした住宅 単位住戸の誘導基準一次エネルギー消費量を合計した数値</p> <p>3 (略)</p>